

参考資料

[共通]

- ① 放課後事業等一覧 p. 1

[放課後事業]

- ② 名古屋市放課後事業実施要綱 p. 3
- ③ 放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧
(令和3年度・令和4年度・令和5年度) p. 35
- ④ トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧
(令和4年度・令和5年度・令和6年4月) p. 41
- ⑤ プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について p. 43
- ⑥ 地域協力員の人数と主な体験活動について p. 45
- ⑦ トワイライトスクール基本方針図・トワイライトルーム基本方針図 p. 47
- ⑧ 「名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託」概要 p. 49
(別添資料) トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける
配慮を要する児童への対応について (通知) p. 52
- ⑨ トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー
対応指針 p. 77
- ⑩ 放課後事業の再参加について p. 110
- ⑪ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 p. 112
- ⑫ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の
留意事項について p. 121
- ⑬ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正す
る省令について p. 122
- ⑭ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
う留意事項について p. 123
- ⑮ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例 p. 124
- ⑯ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例 p. 126
- ⑰ 本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績 (令和4年度・令和5年度) p. 128
- ⑱ 愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱 (抜粋) 及び研修科目
一覧 p. 130
- ⑲ 令和5年度土曜学習プログラムの実施状況 p. 134
- ⑳ 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体コンソーシアム
(共同事業体) 取扱要領 p. 135
- ㉑ 名古屋市指名停止要綱 p. 143

[生涯学習開放]

- ㉒ 名古屋市生涯学習開放実施要綱 p. 158
- ㉓ 学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱 p. 161
- ㉔ 生涯学習開放 (プール開放) 管理運営業務委託にかかる取扱基準 p. 164

[共通]①放課後事業等一覧

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
区名	学校コード	学校名	郵便番号	所在地	部屋数	プレイルーム面積(m ²)	設置階	開始年月	放課後事業種別(※)	生涯学習開放実施校	基本額区分
東	2201	旭丘小学校	461-0023	徳川町1601	1	88	1	平成14年10月	スクール	○	E
東	2202	筒井小学校	461-0003	筒井一丁目15-28	1	108	1	平成12年5月	スクール		D
東	2203	東桜小学校	461-0005	東桜一丁目13-1	2	109	2	平成19年6月	スクール		D
東	2204	矢田小学校	461-0048	矢田南四丁目4-1	1	108	1	平成11年11月	スクール	○	H
東	2205	山吹小学校	461-0014	槿木町2-24	2	149	1	平成14年6月	ルーム	○	G
東	2206	東白壁小学校	461-0011	白壁五丁目7	1	116	2	平成16年5月	スクール		D
東	2207	葵小学校	461-0004	葵一丁目5-1	2	106	1	平成18年5月	ルーム		E
東	2208	明倫小学校	461-0032	出来町一丁目8-1	2	108	1	平成17年6月	スクール		C
東	2209	砂田橋小学校	461-0045	砂田橋三丁目1番13号	2	108	2	平成13年6月	ルーム		E
北	2301	飯田小学校	462-0819	平安二丁目7-14	2	108	2	平成16年5月	スクール		A
北	2302	大杉小学校	462-0837	大杉三丁目9-21	2	108	1	平成20年5月	スクール		C
北	2303	清水小学校	462-0844	清水五丁目3-1	2	108	2	平成12年6月	スクール		C
北	2304	杉村小学校	462-0834	長田町3-62	2	108	1	平成19年5月	スクール		D
北	2305	名北小学校	462-0865	下飯田町1-34	2	108	2	平成14年6月	ルーム		F
北	2306	金城小学校	462-0847	金城三丁目11番6号	2	108	1	平成11年7月	ルーム		G
北	2307	城北小学校	462-0024	鳩岡二丁目8-43	2	108	1	平成13年6月	スクール		D
北	2308	六郷小学校	462-0825	大曽根三丁目15-82	1	65	1	平成19年5月	スクール		A
北	2309	楠小学校	462-0005	池花町309	2	97	1	平成19年6月	スクール		D
北	2310	光城小学校	462-0053	光音寺町4-1	2	108	1	平成14年5月	スクール		D
北	2311	東志賀小学校	462-0037	志賀町4-60	2	108	1	平成19年6月	スクール		C
北	2312	味鋺小学校	462-0014	楠味鋺三丁目126	2	108	2	平成18年6月	ルーム		F
北	2313	西味鋺小学校	462-0016	西味鋺二丁目526	2	82	1	平成17年6月	スクール		A
北	2314	楠西小学校	462-0061	会所町89	1	79	1	平成15年6月	スクール		B
北	2315	如意小学校	462-0007	如意三丁目131	2	108	1	平成10年9月	スクール		B
北	2316	宮前小学校	462-0804	上飯田南町4丁目1番地の2	2	108	2	平成12年4月	ルーム		D
北	2317	川中小学校	462-0052	福德町5-52	2	108	3	平成18年6月	スクール		B
北	2318	六郷北小学校	462-0810	山田四丁目14番56号	2	113	1	平成18年5月	スクール		A
北	2319	辻小学校	462-0032	辻町1-32-4	2	108	1	平成13年5月	スクール		A
西	2401	榎小学校	451-0063	押切一丁目12-25	1	93	1	平成15年6月	スクール		B
西	2403	栄生小学校	451-0052	栄生一丁目27-26	1	68	1	平成19年5月	スクール		A
西	2404	上名古屋小学校	451-0025	上名古屋三丁目4-18	1	89	1	平成17年6月	スクール		C
西	2405	城西小学校	451-0031	城西三丁目14-25	2	108	1	平成13年6月	スクール		D
西	2406	児玉小学校	451-0066	児玉二丁目3-33	2	108	1	平成9年10月	ルーム		E

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
区名	学校コード	学校名	郵便番号	所在地	部屋数	プレイルーム面積(m ²)	設置階	開始年月	放課後事業種別(※)	生涯学習開放実施校	基本額区分
西	2407	枇杷島小学校	451-0053	枇杷島三丁目16-33	1	81	1	平成18年5月	スクール		B
西	2408	南押切小学校	451-0051	則武新町二丁目14-3	1	86	1	平成19年6月	スクール		A
西	2411	庄内小学校	451-0083	新福寺町2-5-1	2	108	2	平成12年5月	スクール		E
西	2412	稲生小学校	451-0015	香呑町2-84	2	180	2	平成13年6月	スクール		D
西	2413	山田小学校	452-0815	八筋町381-1	2	122	1	平成18年6月	スクール		C
西	2414	平田小学校	452-0848	西原町88番地	2	149	1	平成11年9月	ルーム		F
西	2415	比良小学校	452-0802	比良二丁目175	1	87	1	平成17年2月	スクール		B
西	2416	大野木小学校	452-0803	大野木三丁目17	2	158	1	平成19年5月	スクール		E
西	2417	浮野小学校	452-0846	浮野町98	2	108	2	平成14年6月	スクール		B
西	2418	比良西小学校	452-0812	玉池町347	2	133	1	平成12年5月	スクール	○	C
西	2419	中小田井小学校	452-0822	中小田井二丁目189	2	111	1	平成20年6月	スクール		E
西	2420	なごや小学校	451-0041	幅下一丁目7-17	2	88	1	平成29年4月	ルーム		G
中村	2502	中村小学校	453-0053	中村町1-72	2	109	2	平成18年5月	スクール		B
中村	2505	牧野小学校	453-0016	竹橋町3番4号	2	105	2	平成13年5月	ルーム		B
中村	2506	米野小学校	453-0807	権現通1-28	1	91	1	平成19年5月	スクール		B
中村	2507	日比津小学校	453-0037	高道町2-1-30	2	151	1	平成19年4月	スクール		C
中村	2508	柳小学校	453-0855	烏森町2-25	1	82	1	平成12年5月	スクール		C
中村	2509	稲葉地小学校	453-0065	靖国町3-20	2	111	3	平成11年7月	スクール		F
中村	2510	日吉小学校	453-0819	城主町1-1	2	108	1	平成16年5月	スクール		C
中村	2511	岩塚小学校	453-0862	岩塚町4丁目17番地	2	108	1	平成12年5月	ルーム		E
中村	2513	豊臣小学校	453-0052	森末町2-1	1	86	1	平成14年5月	スクール		B
中村	2514	千成小学校	453-0823	日ノ宮町1-120	2	113	1	平成15年5月	スクール		E
中村	2516	諏訪小学校	453-0062	諏訪町2-6-7	2	108	1	平成10年9月	スクール	○	C
中村	2517	稲西小学校	453-0849	稲西町88	1	86	1	平成18年5月	スクール		B
中村	2518	八社小学校	453-0863	八社一丁目199番地の2	2	108	1	平成13年5月	ルーム		C
中村	2519	ほのか小学校	453-0021	松原町5丁目5番地	2	183	1	平成17年6月	ルーム		F
中村	2520	笹島小学校	450-0002	名駅四丁目19番1号	2	111	1	平成22年4月	スクール		B

※ ⑩「放課後事業種別」欄は、トワイライトスクール実施校は「スクール」、トワイライトルーム実施校は「ルーム」と表記しています。

なお、トワイライトスクール実施校においても、学区の子育て家庭の状況等を踏まえ、事業履行期間内に本市がトワイライトルームに移行することを決定する場合があります。

②名古屋市放課後事業実施要綱

名古屋市放課後事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、小学校年齢期の児童が豊かな放課後を過ごすことを目的とした放課後事業（小学校施設において実施するトワイライトスクール及びトワイライトルームをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 放課後事業の運営は、この事業の目的を理解し、放課後の事業運営を円滑に実施できる法人格を有する団体等に委託することができる。

第2章 トワイライトスクール

(実施事業)

第3条 教育委員会は、放課後等に、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々の知識や経験を生かした世代間交流をすることなどを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、地域における子育て支援の推進や生涯学習の振興などを図るための事業として、トワイライトスクール（以下「スクール」という。）を実施する。

2 スクールは、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく教育事業であるが、次世代育成支援を総合的に推進するため、子ども青少年局長が教育委員会の補助執行をする。

(実施場所)

第4条 スクールは、名古屋市立の小学校（別表1に掲げる小学校を除く。）において実施する。

(開設日及び活動時間)

第5条 スクールの開設日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から土曜日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開設日以外の日に開設することができる。

2 前項に規定する開設日における活動時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はスクールを休止又はスクールの活動時間を短縮する。

(1) 学校教育活動に支障があると校長が認めるとき。

(2) 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に規定する授業日（以下「授業のある日」という。）は午前11時の時点で、規則に規定する休業日（以下「授業のない日」という。）は午前7時の時点で、名古屋市に暴風警報又は暴風雪警報（以下「暴風警報等」という。）が発令されている場合及びその時点後に発令された場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で暴風警報等が解除された場合は、午後1時から実施

する。

(3) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、当該小学校の学区に避難指示及び特別警報が発令された場合及びその時点後に発令された場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で避難指示及び特別警報が解除された場合は、午後1時から実施する。

(4) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第4非常配備に相当する事由が発生している場合及びその時点後に発生した場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。

(5) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第3非常配備に相当する事由が発生し、かつ、当該小学校若しくはその周辺に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると教育委員会が認める場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。

(6) 台風の接近に伴い、学校の休校が前日に決定された場合。

(7) その他教育委員会が必要と認めるとき。

4 前項第1号から第6号までの規定にかかわらず、教育委員会がスクールの実施に支障がないと認めるときは、活動を行うことができる。

5 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合のスクールの休止又はスクールの活動時間の短縮は、発表の都度、教育委員会から指示するものとする。

(スクールの対象児童)

第6条 スクールの対象児童は、原則として各小学校に在籍する児童又は当該学区に在住する小学校1年生から6年生までの児童で参加を希望する者とする。

(スクールへの参加登録)

第7条 スクールへの参加を希望する児童の保護者は、参加を希望する年度ごとにトワイライトスクール参加申込書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の保護者は、参加にあたり、保険関係費を払い込み、払込受領書をトワイライトスクール参加申込書(第1号様式)に貼付して提出するものとする。

(届出)

第8条 前条の規定により参加登録をした児童の保護者は、登録児童若しくは保護者の氏名又は住所等に変更があったときは、速やかにトワイライトスクール参加申込内容変更届(第2号様式)を教育委員会へ提出するものとする。

(預り金)

第9条 スクールを運営する者は、この事業を実施するに際して、行事等に要する費用の一部を徴収することができる。

(運営スタッフ)

第10条 スクールの運営スタッフとして、運営指導者及び地域協力員を配置するものとする。

る。

- 2 運営指導者はスクールの運営全般の総括及び総合調整を行い、地域協力員は児童の見守りや活動支援などを行うものとする。

(運営連絡会)

第11条 スクールの運営についての意見の聴取等のため、小学校ごとに運営連絡会を置くものとする。

- 2 運営連絡会の委員は、学区における様々な地域団体の代表者や学校関係者等で構成する。

第12条から第17条まで 削除

第3章 トワイライトルーム

(実施事業)

第18条 市長は、第3条第1項に規定する事業とともに保護者が家庭にいないことなどにより、子育てへの援助を希望する家庭の児童に対して、より生活に配慮した事業（以下「選択事業」という。）を行うトワイライトルーム（以下「ルーム」という。）を実施することができる。

(準用)

第19条 第2章（第3条及び第4条を除く。）の規定は、ルームの実施に関し必要な事項について準用する。この場合において、これらの規定中「スクール」とあるのは「ルーム」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第5条中「別表第2」とあるのは「別表第3」と、「午前7時」とあるのは「午前6時（土曜日は午前7時）」と、第7条中「トワイライトスクール参加申込書（第1号様式）」とあるのは「トワイライトルーム参加申込書（第9号様式）」と、第8条中「トワイライトスクール参加申込内容変更届（第2号様式）」とあるのは「トワイライトルーム参加申込内容変更届（第13号様式）」と読み替えるものとする。

(ルームの実施校)

第20条 ルームは、名古屋市立の別表第1に掲げる小学校において実施する。

(選択事業の対象児童)

第21条 選択事業の対象児童は、第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをしたルームの登録者のうち、保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の児童で市長が認める者とする。

- 2 一のルームにおける選択事業の登録児童の定員は、40名とする。ただし、参加状況を踏まえ、運営上支障がないと市長が認める場合は、定員を超えて受け入れることができる。

(選択事業登録)

第22条 選択事業への登録を希望する児童の保護者は、トワイライトルーム参加申込書のほかに、子育てへの援助を希望する事由を申告及び申立する書類を添付してトワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトル

ーム選択事業継続登録申請書(第10号の2様式)を、登録を希望する年度ごとに市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、本条の規定による申請書の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書(第11号様式)又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。ただし、この場合において、市長は、保護者が次条第2項に規定する利用料又は第25条第3項に規定する一時利用料を滞納しているときは、別に規定するところにより選択事業の登録を不承諾とすることができる。
- 3 前項の規定により選択事業に登録された児童（以下「選択登録児童」という。）の保護者は、選択事業登録の内容の変更を希望するときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録内容の変更の可否をトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。
- 5 選択事業の登録期間などの取扱いについては、別に定める。

（利用料）

第23条 選択登録児童の保護者は、利用料を負担する。

- 2 前項の利用料の額は、児童1人につき、18時まで利用する場合は月額1,500円、19時まで利用する場合は月額6,500円とする。
- 3 市長は、前条第2項の規定により選択事業への登録を承諾したときは、前項に規定する利用料の額をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書(第11号様式)により当該保護者に通知するものとする。
- 4 選択事業の登録期間が月の途中で開始又は終了する場合における当該月の利用料は、第2項に規定するとおりとする。
- 5 前条第4項の規定により月の途中に選択事業登録の時間帯の変更の決定を受けた場合における当該月の利用料は、第2項に規定する19時まで利用する場合の額とする。

（利用料の減免）

第24条 市長は、選択登録児童の保護者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該保護者の申請により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、利用料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者 前条第2項に規定する利用料の2分の1に相当する額
- (2) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年名古屋市条例第43号）第2条第1項第2号及び第3号に規定する児童の保護者（同条第2項第4号に規定するひとり親家庭の母等を除く。） 前条第2項に規定する利用料の2分の1に相当する額

(3) その他市長が認める者 市長が定める額

- 2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）、トワイライトルーム選択事業継続登録申請書（第10号の2様式）又はトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添付できず、減免の承認を受けることができなかった利用者は、登録の決定日から起算して30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減免の承認を受けることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、利用料の減免の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書（第12号様式）により保護者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認のうえ、減免の承認内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）により保護者に通知するものとする。
- 6 市長は、第3項により減免の承認の決定を受けている保護者が第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。
- 7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

（一時利用）

- 第25条 保護者（第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをした者に限る。以下この条において同じ。）の就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護又は介護及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、一時的に利用を必要とする場合は、選択登録児童以外の児童であっても、一時的に選択登録児童を対象とする時間帯に参加（以下「一時利用」という。）することができる。ただし、ルームの運営上支障がある場合はこの限りでない。
- 2 一時利用する児童の保護者は、事業の実施に要する費用の一部（以下「一時利用料」という。）を負担する。

- 3 一時利用料の額は、児童1人につき、1日1,000円とする。
- 4 一時利用への登録を希望する児童の保護者は、登録を希望する年度ごとにトワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトルーム選択事業継続登録申請書（第10号の2様式）をあらかじめ市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書（第18号様式）により保護者に通知するものとする。この場合において、市長は保護者が第23条第2項に定める利用料又は第3項に定める一時利用料を滞納しているときは、別に定めるところにより一時利用の登録を不承諾とすることができる。
- 6 前項の規定により一時利用の登録の承諾を受けた保護者が、一時利用を希望するときは、トワイライトルーム一時利用申込書（第16号様式）を一時利用しようとする日の前日までに市長に提出するものとする。

（一時利用料の減免）

- 第26条 市長は、一時利用登録児童の保護者が第24条第1項の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該保護者の申請により、第24条第1項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、利用料を減免することができる。
- 2 前項の規定により一時利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添付できず、減免の承認を受けることができなかった利用者は、登録の決定日から起算して30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減免の承認を受けることができるものとする。
 - 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、一時利用料の減免の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書（第18号様式）により保護者に通知するものとする。
 - 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第24条第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、減免の承認内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決

定通知書（第15号様式）により保護者に通知するものとする。

- 6 市長は、第3項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者が第24条第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。
- 7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

（選択事業利用料及び一時利用料の納付方法）

第26条の2 選択事業利用料及び一時利用料は、原則として、口座振替又は自動払込みの方法により納付するものとする。

（選択事業利用料及び一時利用料の還付）

第27条 既納の利用料及び一時利用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、還付することができる。

- (1) 地震、火災その他災害等又は工事その他の管理上やむを得ない事由により月の開設日の半分以上について開設することができなかった場合は当該月の選択事業利用料の半額、月の開設日の全部について開設することができなかった場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (2) 感染症の拡大防止等のために、市長が月の開設日のうち半分以上利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の半額、月の開設日の全部について利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (3) 選択登録児童の傷病により月の開設日の全部について利用できなかった場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (4) 第24条第2項又は第26条第2項の規定により遡って減免を受けた場合は当初決定された利用料から減免後の利用料を控除した額。
- (5) その他市長が必要と認めるときは市長が定める額。

（過誤納金の取扱い）

第27条の2 既納の利用料及び一時利用料のうち、過納又は誤納のために還付すべきもの（以下「過誤納金」という。）があるときは、市長は速やかに、保護者に過誤納金相当額を還付しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該保護者に、未納の利用料及び一時利用料があるときは、当該過誤納金を未納に係る納付金に充当するものとする。
- 3 第1項の場合において、市長が特別の事由があると認めたときは、当該過誤納金を納期が到来していない納付金に充当することができるものとする。

（登録取消）

第28条 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童の保護者が、選択事業又は一時利用を希望しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届（第19号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、本条の規定による取消届の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による届出が提出されたときは、その内容を確認のうえ、選択事業の登録又は一時利用の登録の取り消しについて、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。
- 3 市長は、次のいずれかに該当するときは、既に承諾した選択事業の登録及び一時利用の登録を取り消すことができる。
 - (1) 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童がその対象児童でなくなったと市長が認めるとき。
 - (2) 保護者が第23条第2項に定める利用料又は第25条第3項に定める一時利用料を滞納したとき。
- 4 市長は、前項の規定により選択事業の登録又は一時利用の登録を取り消すときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。

（運営スタッフ）

- 第29条 ルームの運営スタッフとして、第10条に規定する運営指導者及び地域協力員に加えて、子ども指導員を配置する。
- 2 子ども指導員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する放課後児童支援員とする。
 - 3 子ども指導員は、子どもの活動や生活の指導等を行う。

第4章 その他

（委任）

- 第30条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から実施する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

名古屋市トワイライトスクール実施要綱

名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施要綱
- 3 市長は、保護者が前項の規定による廃止前の名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施要綱に規定する利用料又は一時利用料を滞納しているときは、第22条第2項ただし書及び第28条第3項第2号の規定を適用して選択事業及び一時利用の登録を不承諾及び取消しすることができるものとする。
- 4 この要綱に基づくスクール、ルーム及び経過措置の手続その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。
- 5 第1条中、トワイライトスクール時間延長モデル事業廃止に伴う経過措置及び第12条から第17条の規定は、平成26年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式及び第9号様式から第20号様式までの規定は、平成26年度に係る登録の手続から適用し、平成25年度に係る登録の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式、第9号様式、第10号様式及び第16号様式の規定は、平成27年度に係る登録の手続から適用し、平成26年度に係る登録の手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規

定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 1月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年11月 1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1（第4条及び第20条関係）

（トワイライトルーム実施校）	
富士見台小学校、山吹小学校、葵小学校、砂田橋小学校、名北小学校、金城小学校、味鋤小学校、宮前小学校、児玉小学校、平田小学校、なごや小学校、牧野小学校、岩塚小学校、八社小学校、ほのか小学校、大須小学校、正木小学校、松栄小学校、広路小学校、弥富小学校、高田小学校、高蔵小学校、船方小学校、大宝小学校、八幡小学校、戸田小学校、千音寺小学校、小碓小学校、南陽小学校、稲永小学校、正保小学校、笠寺小学校、菊住小学校、小幡小学校、守山小学校、志段味西小学校、天子田小学校、小幡北小学校、鳴海東部小学校、有松小学校、戸笠小学校、黒石小学校、南陵小学校、大高北小学校、小坂小学校、藤が丘小学校、香流小学校、梅森坂小学校、極楽小学校、北一社小学校、天白小学校、平針小学校、大坪小学校、植田東小学校	

別表第2（第5条関係）

トワイライトスクール活動日	トワイライトスクール活動時間
授業のある日	授業終了後から午後6時まで
授業のない日	午前9時から午後6時まで

別表第3（第19条関係）

トワイライトルーム活動日	トワイライトルーム活動時間
授業のある日	授業終了後から午後5時まで 選択事業は授業終了後から午後7時まで
土曜日	午前9時から午後5時まで 選択事業は午前9時から午後6時まで
授業のない日 （土曜日を除く）	午前8時から午後5時まで 選択事業は午前8時から午後7時まで

第1号様式

トワイライトスクール参加申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

次のとおり _____ 小学校トワイライトスクールへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<フリガナ>		年 月 日 生

※学年欄には、参加する年度の学年を記入してください。組欄は、入学式、始業式前は未記入で構いません。

保護者氏名 (申込者氏名)	<フリガナ>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 父・母・祖父母(姓:)・勤務先名 () 電話番号 (— —) 連絡順② 父・母・祖父母(姓:)・勤務先名 () 電話番号 (— —) 連絡順③ 父・母・祖父母(姓:)・勤務先名 () 電話番号 (— —)

★ トワイライトスクールに申込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 身体障害者手帳を所持	☐ 愛護手帳を所持
☐ 精神障害者保健福祉手帳を所持	
☐ 特別支援学級に在籍	☐ 通級指導教室に通級
☐ 医師の診断を受けている(発達障害等)	

保険関係費
払込受領証
貼付欄

★ 民間学童や放課後等デイサービス等の利用がある場合は、利用機関名等をお書きください。

利用機関名	電話番号	利 用 時 間 等

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

- ☐ 学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐ アドレナリン自己注射薬（エピペン®）や緊急時薬を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面 ② 性格・行動面 ③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。 ④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。
--

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、管理システムの利用や保護者への連絡等、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

【確認事項】

- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・トワイライトのきまりを守って参加します。

保護者氏名 _____

第2号様式

トワイライトスクール参加申込内容変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

保護者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

_____ 小学校トワイライトスクール

1 現在の登録内容

保護者氏名	
-------	--

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<フリガナ>	年 月 日 生
		<フリガナ>	年 月 日 生
		<フリガナ>	年 月 日 生

2 変更後 (変更のあった日: 年 月 日)

変更事項	変更後の内容
☐ 児童氏名 ☐ 保護者 (父・母・その他) ☐ 保護者氏名 ☐ 住所・電話番号 ☐ 緊急連絡先 ☐ かかりつけ医 ☐ その他	

注: 該当する□の中へレ印をつけてください。

(宛先) 名古屋市長

次のとおり_____小学校トワイライトルームへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<フリガナ>		年 月 日 生

※学年欄には、参加する年度の学年を記入してください。組欄は、入学式、始業式前は未記入で構いません。

保護者氏名 (申込者氏名)	<フリガナ>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 父・母・祖父母(姓:)・勤務先名 () 電話番号 () — — 連絡順② 父・母・祖父母(姓:)・勤務先名 () 電話番号 () — — 連絡順③ 父・母・祖父母(姓:)・勤務先名 () 電話番号 () — —

★ トワイライトルームに申し込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 身体障害者手帳を所持	☐ 愛護手帳を所持
☐ 精神障害者保健福祉手帳を所持	
☐ 特別支援学級に在籍	☐ 通級指導教室に通級
☐ 医師の診断を受けている(発達障害等)	

保険関係費
払込受領証
貼付欄

★ 民間学童や放課後等デイサービス等の利用がある場合は、
利用機関名等をお書きください。

利用機関名	電話番号	利 用 時 間 等

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

- ☐ 学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐ アドレナリン自己注射薬（エピペン®）や緊急時薬を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面
② 性格・行動面
③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。
④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

◎ 選択事業・一時利用の登録をご希望の方は、この申込書とともに「トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)」等必要書類を提出してください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。
また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報、管理システムの利用や保護者への連絡等、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

【確認事項】

- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・トワイライトのきまりを守って参加します。

保護者氏名 _____

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

住所	(〒)
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日生
電話番号	

次のとおり、_____小学校トワイライトルーム選択事業・一時利用の登録・減免を申請します。

なお、必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況、ひとり親家庭の児童等の医療費助成の受給状況及び各種手帳受給状況について確認されることに同意します。

(必要事項を記入し、該当する□に☑チェックを入れてください)

1 登録を希望する児童

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<フリガナ>	年 月 日生

2 食物アレルギーの有無

① ☐ あり (該当するものを○で囲んでください) ② ☐ なし

①えび ②かに ③小麦 ④そば ⑤卵 ⑥乳 ⑦落花生 ⑧大豆 ⑨オレンジ
 ⑩キウイフルーツ ⑪くるみ ⑫バナナ ⑬もも ⑭りんご ⑮ゼラチン ⑯あわび
 ⑰いか ⑱いくら ⑲ごま ⑳カシューナッツ ㉑牛肉 ㉒鶏肉 ㉓豚肉 ㉔さけ
 ㉕さば ㉖まつたけ ㉗やまいも ㉘その他 ()

3 減免の申請の有無

① ☐ あり (事由 ① ☐ 生活保護 ② ☐ ひとり親医療証 ③ ☐ その他)
 ② ☐ なし

4 登録を希望する制度 (選択事業と一時利用の両方登録する場合、両方に☑チェックを入れてください)

① ☐ 選択事業 ⇒ 続けて5～7にご記入ください。
 ② ☐ 一時利用 ⇒ **記入していただく項目は以上です。**

5 登録を希望する時間帯・期間

希望する 時 間 帯	① ☐ 18時まで (1,500円/月)	希望する	年 月 日から
	② ☐ 19時まで (6,500円/月)	期 間	年 月 日まで

6 登録を希望する理由 ※枠内から選んで記入し、申告書・申立書を添付してください。

保護者1
(続柄: 番号:)
 保護者2
(続柄: 番号:)

①就労 ②求職活動 ③就学・技能訓練
 ④傷病療養・親族の看護・介護
 ⑤妊娠中・出産後 ⑥災害復旧 ⑦その他

7 参加予定 (○を記入してください。※予定日数以上の利用を妨げるものではありません)

	月曜日～土曜日	長期休業
17時以降の参加	週 (1・2・3・4・5・6) 日 程度	

※ この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

※ 利用料の滞納がある場合、登録をお断りしたり、登録を取り消したりすることがあります。

トワイライトルーム選択事業継続登録申請書

(宛先) 名古屋市長

次のとおり、トワイライトルーム選択事業の登録・減免を申請します。

児童氏名 _____

学校名 _____ 児童番号 _____

※次年度の選択事業登録について、「現登録状況」からの「変更有無」のいずれかに○をつけ、「②変更あり」の場合は「変更内容」に変更後の内容をご記入ください。

	現登録状況	変更有無	変更内容
住所		①変更なし ②変更あり	
保護者氏名		①変更なし ②変更あり	
選択事業 登録時間帯		①変更なし ②変更あり	
選択事業 登録期間		①変更なし ②変更あり	
一時利用		①変更なし ②変更あり	
減免登録		①変更なし ②変更あり	
減免事由		①変更なし ②変更あり	

裏面もご記入ください

※現登録状況と変更の無い場合もご記入ください。

登録を希望する理由

※枠内から選んで記入し、申告書・申立書を添付してください。

保護者1（続柄： 番号： ） 保護者2（続柄： 番号： ）

①就労 ②求職活動 ③就学・技能訓練 ④傷病療養・親族の看護・介護 ⑤妊娠中・出産後 ⑥災害復旧 ⑦その他

参加予定

※○を記入してください。予定日数以上の利用を妨げるものではありません。

	月曜日～土曜日	長期休業
17時以降の 参加	週（１・２・３・４・５・６）日 程度	

アレルギー

①なし ②あり

※該当するものを○で囲んでください。

①えび ②かに ③小麦 ④そば ⑤卵 ⑥乳 ⑦落花生 ⑧大豆 ⑨オレンジ ⑩キウイフルーツ ⑪くるみ ⑫バナナ ⑬もも ⑭りんご ⑮ゼラチン ⑯あわび ⑰いか ⑱いくら ⑲ごま ⑳カシューナッツ ㉑牛肉 ㉒鶏肉 ㉓豚肉 ㉔さけ ㉕さば ㉖まつたけ ㉗やまいも ㉘その他（ ）

※この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲で利用し、目的外利用はしません。

※利用料の滞納がある場合、登録をお断りしたり、登録を取り消したりすることがあります。

必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況及びひとり親家庭の児童等の医療費助成の受給状況について確認されることに同意します。

（宛先）名古屋市長

上記のとおり申請します。

申請日： 年 月 日 保護者署名： _____

表面の記入をご確認ください

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム〔選択事業登録
一時利用登録〕承諾書兼利用料決定通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム〔選択事業登録
一時利用登録〕につきまして、
次のとおり承諾し、利用料を決定しましたので通知します。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

児 童 氏 名	生 年 月 日	児 童 番 号
	年 月 日生	
利用区分		

登 録 期 間	
利 用 料	
減免適用の有無	
減免後の利用料	
減免する期間	

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業登録・減免につきまして、次のとおり承諾できませんので通知します。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

児 童 氏 名	生 年 月 日	選択事業登録の 時間帯
	年 月 日 生	

不承諾の内容	
不承諾の理由	

第13号様式

トワイライトルーム参加申込内容変更届

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

(〒 -)

保護者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

1 変更前

保護者氏名	
-------	--

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<フリガナ>	年 月 日 生
		<フリガナ>	年 月 日 生
		<フリガナ>	年 月 日 生

2 変更後 (変更のあった日: 年 月 日)

変更事項	変更後の内容
☐ 児童氏名 ☐ 保護者 (父・母・その他) ☐ 保護者氏名 ☐ 住所・電話 ☐ 緊急連絡先 ☐ かかりつけ医 ☐ 食物アレルギー ☐ その他	

注: 該当する□の中へレ印をつけてください。

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書

保護者

住所	(〒 -)
フリガナ 氏名	
電話番号	

1 対象児童

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<フリガナ>	年 月 日 生
児童番号		トワイライトルーム選択事業に申込み をしている兄弟姉妹の有無	<u>あり・なし</u>

変更適用開始日	年 月 日から適用開始
---------	-----------------------

変更事項		変更前	変更後
☐	選択事業登録の時間帯	☐ 18時まで ☐ 19時まで	☐ 18時まで ☐ 19時まで
☐	選択事業登録の事由		
☐	利用料減免	☐ 減免あり 〔事由 ☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親医療証世帯 ☐ その他 () 〕 ☐ 減免なし	☐ 減免あり 〔事由 ☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親医療証世帯 ☐ その他 () 〕 ☐ 減免なし

⟨29⟩

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容の変更を承諾し、次のとおり登録内容を決定しましたので通知します。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

変更年月日	年 月 日
-------	-------

児 童 氏 名	生 年 月 日	児 童 番 号
	年 月 日 生	
選択事業登録の時間帯	時まで	

利 用 料	円
選択事業登録の事由	
登 録 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
減免適用の有無	
減免後の利用料	円
減免の事由	
減免する期間	

【利用料の納入について】

- 1 トワイライトルーム利用料は、口座振替（自動払込）により、又は納付書により金融機関等において納付してください。
- 2 口座振替（自動払込）により納付する場合の振替日（払込日）は、毎月25日となります。
- 3 口座振替（自動払込）の振替日（払込日）が、金融機関等の休業日の場合は翌営業日）となります。

トワイライトルーム一時利用申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

氏名	
電話番号	

次のとおり、_____小学校トワイライトルーム一時利用を申し込みます。

1 (月分) 利用予定表

フリガナ					
児童氏名					
生年月日		年 月 日生		年 月 日生	
学年	組	年	組	※事務欄	
利用日		日()	: ~ :		
		日()	: ~ :		
		日()	: ~ :		
		日()	: ~ :		
		日()	: ~ :		
		日()	: ~ :		
		日()	: ~ :		
		日()	: ~ :		
				計	

2 利用を希望する理由 (※枠内から選んで番号を記入してください。)

保護者1

(続柄: 番号:)

保護者2

(続柄: 番号:)

- | | | |
|----------------|----------|----------|
| ①就労 | ②求職活動 | ③就学・技能訓練 |
| ④傷病療養・親族の看護・介護 | ⑤妊娠中・出産後 | ⑥災害復旧 |
| ⑦その他 | | |

3 減免の申請 (該当する欄に☑ チェックを入れてください。)

☐ あり (事由 ☐生活保護 ☐ひとり親医療証 ☐その他)

☐ なし

※この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

※事務欄はトワイライトルーム職員が記入しますので、記入しないでください。

【事務欄】

利用実績の確認日	月 日	確認者氏名	
----------	-----	-------	--

第18号様式

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム一時利用登録・減免につきまして、次のとおり承諾できませんので通知します。

児 童 氏 名	生 年 月 日
	年 月 日 生

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
不承諾の内容	
不承諾の理由	

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

住所	(〒 -)
フリガナ 氏名	
電話番号	

次のとおり、_____小学校トワイライトルーム選択事業・一時利用への登録を取り消したいので届け出ます。

1 対象児童

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<フリガナ>	年 月 日 生
児童番号			

2 登録取消を希望する制度と登録取消予定日

取消を希望する制度	取消予定日
☐ 選択事業	年 月 日
☐ 一時利用	年 月 日

注：選択事業と一時利用の両方登録を取り消す場合、両方に☒チェックを入れ、それぞれの取消予定日をご記入ください。

3 登録取消を希望する理由

☐学区外へ転居するため
☐親族等（祖父母など）が面倒をみってくれるため
☐就労等の状況が変わり、預ける必要がなくなったため
☐部活動を始め、必要がなくなったため
☐塾などに通うことになり、必要がなくなったため
☐その他（ ）

第20号様式

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書

選択事業・一時利用につきまして、次のとおり登録・減免を取り消すこととしましたので通知します。

児 童 氏 名	生 年 月 日	児 童 番 号
	年 月 日 生	
選択事業登録の時間帯	時まで	

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
取 消 の 内 容	
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	年 月 日
減免取消後の利用料	円

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和5年度）

(人)

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数 (※1)	令和5年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業 中参加者数 (平日)	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
東	旭丘小学校	490	263	12,437	43.2	12,222	51.4	215	4.3	1,041	3.6	1,272	33.5
東	筒井小学校	442	200	10,440	35.9	10,260	42.6	180	3.6	1,668	5.7	1,555	37.9
東	東桜小学校	370	207	10,015	35.0	9,941	41.9	74	1.5	2,341	8.2	1,002	26.4
東	矢田小学校	453	282	20,914	72.6	20,535	85.9	379	7.7	5,584	19.4	2,986	76.6
東	山吹小学校	671	277	17,471	59.8	17,012	70.3	459	9.2	4,366	15.0	2,647	63.0
東	東白壁小学校	465	212	9,932	34.7	9,790	41.1	142	3.0	1,609	5.6	1,195	30.6
東	葵小学校	396	204	14,001	47.9	13,842	57.2	159	3.2	4,561	15.6	1,942	46.2
東	明倫小学校	311	147	7,365	25.5	7,262	30.4	103	2.1	3,038	10.5	1,171	30.0
東	砂田橋小学校	369	191	13,126	45.0	12,981	53.6	145	2.9	6,113	20.9	2,468	58.8
北	飯田小学校	371	132	4,684	16.4	4,483	18.9	201	4.1	986	3.4	712	19.2
北	大杉小学校	339	174	9,525	32.7	9,457	39.2	68	1.4	3,708	12.7	1,278	31.2
北	清水小学校	357	187	9,544	33.0	9,315	39.0	229	4.6	2,140	7.4	1,326	33.2
北	杉村小学校	262	136	11,900	41.6	11,586	48.9	314	6.4	2,855	10.0	1,554	42.0
北	名北小学校	356	208	16,614	56.9	16,261	67.2	353	7.1	5,380	18.4	2,552	60.8
北	金城小学校	462	239	17,791	61.1	17,289	71.7	502	10.0	6,930	23.8	2,676	65.3
北	城北小学校	553	194	9,672	33.7	9,476	40.0	196	3.9	3,875	13.5	1,326	34.9
北	六郷小学校	89	63	4,430	15.3	4,241	17.7	189	3.9	1,293	4.5	573	14.3
北	楠小学校	757	221	10,964	38.1	10,689	44.7	275	5.6	5,483	19.0	1,564	40.1
北	光城小学校	466	182	10,488	36.4	10,397	43.5	91	1.9	3,820	13.3	1,428	36.6
北	東志賀小学校	376	104	7,537	26.1	7,482	31.2	55	1.1	2,399	8.3	1,175	29.4
北	味鋺小学校	577	236	15,765	54.0	15,202	62.8	563	11.3	5,656	19.4	2,194	52.2
北	西味鋺小学校	219	80	4,943	16.9	4,650	19.2	293	5.9	1,743	6.0	432	10.3
北	楠西小学校	239	95	7,392	25.5	7,043	29.3	349	7.0	3,038	10.5	827	20.7
北	如意小学校	258	110	7,034	24.5	6,954	29.2	80	1.6	2,145	7.5	702	18.5
北	宮前小学校	256	124	11,051	37.8	10,651	44.0	400	8.0	3,313	11.3	1,583	37.7
北	川中小学校	193	110	5,468	19.0	5,363	22.5	105	2.1	856	3.0	758	19.9
北	六郷北小学校	154	86	4,067	14.0	3,977	16.6	90	1.8	499	1.7	943	23.6
北	辻小学校	237	78	3,588	12.5	3,387	14.3	201	4.1	537	1.9	453	12.2
西	榎小学校	278	161	7,346	25.5	7,111	29.6	235	4.9	2,006	7.0	1,384	34.6
西	栄生小学校	208	73	2,223	7.7	2,158	9.0	65	1.3	58	0.2	253	6.3
西	上名古屋小学校	400	184	9,384	32.5	9,168	38.4	216	4.3	2,578	8.9	1,452	37.2
西	城西小学校	478	229	10,602	36.8	10,513	44.0	89	1.8	2,099	7.3	1,415	36.3
西	児玉小学校	289	167	12,602	43.2	12,277	50.7	325	6.5	2,338	8.0	2,133	50.8
西	枇杷島小学校	354	187	5,929	21.0	5,760	24.4	169	3.6	990	3.5	1,088	29.4
西	南押切小学校	85	49	3,842	13.5	3,759	15.9	83	1.8	357	1.3	518	14.0

(人)

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数 (※1)	令和5年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業 中参加者数 (平日)	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
西	庄内小学校	605	295	13,689	47.2	13,293	55.4	396	7.9	4,282	14.8	2,498	62.5
西	稲生小学校	531	191	11,551	40.2	11,427	48.0	124	2.5	2,017	7.0	1,642	43.2
西	山田小学校	637	183	8,740	30.6	8,650	36.7	90	1.8	3,753	13.1	1,124	31.2
西	平田小学校	564	271	16,081	55.1	15,836	65.4	245	4.9	5,970	20.4	2,720	64.8
西	比良小学校	267	104	6,256	22.0	6,183	26.1	73	1.5	844	3.0	907	24.5
西	大野木小学校	536	230	12,630	44.3	12,448	52.5	182	3.8	3,047	10.7	2,057	55.6
西	浮野小学校	153	76	6,420	22.1	6,021	25.0	399	8.0	2,494	8.6	934	22.8
西	比良西小学校	247	117	7,465	26.1	7,358	31.0	107	2.2	1,267	4.4	773	20.9
西	中小田井小学校	440	228	13,427	46.6	13,185	55.2	242	4.9	4,318	15.0	2,040	52.3
西	なごや小学校	469	246	17,326	59.3	17,148	70.9	178	3.6	5,253	18.0	2,385	56.8
中村	中村小学校	200	122	6,054	20.9	5,733	23.9	321	6.6	1,297	4.5	742	18.6
中村	牧野小学校	143	75	4,961	17.0	4,864	20.2	97	1.9	1,712	5.9	763	18.2
中村	米野小学校	214	130	7,019	24.7	6,716	28.3	303	6.4	2,399	8.4	1,002	26.4
中村	日比津小学校	342	164	9,779	34.0	9,460	39.6	319	6.5	4,024	14.0	1,323	33.1
中村	柳小学校	347	141	9,605	33.5	9,433	39.5	172	3.6	3,222	11.2	1,342	34.4
中村	稲葉地小学校	683	258	14,947	51.7	14,589	61.0	358	7.2	4,577	15.8	1,811	46.4
中村	日吉小学校	299	156	9,569	33.1	9,405	39.2	164	3.3	1,825	6.3	1,472	36.8
中村	岩塚小学校	483	211	13,142	45.0	12,771	52.8	371	7.4	6,139	21.0	1,921	45.7
中村	豊臣小学校	167	104	5,254	18.3	4,771	20.0	483	10.1	824	2.9	814	20.4
中村	千成小学校	383	207	12,773	44.4	12,680	53.1	93	1.9	3,108	10.8	2,090	53.6
中村	諏訪小学校	344	162	9,350	32.4	9,097	37.9	253	5.2	2,186	7.6	1,382	34.6
中村	稲西小学校	236	104	6,650	23.1	6,453	27.0	197	4.0	1,217	4.2	849	21.8
中村	八社小学校	466	190	8,390	28.7	8,154	33.7	236	4.7	3,224	11.0	992	23.6
中村	ほのか小学校	441	205	15,771	54.0	15,455	63.9	316	6.3	6,811	23.3	2,696	64.2
中村	笹島小学校	146	97	7,251	25.2	7,102	29.7	149	3.0	1,761	6.1	728	18.7

※1 令和6年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 登録者数は令和6年3月末時点の数値です。

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和4年度）

（人）

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数 (※1)	令和4年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業 中参加者数 (平日)	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
東	旭丘小学校	490	220	9,966	34.6	9,785	40.9	181	3.7	1,558	5.4	929	23.8
東	筒井小学校	442	190	9,073	31.2	8,972	37.1	101	2.1	1,850	6.4	1,048	25.0
東	東桜小学校	370	174	7,492	26.2	7,439	31.4	53	1.1	2,237	7.8	693	18.2
東	矢田小学校	453	247	16,727	58.7	16,458	69.4	269	5.6	4,326	15.2	2,125	54.5
東	山吹小学校	671	295	13,436	47.5	13,115	55.8	321	6.7	4,382	15.5	1,895	44.1
東	東白壁小学校	465	190	8,064	28.0	7,903	33.1	161	3.3	1,866	6.5	781	20.0
東	葵小学校	396	173	11,466	39.1	11,156	45.9	310	6.2	3,686	12.6	1,413	32.9
東	明倫小学校	311	135	7,161	24.8	7,089	29.5	72	1.5	2,754	9.5	875	21.9
東	砂田橋小学校	369	176	12,220	41.7	12,060	49.6	160	3.2	5,573	19.0	2,037	47.4
北	飯田小学校	371	117	4,498	15.8	4,363	18.5	135	2.8	1,136	4.0	685	19.0
北	大杉小学校	339	154	8,501	29.2	8,419	34.8	82	1.7	3,134	10.8	959	22.8
北	清水小学校	357	152	6,673	23.5	6,568	27.6	105	2.3	1,332	4.7	889	22.2
北	杉村小学校	262	88	8,200	28.6	8,053	33.8	147	3.0	1,767	6.2	1,135	29.9
北	名北小学校	356	184	12,263	42.4	12,038	50.2	225	4.6	4,494	15.6	2,021	47.0
北	金城小学校	462	201	15,450	52.7	15,025	61.8	425	8.5	6,281	21.4	2,377	55.3
北	城北小学校	553	171	7,786	26.9	7,629	31.8	157	3.2	4,178	14.5	982	24.6
北	六郷小学校	89	66	4,219	14.5	4,167	17.3	52	1.1	995	3.4	531	13.0
北	楠小学校	757	223	10,923	37.9	10,711	44.8	212	4.3	5,917	20.5	1,205	30.9
北	光城小学校	466	158	7,814	27.1	7,760	32.5	54	1.1	2,741	9.5	1,082	27.7
北	東志賀小学校	376	134	6,958	24.1	6,900	28.6	58	1.2	2,272	7.9	882	21.5
北	味鋤小学校	577	201	12,802	43.7	12,316	50.7	486	9.7	4,555	15.5	1,889	43.9
北	西味鋤小学校	219	76	4,560	15.6	4,282	17.6	278	5.6	1,559	5.3	614	14.3
北	楠西小学校	239	102	6,170	21.3	5,870	24.4	300	6.1	2,873	9.9	724	17.7
北	如意小学校	258	111	5,537	19.3	5,467	23.0	70	1.4	1,574	5.5	484	12.7
北	宮前小学校	256	101	8,814	30.1	8,458	34.8	356	7.1	2,910	9.9	1,229	28.6
北	川中小学校	193	108	5,934	20.7	5,771	24.2	163	3.3	1,660	5.8	669	17.6
北	六郷北小学校	154	84	3,644	12.6	3,567	14.8	77	1.6	512	1.8	821	20.0
北	辻小学校	237	54	3,301	11.5	3,078	12.9	223	4.6	1,085	3.8	373	9.8
西	榎小学校	278	148	6,282	21.8	6,113	25.4	169	3.6	1,466	5.1	1,055	25.7
西	栄生小学校	208	69	2,250	7.8	2,183	9.1	67	1.4	152	0.5	258	6.3
西	上名古屋小学校	400	156	8,244	28.5	8,060	33.6	184	3.8	2,209	7.6	1,184	29.6
西	城西小学校	478	216	8,344	29.3	8,172	34.6	172	3.5	1,457	5.1	1,039	26.6
西	児玉小学校	289	157	9,683	33.0	9,498	39.1	185	3.7	1,880	6.4	1,579	36.7

(人)

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数 (※1)	令和4年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業 中参加者数 (平日)	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
西	枇杷島小学校	354	159	4,966	17.4	4,829	20.2	137	2.9	443	1.5	662	17.0
西	南押切小学校	85	35	2,455	8.6	2,382	10.0	73	1.6	327	1.1	410	10.5
西	庄内小学校	605	280	11,414	39.4	11,097	46.0	317	6.5	2,692	9.3	1,667	40.7
西	稲生小学校	531	170	7,497	26.2	7,443	31.4	54	1.1	1,180	4.1	811	21.9
西	山田小学校	637	166	7,096	25.0	6,957	29.6	139	2.8	3,631	12.8	834	23.8
西	平田小学校	564	253	14,159	48.3	13,981	57.5	178	3.6	5,290	18.1	2,022	47.0
西	比良小学校	267	98	5,869	20.5	5,750	24.3	119	2.4	1,203	4.2	730	19.7
西	大野木小学校	536	220	12,754	45.1	12,562	53.2	192	4.1	3,253	11.5	1,733	46.8
西	浮野小学校	153	63	5,104	17.5	4,832	20.0	272	5.6	2,395	8.2	613	14.6
西	比良西小学校	247	100	5,539	19.4	5,453	23.0	86	1.8	1,160	4.1	519	14.0
西	中小田井小学校	440	221	9,442	32.8	9,319	39.0	123	2.5	2,765	9.6	1,252	32.1
西	なごや小学校	469	230	16,080	54.9	15,856	65.3	224	4.5	4,870	16.6	2,022	47.0
中村	中村小学校	200	103	4,364	15.0	4,224	17.5	140	2.9	1,349	4.7	645	15.7
中村	牧野小学校	143	78	3,945	13.5	3,841	15.8	104	2.1	1,251	4.3	639	14.9
中村	米野小学校	214	136	8,060	28.3	7,830	32.9	230	4.9	1,892	6.6	920	24.2
中村	日比津小学校	342	152	8,356	29.0	8,146	34.1	210	4.3	3,296	11.4	1,128	28.2
中村	柳小学校	347	126	7,722	27.1	7,527	31.6	195	4.1	2,281	8.0	1,052	26.3
中村	稲葉地小学校	683	202	11,437	39.6	11,284	47.0	153	3.1	3,343	11.6	1,384	34.6
中村	日吉小学校	299	144	9,751	33.5	9,554	39.5	197	4.0	1,502	5.2	1,122	26.7
中村	岩塚小学校	483	182	12,267	41.9	11,978	49.3	289	5.8	6,143	21.0	1,568	36.5
中村	豊臣小学校	167	111	5,157	18.2	4,652	19.6	505	11.0	806	2.8	693	17.3
中村	千成小学校	383	202	10,768	37.4	10,634	44.5	134	2.7	2,130	7.4	1,485	38.1
中村	諏訪小学校	344	164	8,464	29.2	8,287	34.4	177	3.6	2,029	7.0	1,044	25.5
中村	稲西小学校	236	70	5,381	18.6	5,204	21.7	177	3.6	2,008	6.9	625	15.6
中村	八社小学校	466	189	9,426	32.2	9,158	37.7	268	5.4	3,475	11.9	1,029	23.9
中村	ほのか小学校	441	203	13,746	46.9	13,423	55.2	323	6.5	6,633	22.6	1,899	44.2
中村	笹島小学校	146	102	6,021	20.8	5,853	24.4	168	3.4	1,605	5.6	494	12.4

※1 令和6年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 登録者数は令和5年3月末時点の数値です。

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和3年度）

（人）

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数 (※1)	令和3年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業 中参加者数 (平日)	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
東	旭丘小学校	490	202	7,339	25.5	7,234	30.4	105	2.1	1,289	4.5	664	17.9
東	筒井小学校	442	189	7,589	26.4	7,514	31.7	75	1.5	1,303	4.5	969	24.2
東	東桜小学校	370	201	7,047	25.3	6,969	30.3	78	1.6	1,621	5.8	676	19.3
東	矢田小学校	453	230	13,105	45.3	12,881	53.9	224	4.5	3,113	10.8	2,110	55.5
東	山吹小学校	671	321	13,898	47.8	13,533	56.4	365	7.2	3,801	13.1	2,012	49.1
東	東白壁小学校	465	208	6,173	21.9	6,039	25.8	134	2.8	1,224	4.3	633	16.7
東	葵小学校	396	144	8,231	28.8	7,889	33.3	342	7.0	3,311	11.6	1,241	30.3
東	明倫小学校	311	142	5,520	19.1	5,406	22.6	114	2.3	1,514	5.2	724	19.1
東	砂田橋小学校	369	177	10,960	37.4	10,829	44.7	131	2.6	4,571	15.6	1,869	45.6
北	飯田小学校	371	124	4,964	17.5	4,870	20.8	94	1.9	1,635	5.8	712	21.6
北	大杉小学校	339	144	8,104	28.0	8,007	33.5	97	1.9	2,676	9.3	1,139	28.5
北	清水小学校	357	143	6,031	20.9	5,883	24.6	148	3.0	1,861	6.4	884	22.7
北	杉村小学校	262	103	7,756	27.4	7,615	32.5	141	2.9	1,488	5.3	1,035	28.8
北	名北小学校	356	178	11,773	40.9	11,535	48.5	238	4.8	4,161	14.4	1,777	43.3
北	金城小学校	462	231	12,766	44.2	12,283	51.4	483	9.7	5,080	17.6	1,882	45.9
北	城北小学校	553	155	6,315	21.9	6,160	25.8	155	3.1	3,252	11.3	805	21.2
北	六郷小学校	89	62	3,482	12.0	3,426	14.3	56	1.1	705	2.4	416	10.9
北	楠小学校	757	250	8,304	29.1	8,139	34.6	165	3.3	4,691	16.5	932	25.9
北	光城小学校	466	152	6,542	23.0	6,487	27.7	55	1.1	2,474	8.7	763	20.6
北	東志賀小学校	376	129	6,753	23.9	6,682	28.6	71	1.4	2,025	7.2	896	25.6
北	味鏡小学校※3	577	237	10,547	37.4	10,275	44.1	272	5.6	2,741	9.7	1,272	35.3
北	西味鏡小学校	219	78	3,886	13.3	3,743	15.5	143	2.8	1,089	3.7	542	13.2
北	楠西小学校	239	120	7,084	24.9	6,649	28.2	435	8.9	1,972	6.9	835	21.4
北	如意小学校	258	111	5,202	18.1	5,142	21.6	60	1.2	1,757	6.1	606	16.4
北	宮前小学校	256	116	7,992	27.7	7,711	32.3	281	5.6	2,517	8.7	1,127	27.5
北	川中小学校	193	106	4,816	17.0	4,691	20.0	125	2.6	821	2.9	633	17.1
北	六郷北小学校	154	84	3,637	12.5	3,538	14.7	99	2.0	725	2.5	541	13.9
北	辻小学校	237	62	2,797	9.8	2,668	11.3	129	2.6	584	2.0	329	9.4
西	榎小学校	278	133	5,900	20.8	5,749	24.3	151	3.2	1,285	4.5	800	20.5
西	栄生小学校	208	79	2,131	7.3	2,080	8.7	51	1.0	105	0.4	207	5.3
西	上名古屋小学校	400	165	6,162	21.3	6,066	25.4	96	1.9	1,590	5.5	910	23.9
西	城西小学校	478	204	8,921	30.9	8,626	36.1	295	5.9	2,181	7.5	991	26.1
西	児玉小学校	289	164	9,031	30.8	8,948	37.0	83	1.6	1,582	5.4	1,390	33.9

(人)

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数 (※1)	令和3年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業 中参加者数 (平日)	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
西	枇杷島小学校	354	171	3,964	14.4	3,850	16.7	114	2.5	472	1.7	722	19.5
西	南押切小学校	85	45	2,688	9.3	2,518	10.5	170	3.5	164	0.6	438	11.2
西	庄内小学校	605	286	11,619	40.1	11,273	47.0	346	6.9	3,378	11.6	2,140	54.9
西	稲生小学校	531	173	6,878	24.0	6,825	28.9	53	1.1	1,124	3.9	742	21.2
西	山田小学校	637	217	5,828	21.2	5,733	25.4	95	1.9	2,969	10.8	823	28.4
西	平田小学校	564	255	12,904	45.0	12,831	54.1	73	1.5	5,013	17.5	1,613	39.3
西	比良小学校	267	110	6,636	23.7	6,499	28.3	137	2.7	1,378	4.9	679	20.6
西	大野木小学校	536	231	12,617	45.5	12,475	54.2	142	3.0	4,056	14.6	1,757	53.2
西	浮野小学校	153	74	5,165	18.0	4,903	20.7	262	5.2	2,375	8.3	703	19.5
西	比良西小学校	247	105	5,452	19.3	5,290	22.8	162	3.2	1,045	3.7	663	18.9
西	中小田井小学校	440	261	10,343	36.4	10,022	42.6	321	6.6	2,417	8.5	1,721	47.8
西	なごや小学校	469	220	13,436	46.2	13,326	55.5	110	2.2	4,355	15.0	1,735	42.3
中村	中村小学校	200	96	4,392	15.4	4,283	18.1	109	2.2	660	2.3	668	17.1
中村	牧野小学校	143	89	3,535	12.1	3,403	14.1	132	2.6	1,021	3.5	638	15.6
中村	米野小学校	214	124	5,974	21.0	5,856	24.8	118	2.5	1,429	5.0	831	23.7
中村	日比津小学校	342	148	6,482	22.8	6,380	27.1	102	2.1	2,328	8.2	731	18.7
中村	柳小学校	347	120	6,307	22.1	6,143	25.9	164	3.4	1,688	5.9	902	23.7
中村	稲葉地小学校	683	226	7,291	25.8	7,092	30.3	199	4.1	1,517	5.4	1,076	28.3
中村	日吉小学校	299	142	7,067	24.3	6,943	28.8	124	2.5	1,185	4.1	733	18.3
中村	岩塚小学校	483	201	11,643	41.1	11,415	48.8	228	4.7	6,792	24.0	1,587	38.7
中村	豊臣小学校	167	115	4,923	17.3	4,443	18.7	480	10.0	1,143	4.0	583	15.3
中村	千成小学校	383	187	10,983	38.5	10,737	45.5	246	5.0	2,753	9.7	1,693	44.6
中村	諏訪小学校	344	206	9,578	33.1	9,437	39.5	141	2.8	2,346	8.1	1,173	30.1
中村	稲西小学校	236	77	3,188	11.1	3,012	12.7	176	3.6	1,114	3.9	504	13.3
中村	八社小学校	466	177	7,940	27.5	7,704	32.2	236	4.7	2,460	8.5	1,192	29.1
中村	ほのか小学校	441	216	12,652	43.2	12,313	50.9	339	6.6	6,087	20.8	1,949	47.5
中村	笹島小学校	146	106	5,884	20.4	5,741	24.1	143	2.8	1,611	5.6	528	14.3

※1 令和6年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 登録者数は令和4年3月末時点の数値です。

※3 味鋤小学校は令和3年度はトワイライトスクール実施校です。

④トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧

(人)

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数	令和4年度						令和5年度						令和6年4月					
			選択事業 登録児童数 (※1)		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数		選択事業 登録児童数 (※1)		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数		選択事業 登録者数		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数	
			18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
東	山吹小学校	671	32	16	2,445	8.6	1,937	6.8	40	16	3,088	10.6	1,278	4.4	45	17	262	10.5	143	5.7
東	葵小学校	396	24	8	2,921	10.0	765	2.6	33	11	3,371	11.5	1,190	4.1	43	15	334	13.4	97	3.9
東	砂田橋小学校	369	26	17	3,267	11.2	2,306	7.9	25	17	3,636	12.5	2,477	8.5	44	21	353	14.1	190	7.6
北	名北小学校	356	32	7	3,551	12.3	943	3.3	36	11	3,895	13.3	1,485	5.1	38	12	267	10.7	106	4.2
北	金城小学校	462	38	14	4,824	16.5	1,457	5.0	42	15	5,275	18.1	1,655	5.7	57	14	529	21.2	144	5.8
北	味鋤小学校	577	31	2	4,467	15.2	88	0.3	44	4	5,162	17.7	494	1.7	42	7	352	14.1	59	2.4
北	宮前小学校	256	13	6	2,130	7.3	780	2.7	22	7	2,420	8.3	893	3.1	25	9	224	9.0	102	4.1
西	児玉小学校	289	10	4	1,128	3.8	752	2.6	21	2	1,811	6.2	527	1.8	32	2	311	12.4	31	1.2
西	平田小学校	564	51	5	4,374	14.9	916	3.1	42	12	4,306	14.7	1,664	5.7	56	15	405	16.2	132	5.3

④トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧

(人)

区名	学校名	令和6年度 在籍児童数	令和4年度						令和5年度						令和6年4月					
			選択事業 登録児童数 (※1)		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数		選択事業 登録児童数 (※1)		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数		選択事業 登録者数		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数	
			18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
西	なごや小学校	469	37	10	3,956	13.5	914	3.1	39	11	4,304	14.7	949	3.3	49	15	416	16.6	103	4.1
中村	牧野小学校	143	12	1	1,062	3.6	189	0.6	13	3	1,444	5.0	268	0.9	14	3	127	5.1	35	1.4
中村	岩塚小学校	483	50	13	4,216	14.4	1,927	6.6	49	15	4,171	14.3	1,968	6.7	44	19	341	13.6	232	9.3
中村	八社小学校	466	36	1	3,307	11.3	168	0.6	38	1	3,056	10.5	168	0.6	41	3	226	9.0	20	0.8
中村	ほのか小学校	441	47	11	4,918	16.8	1,715	5.9	52	14	5,122	17.5	1,689	5.8	69	18	471	18.8	170	6.8

※1 令和4年度・5年度の選択事業登録児童数は、各年度の3月末時点の数値です。

⑤プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。

※ 本市が令和5年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和7年度以降の施設利用を保障するものではありません。

【使用頻度の凡例】		
1：ほぼ毎日	2：週に数回程度	3：月に数回程度
4：学期に数回程度	5：年に1～2回程度	6：長期休業中のみ
7：使用していない	8：該当がない	

区名	学校名	運動場	中庭	プレイルーム 以外の屋内の スペース	体育館	図書館	他の教室 (特別教室等)
東	旭丘小学校	4	4	1	4	7	7
東	筒井小学校	3	8	8	3	3	7
東	東桜小学校	2	2	8	3	6	7
東	矢田小学校	4	8	8	2	7	1
東	山吹小学校	2	4	8	2	7	7
東	東白壁小学校	2	8	7	4	7	3
東	葵小学校	2	2	2	7	7	7
東	明倫小学校	2	3	7	7	5	5
東	砂田橋小学校	7	8	8	7	7	4
北	飯田小学校	3	8	8	3	7	7
北	大杉小学校	3	8	7	5	7	1
北	清水小学校	4	8	7	4	7	7
北	杉村小学校	1	1	1	4	1	1
北	名北小学校	2	1	1	3	7	7
北	金城小学校	1	1	8	7	7	2
北	城北小学校	2	8	8	7	7	7
北	六郷小学校	1	2	8	4	7	7
北	楠小学校	6	8	1	5	7	7
北	光城小学校	3	3	8	3	7	7
北	東志賀小学校	2	3	8	7	7	7
北	味鋤小学校※ 3	1	8	8	5	7	3
北	西味鋤小学校	5	8	8	5	7	7
北	楠西小学校	5	4	2	3	7	7
北	如意小学校	2	2	8	7	7	7
北	宮前小学校	2	8	8	7	7	7
北	川中小学校	2	4	7	4	2	7
北	六郷北小学校	2	7	3	4	7	7
北	辻小学校	1	8	8	5	7	7
西	榎小学校	3	8	8	4	5	7
西	栄生小学校	2	8	8	7	7	1
西	上名古屋小学校	3	5	8	6	7	7
西	城西小学校	2	8	8	6	7	4
西	児玉小学校	2	8	8	7	7	7

⑤ プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。

※ 本市が令和5年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和7年度以降の施設利用を保障するものではありません。

【使用頻度の凡例】		
1：ほぼ毎日	2：週に数回程度	3：月に数回程度
4：学期に数回程度	5：年に1～2回程度	6：長期休業中のみ
7：使用していない	8：該当がない	

区名	学校名	運動場	中庭	プレイルーム 以外の屋内の スペース	体育館	図書館	他の教室 (特別教室等)
西	枇杷島小学校	3	3	1	4	7	7
西	南押切小学校	3	8	8	7	7	7
西	庄内小学校	2	7	1	3	7	7
西	稲生小学校	4	5	8	6	6	5
西	山田小学校	3	8	8	5	7	7
西	平田小学校	2	8	8	4	1	6
西	比良小学校	1	7	7	7	7	7
西	大野木小学校	2	8	8	5	7	7
西	浮野小学校	2	7	3	7	7	5
西	比良西小学校	2	1	7	2	7	7
西	中小田井小学校	1	1	8	7	7	7
西	なごや小学校	3	7	1	3	7	1
中村	中村小学校	3	3	8	3	7	7
中村	牧野小学校	3	8	8	3	7	7
中村	米野小学校	2	7	1	3	7	5
中村	日比津小学校	3	1	8	4	6	7
中村	柳小学校	2	8	7	5	3	7
中村	稲葉地小学校	7	7	4	7	7	7
中村	日吉小学校	5	1	4	2	7	7
中村	岩塚小学校	3	7	8	5	7	7
中村	豊臣小学校	1	8	8	3	2	7
中村	千成小学校	1	1	8	7	7	7
中村	諏訪小学校	1	1	7	3	1	1
中村	稲西小学校	1	8	2	5	7	7
中村	八社小学校	3	4	7	7	7	7
中村	ほのか小学校	2	7	1	7	4	1
中村	笹島小学校	7	1	1	7	7	7

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

区名	学校名	地域協力員数(※)	体 験 活 動 の 内 容							
			令和6年度4月と5月に各トワイライトスクール及びトワイライトルームから発行された「たより」の主な講座内容を基に作成しています。 掲載した体験活動以外にも、体験活動が企画・実施されている場合があります。							
東	旭丘小学校	10	折り紙で遊ぶ	グラウンドゴルフ	ドッジビー	お絵かき	楽しい工作	ソフトバレー	将棋で遊ぼう	英語遊び
東	筒井小学校	13	将棋	英語で遊ぼう	グラウンドゴルフ	お話し会	文字・紙で遊ぼう	ミニ卓球	オセロ	お茶の手ほどき
東	東桜小学校	14	折り紙教室	バルーンアート	読み聞かせ	琴の教室	フラダンス	ポッチャ	昔の遊び	
東	矢田小学校	10	卓球	グラウンドゴルフ	和太鼓	将棋・囲碁・連珠	護身拳法	手芸	うたいながら	ソフトバレー
東	山吹小学校	10	お話し会	阿波踊り	硬筆	卓球・ポッチャ	工作	お茶会		
東	東白壁小学校	12	ポッチャ	手で話そう	お話タイム	グラウンドゴルフ	サッカー	紙ひこうき作り	楽しい工作	
東	葵小学校	23	手芸	かきかた	ふしぎな工作	読み聞かせ	グラウンドゴルフ	卓球		
東	明倫小学校	14	ペーパークラフト	お絵かき	ポッチャ	折り紙	造形遊び	楽しいお話	グラウンドゴルフ	英語遊び
東	砂田橋小学校	12	アレンジフラワー	建築士と遊ぼう	囲碁教室	折り紙教室				
北	飯田小学校	11	ポッチャ	音楽遊び	ゴルフ	日本の遊び	読み聞かせ	カレンダーづくり	お茶にしたしもう	折り紙・工作
北	大杉小学校	13	書写	ヨガ	銭太鼓	踊り	英語	ミサンガ	キーホルダー	紙工作
北	清水小学校	13	絵手紙	手で話そう	紙芝居とお話	レクゲーム	ソフトバレー	ビーズ	お花	百人一首
北	杉村小学校	14	英語	紙芝居とお話	グラウンドゴルフ	キッズダンス	将棋			
北	名北小学校	15	わらべうた	英語で遊ぼう	ペープサート	折り紙遊び	おはなし	ドッジビー	手芸	グラウンドゴルフ
北	金城小学校	12	英会話	マジック	折り紙	福祉のお話	絵本の世界	大型紙芝居	バランスボール	紙工作
北	城北小学校	8	グラウンドゴルフ	アイロンビーズ	指編みをやろう	漢字をゲームで	囲碁をやろう	紙芝居とお話	卓球をやろう	
北	六郷小学校	18	ドッジボール	折り紙	百人一首	ヨガ	読み聞かせ	オセロ	手話	茶道
北	楠小学校	11	読み聞かせ							
北	光城小学校	10	子どもテニス	レクリエーション	紙芝居とお話	硬筆習字	グラウンドゴルフ	英語で遊ぶ	ドッジビー	
北	東志賀小学校	11	英会話	読み聞かせ	グラウンドゴルフ	紙芝居	折り紙	マジック	ダーツ	輪投げ
北	味噌小学校	15	手と手でお話	折り紙	ゆっくり書こう	お話し会	こま回し			
北	西味噌小学校	10	グラウンドゴルフ	折り紙	書き方	おはじき	盆踊り	卓球	ぬり絵	英語活動
北	楠西小学校	10	読み聞かせ	民謡	英語教室					
北	如意小学校	12	スポーツ	将棋	おどり	和太鼓				
北	宮前小学校	10	手芸・編み物	室内あそび	絵てがみ教室	英語あそび	楽しいマジック	わらべ歌	理科あそび	工作教室
北	川中小学校	9	工作	手話	読み聞かせ	折り紙	あやとり	ポッチャ	身体表現	紙芝居
北	六郷北小学校	6	レクリエーション	ボール遊び	絵てがみ	グラウンドゴルフ	折り紙	英語で遊ば	理科教室	
北	辻小学校	8	ストレッチ	ポッチャ	自然観察	みんなで遊ぼう	オセロ	お話し会	紙芝居	抹茶の作法
西	榎小学校	13	イングリッシュ	キッズダンス	サッカー	おはなし会	日本のおどり	工作	グラウンドゴルフ	ポッチャ
西	栄生小学校	10	読み聞かせ	おりがみ	おえかき	英語	レクリエーション	しょうぎ		
西	上名古屋小学校	8	グラウンドゴルフ	伝承遊び	絵手紙	おどり	読み聞かせ	ワクワクアート	輪投げ	バランスヨガ
西	城西小学校	13	グラウンドゴルフ	絵手紙	絵本	マジック	英語	はり絵	ウクレレ	ビーズ
西	児玉小学校	11	サッカー	カレンダー作り	お話	ポッチャ	絵をかこう	茶道	折り紙	ちぎり絵
西	飯肥島小学校	16	おどろうよ	ボール遊び	将棋あそび	何でもお絵かき	折り紙	手話で遊ぼう	からだ	ちぎり絵
西	南神切小学校	8	サッカー	バランスボール	読み聞かせ	座禅	SDG s	絵手紙	手芸	囲碁

※ 令和6年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。
令和7年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

区名	学校名	地域協力員数(※)	体 験 活 動 の 内 容							
			令和6年度4月と5月に各トワイライトスクール及びトワイライトルームから発行された「たより」の主な講座内容を基に作成しています。 掲載した体験活動以外にも、体験活動が企画・実施されている場合があります。							
西	庄内小学校	9	紙芝居	英語で遊ぼう	グラウンドゴルフ	折り紙	ピンポン	ポッチャ		
西	稲生小学校	13	お手玉	硬筆・絵手紙	手品	読み聞かせ	リズムダンス	お琴	あやとり	バランスボール
西	山田小学校	13	うたってあそぼう	大正琴	お話の会	硬筆書写	手芸	オセロゲーム	ポッチャ	健康体操
西	平田小学校	14	お話の会	読み聞かせ	英語で遊ぼう	ソフトボール	工作			
西	比良小学校	9	英語で遊ぼう	さわやか体操	カードづくり	習字	読み聞かせ			
西	大野木小学校	12	グラウンドゴルフ	レクリエーション	折り紙	落語を楽しむ	読み聞かせ			
西	浮野小学校	9	卓球遊び	英語で遊ぼう	大正琴	折り紙の基礎	バランスボール	硬筆書写	グラウンドゴルフ	筆アート
西	比良西小学校	9	みんなでゲーム	おりがみ	よみきかせ	ちぎりえ	まっちゃん			
西	中小田井小学校	9	かきかた	工作	英語					
西	なごや小学校	14	大正琴	絵てがみ	お話会	お茶を楽しむ				
中村	中村小学校	13	おりがみ	ドッジボール	絵手紙	お話を楽しもう	読み聞かせ	バドミントン	腹話術	昔の遊び
中村	牧野小学校	7	書き方	英語	腹話術	折り紙	音楽遊び	グラウンドゴルフ	プラレール	卓球
中村	米野小学校	16	紙芝居	お点前	グラウンドゴルフ	卓球	読み聞かせ	ドッジボール	ちぎり絵	国・算の基礎
中村	日比津小学校	8	絵本と歌	大治太鼓	グラウンドゴルフ	ミュージックベル				
中村	柳小学校	11	お話タイム	工作	折り紙	絵手紙	音楽	英会話・英語	紙芝居	百人一首
中村	稲葉地小学校	11	かみしばい	お話と紙工作	グラウンドゴルフ	将棋	卓球	バドミントン	あみもの遊び	
中村	日吉小学校	11	屋内遊び	読み聞かせ	ちぎり絵	ドッジボール	体育館遊び	絵遊び		
中村	岩塚小学校	16	みんなで遊ぼう	折り紙教室	卓球教室	野球教室	将棋教室	手芸教室	書き方教室	お抹茶ルーム
中村	豊臣小学校	4	こと	よみきかせ	さどう	えてがみ	そろばん	かどう	本とあそぼう	手づくりおもちゃ
中村	千成小学校	16	読み聞かせ	手芸	将棋	いろいろな遊び				
中村	諏訪小学校	9	おはなし	スポーツで遊ぼう	グラウンドゴルフ	ポッチャ	紙ひこうき	マンガ家入門	将棋入門	紙工作
中村	稲西小学校	7	デザイン工作	ベル遊び	編み物遊び	お話のへや				
中村	八社小学校	11	紙飛行機	お絵かき	折り紙	ぬり絵	輪投げ	ヨーヨー	手品教室	剣玉
中村	ほのか小学校	14	読み聞かせ	ドキドキ工作	マジック					
中村	笹島小学校	15	カード遊び	オセロ	卓球	ポッチャ	絵本の会	絵手紙	楽しいヨガ	英語で遊ぶ

※ 令和6年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。

令和7年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

トワイライトスクール

名古屋市では、学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供しています。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育むことを目的として実施しています。



⑦ トワイライトスクール基本方針図

自主性

子どもたちの興味・関心を引き出しながら
何事にも積極的に取り組もうとする力を育みます

社会性

子ども同士の関わりを大切にしながら
他と協力して物事を進める力を育みます

創造性

一人ひとりの思いや考えを大切にしながら
よりよいものを求めて創意工夫する力を育みます

学び

- 学んで得た知識を自主的に深め、きつかけづくりの場の提供
- 「自主的な学習習慣」の定着を図る働き掛け
- 読書活動推進に向けた適切な読書機会の提供

遊び

- 子ども同士の関わり合いを生み出す遊びの工夫と提供
- 運動場・体育館や中庭を積極的に活用した遊びの提供
- 異学年の集団のよさを生かし、年齢に応じた役割を発揮できる遊びの提供

交流

- 同学年や異学年の交流を促す活動・取組みの工夫
- 地域の中高校生・大学生・社会人や高齢者など様々な世代の交流を促進
- 長期休業中や土曜日などに、地域の方々や保護者の積極的な参加を促す場の工夫と提供

体験

- 子どもの興味・関心を引き出したり、子ども同士の関わりを促したりする体験活動の実施
- 地域の特色を活かし地域住民や地域人材と積極的に連携した企画の実施
- 企業や NPO 等との連携による、魅力的で多様なプログラムの充実

運営スタッフ体制

- 事業を円滑に運営するための運営スタッフの適切な配置
- 配慮を要する子どもに適切に対応するための運営スタッフ体制の充実
- スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供

安心・安全管理

- いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応
- 食物アレルギーや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有
- 事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知

地域等との連携

- 学校・保護者（PTA）・地域との信頼関係の構築
- 地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進
- 地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進

緊急時対応

- 急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立
- 地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施
- 食物アレルギーを含め、緊急時の適切な対応に向けた運営スタッフ間の共通理解

トワイライトルーム

名古屋市では、学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供するとともに、より生活に配慮する場を提供しています。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的として実施しています。



⑦ トワイイトルーム基本方針図

自主性

子どもたちの興味・関心を引き出しながら
何事にも積極的に取り組もうとする力を育みます

社会性

子ども同士の関わりを大切にしながら
他と協力して物事を進める力を育みます

創造性

一人ひとりの思いや考えを大切にしながら
よりよいものを求めて創意工夫する力を育みます

学び

- 学んで得た知識を自主的に深めるきっかけづくりの場の提供
- 「自主的な学習習慣」の定着を図る働き掛け
- 読書活動推進に向けた適切な読書機会の提供

遊び

- 子ども同士の関わり合いを生み出す遊びの工夫と提供
- 運動場・体育館や中庭を積極的に活用した遊びの提供
- 異学年の集団のよさを生かし、年齢に応じた役割を發揮できる遊びの提供

交流

- 同学年や異学年の交流を促す活動・取組みの工夫
- 地域の中高生・大学生・社会人や高齢者など様々な世代の交流を促進
- 長期休業中や土曜日などに、地域の方々や保護者の積極的な参加を促す場の工夫と提供

生活

- 集団生活を営む上で大切な規範意識の定着と生活スキル向上に向けた働き掛け
- 自主的な生活改善に向けた活動・取組みの機会の提供
- 安心やくつろぎを感じて過ごすことができるように配慮した「ホッとふれあいタイム」の実施

体験

- 子どもの興味・関心を引き出し、子ども同士の関わりを促したりする体験活動の実施
- 地域の特徴を活かし地域住民や地域人材と積極的に連携した企画の実施
- 企業や NPO 等との連携による、魅力的で多様なプログラムの充実

運営スタッフ体制

- 事業を円滑に運営するための運営スタッフの適切な配置
- 配慮を要する子どもにも適切に対応するための運営スタッフ体制の充実
- スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供

安心・安全管理

- いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応
- 食物アレルギーや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有
- 事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知

地域等との連携

- 学校・保護者（PTA）・地域との信頼関係の構築
- 地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進
- 地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進

緊急時対応

- 急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立
- 地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施
- 食物アレルギーを含め、緊急時の適切な対応に向けた運営スタッフ間の共通理解

⑧「名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託」概要

(注) 本頁に記載の内容は、令和6年度の契約に基づく内容であるため、令和7年度以降の契約については、当該年度予算措置状況によります。

1 目的

本業務は、特別な配慮を必要とする児童や多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルーム(以下「トワイライト」という。)等に対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができる環境を整備するもの。

2 契約方法

単年度契約による。

当該年度に、受託者が元契約書において運営を受託しているトワイライトで、配慮を要する児童への対応として、「3 (1) 対象トワイライト及び対象児童の基準」のいずれかに該当する場合、そのトワイライトを本業務委託の対象校とすることができ、協議に基づき、本市の予算の範囲内で、必要なトワイライトについて本業務委託契約を締結するもの。

また、参加児童が多いトワイライトスクール等への対応として、「4 (1) 対象トワイライトの基準」に該当する場合、協議に基づき、本市の予算の範囲内で、必要なトワイライトについて本業務委託契約を締結するもの。

3 配慮を要する児童への対応

(1) 対象トワイライト及び対象児童の基準

区分	基準
1	以下のいずれかに該当する児童が直近1か月の参加実績において1日平均3人以上参加している ア 身体障害者手帳を所持する児童 イ 愛護手帳を所持する児童 ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童 エ 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童 オ 特別支援学級に在籍する(している)児童 カ 通級指導教室に通級する(している)児童 キ 上記には該当しないが、友達と適切にかかわれない、協調性を著しく欠くなど、トワイライトにおける活動において、配慮を要すると名古屋市が認める児童 ※単に、学習に遅れがあるので個別的な対応が必要というのは対象外。アレルギー対応についても対象外。
2	名古屋市の現地調査により以下のとおり専門的な知識や経験のあるスタッフの配置等が必要と認められた児童が参加している

	発達障害や社会性の未成熟により自己抑制ができず、自傷行為や他者への粗暴な行為、破壊行為、とび出しなどを頻発させ、本人及び他の児童等の安心や安全が脅かされることでトワイライトの機能に支障が生じている、又は支障が生じる恐れがあり、以下の行為に該当がある児童 ①自傷行為がある ②他傷行為がある ③破壊行為（物を投げる・壊す等）がある ④閉じこもったり、とび出したりする ⑤騒ぐ、暴言を吐く ⑥暴力を振るう ⑦集団を外れ、好き勝手なことをする
3	名古屋市の現地調査により以下のとおり個別の介助が必要と認められた児童が参加している 車いすを利用している児童等、自力での移動・食事や排泄が困難な児童

（２）業務内容

配慮を要する児童の状況に応じ、当該児童の放課後事業における支援を実施するとともに、同トワイライトに参加する全ての児童が安心・安全に過ごせる体制及び環境を整えること。

（ア）スタッフの配置等

必要に応じて、スタッフの追加配置又は専門的な知識・技能を有するスタッフの配置、現場スタッフへの指導、研修等を行い、児童が安心して過ごせるよう体制を整えること。

（イ）環境整備

名古屋市と協議のうえ、配慮を要する児童の受け入れに際し必要な物品又は備品を整え、安心・安全を確保するために必要な工事を行う等、安全な活動環境づくりに努めること。

（ウ）保護者、関係機関等との連携

必要に応じて、保護者、関係機関等との連携及び連絡調整を行い、児童を受け入れるにあたり適切な体制及び環境を整えるよう努めること。

（エ）その他

本業務の目的を実現するために必要な措置を講じること。

4 参加児童が多いトワイライトスクール等への対応

(1) 対象トワイライトの基準

- ①平均参加児童数が80人以上のトワイライトスクールを実施している場合
- ②平均参加児童数が40人以上のトワイライトスクールを実施していて、日常的に3教室以上を活用して運営を行っている場合
- ③平均参加児童数が40人以上のトワイライトスクールを実施していて、日常的に2教室以上を活用しており、かつ教室同士が離れた場所で運営を行っている場合
- ④その他、地域の実情等によりスタッフの配置が必要と認められる場合

(2) スタッフの配置等

対象となったトワイライトスクールについては、下表のとおりスタッフの追加配置を行う。

配置スタッフ	主な役割	資格・要件	配置
運営指導者 (補助員)	原契約書に規定する運営指導者の業務の補助(児童の安全・安心な活動の支援・指導を含む。)	原契約書に規定する運営指導者に準ずる者(補助するに足りる者)	原則として、開設時間中常時1名

⑧トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する
児童への対応について 別添資料（通知）

25子事第59号

平成26年2月3日

改正平成28年12月20日

改正平成31年4月1日

トワイライトスクール及びトワイライトルーム

運営主体 代表者 様

名古屋市子ども青少年局長

トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要
する児童への対応について（通知）

平素は、本市放課後事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、本年度、本市では、発達障害等の配慮を要する児童への対応に関する
検討会を設置し、児童がふれあう場として、安心・安全にトワイライトスケー
ル及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」と言います。）を運営する
方策について検討を進めてまいりました。

そして、このたび、保護者と一層の連携を図り、児童の実態に配慮した支援
を行うため、別紙のとおり、トワイライトにおける「配慮を要する児童への対
応について」を策定しました。

つきましては、その趣旨をご理解いただき、発達障害等の配慮を要する児童
への対応に活用していただきますようお願いいたします。

なお、概要及び添付文書は下記のとおりです。

記

1 概要

（1）受け入れの基本的な考え方

ア 全児童対策の視点

参加を希望する、発達障害等のある子どもとその保護者に寄り添いながら、段階的な手続きに従い、可能な限り受け入れる。

イ トワイライトの事業趣旨（教育事業）の視点

子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動を通して、自主性・社会性・創造性を育む。

ウ 安心・安全の確保の視点

参加するすべての子どもの安心・安全を確保する。

（２）受け入れ手順

ア おおむね 7 日前までに参加申し込み書類を受付

イ 子どもの様子や障害の種類・程度の把握

ウ 受け入れの「方向性」の検討

エ 具体的な「参加体験」及び「参加」の仕方

オ 成長段階に応じた定期的な確認・実態把握

2 添付資料

- | | |
|-------------------------|-------------|
| （１）配慮を要する児童への対応について | 別紙 1 |
| （２）配慮を要する児童の受け入れ手順図 | 別紙 2 |
| （３）個別面談の実施に当たって | 別紙 3 |
| （４）保護者のみなさまへ | 別紙 4 |
| （５）トワイライトスクール参加申込書 | （要綱第 1 号様式） |
| （６）トワイライトルーム参加申込書 | （要綱第 9 号様式） |
| （７）お子さまの生活状況について（面談カード） | （別紙第 1 号様式） |
| （８）個別面談記録表 | （別紙第 2 号様式） |

子ども未来企画部放課後事業推進室

電話 9 7 2－3 2 2 9 （トワイライトスクール）

9 7 2－3 0 9 6 （トワイライトルーム）

配慮を要する児童への対応について

1 受け入れの基本的な考え方

各運営主体は、以下の3つの視点を「配慮を要する児童」の受け入れに関する基本的な考え方として、適切な運用に努めること。

○ 全児童対策の視点

- ・ 参加を希望する配慮を要する児童とその保護者に常に寄り添いながら、段階的な手続きに従い、可能な限り受け入れるよう努める。

○ 事業趣旨（教育事業）の視点

- ・ 子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動を通して、自主性・社会性・創造性を育む教育事業（トワイライトルームは、留守家庭の児童の生活の場として、就労支援等子育てへの援助の要素を加えた事業）であることを踏まえて、事業趣旨に合った活動となるよう努める。

○ 安心・安全の確保の視点

- ・ 参加するすべての児童の安心・安全の確保がされるよう努めること。

2 配慮を要する児童とは

ここでいう「配慮を要する児童」とは、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」と表記）に参加を希望する児童の中で、以下のA～Gの項目のいずれかに該当する児童をいう。

A： 身体障害者手帳を所持する児童

B： 愛護手帳を所持する児童

C： 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童

D： 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童

E： 特別支援学級に在籍する（している）児童

F： 通級指導教室に通級する（している）児童

G： A～Fには該当しないが、多動や友達と適切にかかわれない（粗暴）、協調性を著しく欠くなど、トワイライトにおける活動において、1の「基本的な考え方」に示す視点から、指導上の配慮を要すると認める児童※

※ 帰国子女や外国語の対応が必要な児童、食物アレルギーの対応が必要な児童等については、参加する際にきめ細かな配慮が必要な児童ではあるが、保護者への聞き取りなど適切な対応により受け入れること。

3 受け入れの手順

※ 別紙2「配慮を要する児童の受け入れ手順図」参照

運営主体は、参加を希望する児童のうち、「配慮を要する児童」の受け入れについて、1の「受け入れの基本的な考え方」を踏まえ、以下の(1)～(5)に示す段階的な手続きに従って円滑な運用に努めるよう、各運営指導者へ周知すること。

(1) 参加申込書類の配付・受付

- ① 新1年生の入学説明会（1月下旬～2月上旬）等を通じて、次年度のトワイライト参加申込関係書類一式を保護者宛てに配付する。

【参加申込関係書類一式】

- ・「トワイライトへの参加募集について」
- ・「トワイライトの事業概要」
- ・「トワイライトスクール等保険関係費払い込み手順」
- ・「参加申込書」
- ・「保護者のみなさまへ」

- ② 「参加申込書」提出は、「参加を希望する日（参加開始希望日）」の概ね「7日前まで」にトワイライト事務室に提出する旨を配付時に確認しておく。

- ③ 参加申込書提出をもって「参加意思（参加希望）の確認」とする。

（注）「参加したい」という児童の意思、「参加させたい」という保護者の意思確認であって、提出（受理）によって「7日後以降の参加」が確定するものではない。

（2）以降の把握に努め、適切な対応に心掛けること。

- ④ 受理した際、参加申込書の記載内容等に漏れ等がないかを確認する。

(2) 子どもの様子や障害の種類・程度の把握（実施時期の目安：受理後速やかに）

子どもの様子や障害の種類・程度については、第1段階の参加申込書類等による把握に続き、第2段階の個別面談・行動観察及び多面的な情報収集による把握、第3段階の参加体験での実際の場面における把握という段階的な手続きにより、受け入れに向けた把握を行う。

① 第1段階

ア 受理した参加申込書の「裏面」の記載事項の有無を確認する。

イ 参加申込書の裏面に何らかの記載がある場合、保護者から適切な状況確認を行う。

ウ 確認方法は「個別面談が必要な場合」と「電話等で確認できる場合」に分ける。

○「個別面談が必要な場合」とは

参加申込書の裏面に以下の記載がある場合は個別面談・行動観察を実施する。

- ・ 「児童が下記事項に該当する場合」の□（チェック欄）に☑がある場合
- ・ 「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合

※ ただし、保護者から事前に申出・相談があった場合、裏面に記載がない場合でも、受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合などは、個別面談を実施すること。

エ 個別面談が必要な場合、運営指導者は「個別面談記録表」（別紙第2号様式）を用意するとともに、運営主体（本部）へ個別面談を実施する旨を連絡（※）する。

（※） この連絡は、運営主体（本部）の把握や対応が必要な場合が想定されるためであり、「連絡をしなければ個別面談をしてはいけない」という訳ではない。本部への連絡は、児童・保護者の状況に応じて適時連絡する。

オ 保護者に、個別面談の実施・協力について連絡し、保護者の了承を得るとともに、個別面談の実施日時を決め、個別面談記録表に日時等の必要事項を記入する。

② 第2段階

※ 別紙3「個別面談の実施にあたって」参照

【個別面談の目的】

配慮を要する児童が、安心・安全な環境の中で伸び伸びと過ごせるよう、保護者との信頼関係の構築に努め、児童への適切な支援や対応ができるようにする。

【個別面談の進め方】

ア 「個別面談の実施にあたって」を参考に個別面談を実施し、保護者への聞き取り及び子どもの行動観察により、児童の様子や障害の種類・程度等を把握すること。

イ 可能な限り受け入れる方向で、保護者・児童に寄り添いながら丁寧な個別面談と行動観察を心掛けること。

ウ 個別面談時には、「面談カード」（別紙第1号様式）を活用し、より詳細かつ具体的な状況把握に努めること。

エ 聞き取りを中心に把握した内容は、運営指導者が「個別面談記録表」に記入すること。

③ 第3段階

ア 「安心・安全の確保」の視点で、配慮を要する児童本人だけでなく、その児童が参加することによって生じる他の児童の安心・安全の状況の両面から把握する。

<具体的な視点>

児童の参加状況（曜日ごとの参加人数の平均、配慮を要する児童の参加状況など）、地域協力員による支援体制、加配の必要性などから多面的にとらえる。

イ 多面的な情報収集により、総合的に「支援体制」や「指導方法・指導上の留意点」などを確認する。

○ 情報収集の方法（例）

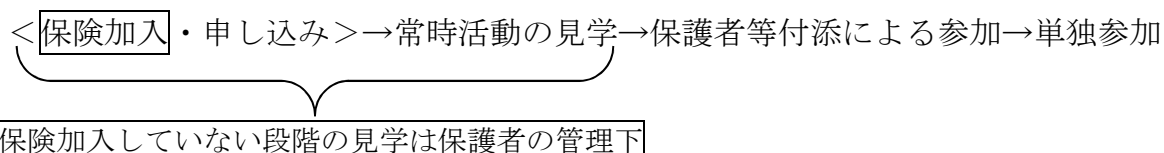
- ・ 社会性（協調性や友達や指導者との関わり方など）の把握
- ・ 個別面談・行動観察による障害の種類・程度、行動・性格等の特性・個性の把握
- ・ 参加体験時の児童の活動状況からの把握
- ・ 学校（教頭・担任等）からの情報提供（※）による把握

（※） 個人情報の取扱については、保護者から事前に承諾を得ること。

（3） 受け入れの「方向性」の検討

- ① 保護者の希望ですぐに単独（子どものみの参加）で受け入れるのではなく、（2）の段階的な把握を丁寧に進めること。

○ 主な流れの例



- ② （2）において子どもの様子や障害の種類・程度の把握、見学時や参加体験の状況等を踏まえて、安心・安全な受け入れに向けた検討を段階的に進めること。
- ③ 段階的に子どもの様子や障害の種類・程度の把握に努める中で、保護者の理解と協力による十分な話し合いを行い、トワイライトスクール・トワイライトルームの事業趣旨の達成が可能な安心・安全な参加体験や参加の仕方を検討すること。

（4） 具体的な参加体験（試行）・参加の実施

- ① 児童の安心・安全の確保の観点から、基本的には、「参加体験（試行）」を経て、再度保護者と個別面談を実施し、「参加」へと段階的に進めること。

○検討Ⅰ 「参加体験（試行）」の仕方とその条件

分類	参加体験の仕方	参加体験の条件
A	保護者の付添による参加体験（試行）	個別面談・行動観察を経て、曜日・時間帯を限定し、可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－1又はⅢ－2いずれかの対応が可能と判断した場合
B	子ども単独での参加体験（試行）	原則として、Aの保護者付添による参加体験を経た上で、曜日・時間帯を限定し、可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、ⅠかⅡ（単独参加）いずれかの対応が可能と判断した場合

(注) 保護者によっては、様々な理由で、個別面談を受けようとしなかったり、参加体験（試行）の協力をしなかったりする場合が考えられるが、「保護者が参加を希望すれば、すべての児童を無条件に受け入れられる事業ではない」という点を踏まえ、丁寧な説明と十分な保護者の理解による運用に心掛けること。

○検討Ⅱ 「参加」の仕方とその条件

分類	参加の仕方	参加の条件
I	通常の参加 (限定なし・単独参加)	(A 及び B を経た上で、) 通常の参加が「通常の配慮の範囲で可能」と判断した場合
II	子ども単独で時間帯や曜日を事前に限定して参加	曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合
III の 1	保護者（保護者に代わる者を含む）付添による、限定なしの参加	曜日や時間帯を区切らなくても、通常のスタッフ体制の範囲で、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合
III の 2	保護者（保護者に代わる者を含む）付添による、事前に時間や曜日を限定した参加	曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合

IV	受け入れ困難	保護者の協力のもと、個別面談・行動観察及び A・B の段階的な参加方法の検討を行った上で、すべての子どもの安心・安全の観点から、 <u>現時点の現場の状況においては「受け入れ困難」と判断される場合。</u> <u>(支援の限界が認められる場合)</u>
----	--------	---

② 参加体験・参加の方法の決定と報告

個別面談終了後、運営指導者が「個別面談記録表」に「個別面談カード」の記入内容・聞き取り内容・行動観察を基に必要事項を記入し、結果を運営主体（本部）に報告する。

(※ 「個別面談記録表」は、運営主体（本部）への報告書として取り扱う。)

③ 「Ⅳ：受け入れ困難」な場合の考え方

「受け入れ」の考え方は、トワイライトスクール等での活動を希望する場合は、「希望するすべての子どもを受け入れる方向で進める」ことが基本となる。

しかし、「配慮を要する児童」を含め、参加するすべての子どもが落ち着いて過ごすことができること、安心・安全が確保されることなどが事業実施における大前提となる。そのため、「配慮を要する内容」や障害の特性・程度によっては参加を断らざるを得ない場合がある。

【受け入れ困難と考えられる事例】

- ・ 保護者の付添だけでは必要な医療的ケア等が適切・安全に行えない場合
- ・ 地域協力員の加配措置や運営スタッフによる特別な配慮等をしてしても「すべての子どもの安心・安全」が確保できない場合
- ・ 市が実施する放課後事業（教育事業）であり、限られた予算・人員の中で行っており、トワイライトの現時点の状況や対応方法等ではすべての子どもの安心・安全が十分に確保できない場合

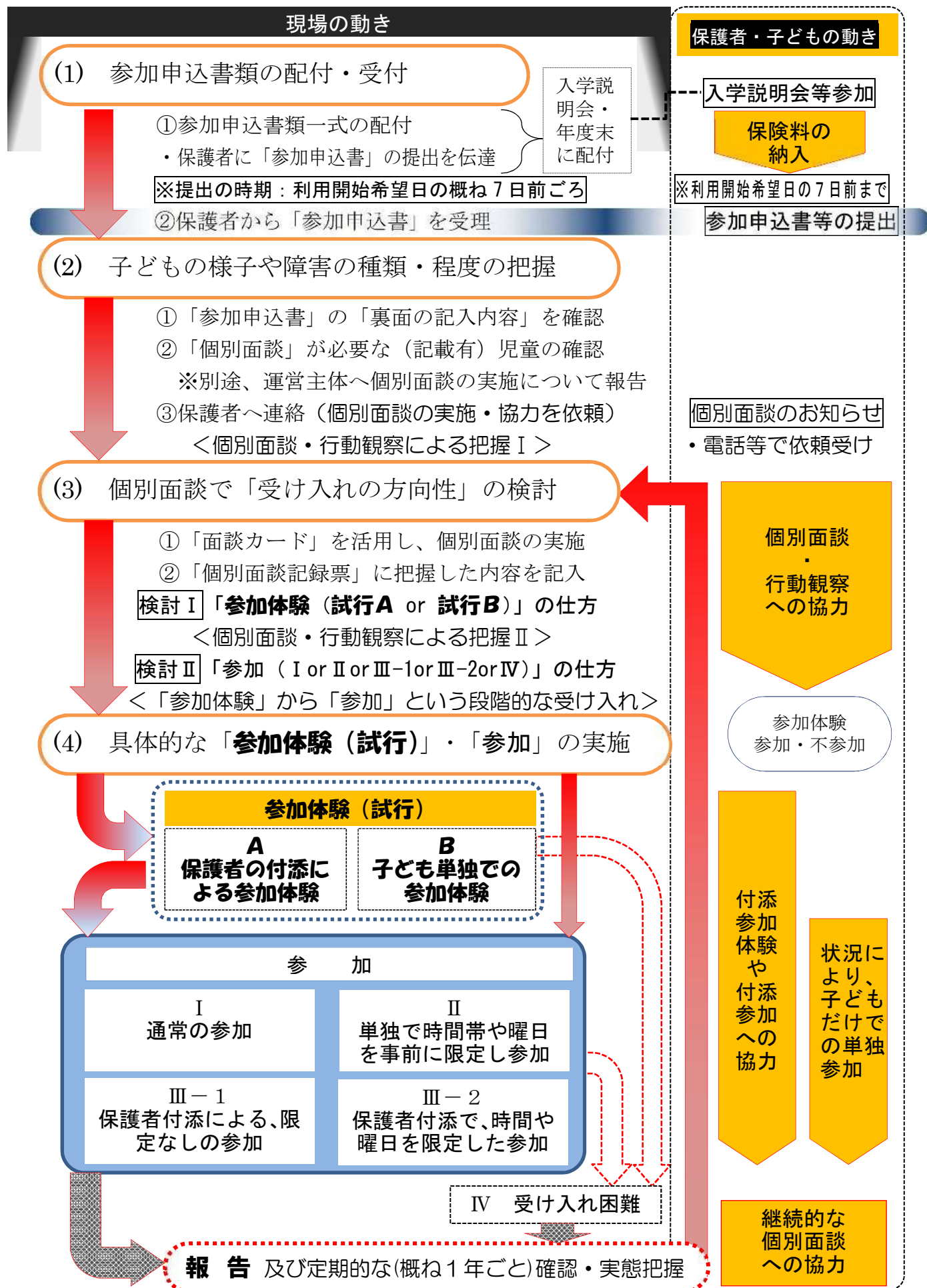
④ 「受け入れ困難」という判断における留意点

受け入れの判断は、運営側が一方的に行うものではなく、「参加体験（試行）」において、「遊び」、「学び」、「体験」、「交流」により子どもの自主性・社会性・創造性を育む活動が可能かどうかなどを、保護者に寄り添い丁寧に確認し、個別面談で子どもを中心に据えて検討していくべきものであることを踏まえて判断すること。

(5) 成長段階に応じた定期的な確認・参加実態の把握

- ① トワイライトへの参加（(4)の分類Ⅰ～Ⅳ）の判断については、子どもの成長段階に応じて、定期的（原則として年に1回程度）に個別面談を実施し確認する。
- ② 子どもの成長や障害の内容等に伴って、「それまでできなかった活動が可能になる場合」と、「それまでできていた活動が困難になる場合」のどちらも生じ得ることを保護者にも確認しておくこと。

配慮を要する児童の受け入れの手順図



個別面談の実施に当たって

1 個別面談実施の手順と方法

(1) 面談の場の設定

下記アからエの場合には保護者の了解を得て個別面談の場を設定する。

- ア 参加に当たって、保護者から障害等についての申し出や事前の相談があった場合
- イ 参加申込書裏面の「児童が下記事項に該当する場合」のチェック欄に☑がある場合
- ウ 参加申込書裏面の「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合
- エ 受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が参加する児童について「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合

上記の児童のうち、特に、知的障害を伴わない発達障害がある児童については、障害があることに周りの人が気づきにくく、小学校入学の段階では保護者が障害を認識していないこともあることに留意する必要がある。したがって、上記ウ、エの場合は特に、児童の日ごろの様子に目を配るとともに、保護者との日常会話に心掛けて相談しやすい雰囲気を醸成し、良好な関係づくりに留意して面談の場を設定する。

なお、面談の場に児童が同席しない方がよい場合もあると想定されるので、児童同席の可否について、事前に保護者の意向を確認しておくとうい。

(2) 対象児童の行動観察

個別面談を円滑にすすめるためには、事前に機会をとらえて、児童の行動観察を実施しておくことが望ましい。特に、呼びかけや問いかけに対する動作や言葉での反応、遊び場など目的場所への移動の様子や遊びの様子、保護者との言葉のやりとりの様子などについて詳しく観察できるとよい。

また、参加申し込み前の場合には、トワイライトのプレイルームに案内して遊びなどの様子を観察することができれば、実際の活動場面を想定しやすくなる。

なお、面談を実施することが話題になった時点で、「お子さまの生活状況について(面談カード)」(別紙第1号様式)を保護者に渡して趣旨を説明し、記入を依頼する。

(3) 参加申込書の記載内容を確認し、個別面談記録表に転記

面談実施前に参加申込書の記載内容を確認し、基本情報を「個別面談記録表」(別紙第2号様式)に転記しておく。また、事前に行動観察した様子をメモするなど、面談で話題になりそうな事項を整理しておく。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

学校名 ○ ○ 小学校 ○ 年 ○ 組 (○ ○ 年 : ○ 年 ○ 組) (○ ○ 年 : ○ 年 ○ 組)	
ふりがな 児童氏名 ○ ○ ○ ○ 平成○○年○○月○○日生	☒ 通常の学級 ☐ 特別支援学級 (※種別) ☐ 通級指導教室 (※種別 通級先 小)
保護者氏名 ○ ○ ○ ○	続柄 父 (※上記種別欄には、弱視、肢体、病弱、知的、自・情、発達、難聴、言語のいずれかを記載)
① 手帳の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は手帳を確認)	(確認後、下記の該当する口にレ) ☐ 愛護手帳 (度) ☐ 身体障害者手帳 (第 種、 級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級)
② 上記①の手帳に係るもの以外の 医師の診断の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は詳細を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 診断名 (高機能自閉症) ・ 診断時期 (H○○年 ○月) ・ 診断機関・医師名等 (○○病院)
③ 専門機関での相談歴の有無 あり ・ なし (「あり」の場合には経過等を尋ねる)	(相談歴等を確認後、下記に記載) ・ 相談機関名 (○○療育センター) ・ 相談時期 (H○○年 ○月)
④ 器具等の使用の有無 あり ・ なし (「あり」の場合には経過等を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 使用器具 () ・ 使用方法 ()
⑤ 医師の診断内容等 上記の①、②、③のいずれかが「あり」の場合には詳細を尋ねて、その内容を記載する。 ※変更は追記 (年度記入) 3歳のとき○○療育センターで発達相談。以後、2週間に1回の言語訓練を2年間受けてきた。4歳のとき診断名。言葉の理解の状況は年齢相応といわれた。	

(4) 保護者との面談の実施

トワイライトで活動するに当たっての保護者や児童の期待感や不安感に配慮しつつ、トワイライトでできる支援や必要な対応について保護者とともに考えるようにする。面談実施に際しては、保護者が記載した「お子さまの生活状況について(面談カード)」の内容や個別面談記録表の未記入箇所の内容を確認しながら、保護者から情報を得るのも方法の一つである。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

1 現在の状況 (1) 基本的生活習慣 ☐ 特記事項なし ☒ 特記事項あり (特記事項ありの場合は下欄に記載) 「身の回りの事柄について、何らかの配慮や支援が必要な場合はお知らせいただけますか。」などと尋ね、 介助等が必要な状況を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記 (年度記入)	
ア 着 脱 1 介助等が必要() 2 全介助 イ 食 事 1 介助等が必要() 2 全介助 ウ 排 泄 1 介助等が必要() 2 全介助 エ 移 動 1 介助等が必要() 2 全介助 オ その他	※介助希望の場合： ☐ 男女どちらでも ☐ できれば女性 ☐ できれば男性 身の回りのことは自分でできる。他のことに興味が向いているとき、取り掛かるのが遅れることがある。

(5) 面談結果の記録

児童の配慮を要する内容や状況等については、保護者からの申し出や相談に応じて、保護者の意向や不安等を丁寧に聞き取って支援や対応を考える。また、参加を希望する曜日・時間帯・期日や、参加に当たっての配慮が必要な体験活動の内容などについて確認し、聞き取った内容を記録する。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

(2) ことば ☐特記事項なし ☒特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)

「言葉を聞いたり話したりするときに何か気がかりなことや手助けするとよいことなどがありますか。」などと尋ね、特記事項を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記(年度記入)

ア 聞くことについて

話を聞くと、表情の変化が少なく、相手の方を向くことも少ないので聞いていないように見える。大事なことは、名前を呼んで、注意を向けさせてから伝える。

イ 話すことについて

単語で区切ったような話し方になる。よく聞けば分ることも多い。発言が分りにくいとき、「紙に書いて」と言って用紙を渡すと、用件を書くことができる。

(3) 行動上の特性 ☐特記事項なし ☒特記事項あり

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記(年度記入)

《行為》

- ☐①自傷行為がある
- ☐②他傷行為がある
- ☐③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある
- ☒④閉じこもったり、とび出したりする
- ☐⑤騒ぐ・暴言を吐く
- ☐⑥暴力を振るう
- ☒⑦集団を外れ、好き勝手なことをする

《思い当たる要因》

- ☐ア 興奮しやすく気分が不安定になる
- ☒イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる
- ☐ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない
- ☒エ 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわったりする
- ☐オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある
- ☒カ 環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等)に対応できない
- ☐キ コミュニケーションがうまくとれない
- ☐ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある

《その他特記事項》

2 その他の特記事項(疾病、アレルギー、言語、家族の状況、等)

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

3歳ころまで、ぜんそくの症状が出ることがあったが(ヒューヒューという呼吸音)、現在はほとんどない。

3 参加日の予定(参加する予定の曜日・時間帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

毎週水、金曜日の授業後から17:00まで

(6) 参加体験や保護者付き添いによる参加の検討

配慮を要する児童や周りの児童が安心・安全に参加し、スタッフが適切な支援を行うためには、トワイライトでの生活や学習を実際に体験してみたり、保護者の付き添いにより支援や対応の方法を確認したりすることが必要な場合がある。

児童の状況によっては、個別面談と並行して参加体験を行ったり、保護者の付き添いによって参加したりするなど、保護者と連携して、段階的な参加方法を検討する必要があると思われる。

(7) 参加形態の分類

上記の結果を踏まえ、児童の状況等により、保護者の理解と協力を得て、安心・安全な参加形態を決める。その結果を「4 分類」の欄に記載する。

I	児童だけの参加
II	児童だけの条件付き参加 (条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制)
III-1	保護者付き添いによる参加
III-2	保護者付き添いによる条件付き参加 (条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制)
IV	受け入れ困難

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

4 分類(受け入れの分類について、該当の□にレを記入。IVの場合はその事由を記載。

また、I～Ⅲの場合でも、特別な対応や支援が必要な場合は、面談後の所見や留意事項として下記に記載) ※変更は追記(年度記入)

☐ I ☒ II ☐ III-1 ☐ III-2 ☐ IV

集団遊びへの参加や持ち物の管理などで個別の指示や見守りが必要である。当面は児童だけの条件付き参加とするが、保護者とともに今後の対応を検討する。

保護者のみなさまへ

～子どもたちの豊かな放課後を目指して～

1 事業の目的

トワイライトスクールは...



放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、自主性・社会性・創造性等を育む教育事業です。

2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域の方々のボランティア精神によって支えられています。感謝の気持ちを育むためにも、ご家庭においてもお子様への適切なご指導をお願いします。

運営に関わるスタッフは次のとおりです。

運営指導者



現場責任者として、運営を統括し、学校や地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

地域協力員

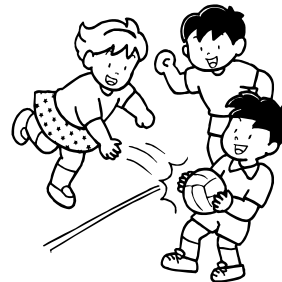
身近な地域の大人として子どもに接しながら、日々の運営を補助します。
「AP(アシスタント・パートナー)」とも呼ばれます。



体験活動講師

地域の方々が自身の特技や趣味を生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め様々な体験活動を教えます。

また、子どもと接することが好きな地域の学生や将来教育職を志す学生等が、活動や遊びを支援します。



3 ご利用に際してのお願い

(1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録に際して保険への加入をお願いします。

名古屋市では、トワイライトスクールを想定した保険をご用意しております。詳しくは、トワイライトスクールにお問い合わせください。(年間400円程度)

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) トワイライトスクールを初めて利用される方について

新1年生等、初めてトワイライトスクールをご利用される方は、参加希望日の7日前までに参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトスクール事務室まで提出をお願いします。

(3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いします。

Q1 : トワイライトスクールは、学校生活の延長と考えればいいですか？

A1 : 学校施設を活用して活動をしますが、学校生活の延長ではありません。お世話をいただく方々も学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域の方です。

Q2 : だれでも参加できるのですか？

A2 : その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。

Q3 : 申し込むにはどうすればいいですか？有料ですか？

A3 : 「参加申込書」を事務室にご提出ください。トワイライトスクールは無料でご参加いただけます。ただし、あらかじめ保険への加入(有料)をお願いします。

なお、新1年生や初めて本校のトワイライトスクールをご利用される方は、参加開始希望日の7日前までに、各トワイライトスクールまで参加申込書の提出をお願いいたします。

Q4 : 何時まで過ごすことができるのですか？

A4 : 学校の授業日は、授業終了後から午後6時までです。土曜日や夏休み等長期休業中は午前9時から午後6時までになります。

Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか？

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

Q6 : 申し込みをすると毎日参加をすることになるのですか？

A6 : お子様が興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合ってください。

Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか？

A7 : お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトスクールごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトスクールにお尋ねください。

【問い合わせ先について】

○ 運営に関する問い合わせ

〇〇〇〇(運営主体)〇〇〇〇

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇

○ 制度に関する問い合わせ

名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進室

電話 : 972-3229

保護者のみなさまへ

～子どもたちの豊かな放課後を目指して～

1 事業の目的

トワイライトルームは...



放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、自主性・社会性・創造性等を育む全児童を対象にした事業と、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、より生活に配慮した事業を一体的に実施しております。

2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域の方々のボランティア精神によって支えられています。感謝の気持ちを育むためにも、ご家庭においてもお子様への適切なご指導をお願いします。

運営に関わるスタッフは次のとおりです。

運営指導者



現場責任者として、運営を統括し、学校や地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

子ども指導員



運営指導者とともに、子どもの活動や生活によりそいながら指導します。あわせて、留守家庭等の保護者の子育てを支援します。

体験活動講師



地域の方々が自身の特技や趣味を生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め様々な体験活動を教えます。また、子どもと接することが好きな地域の学生や将来教育職を志す学生等が、活動や遊びを支援します。

地域協力員



身近な地域の大人として子どもに接しながら、日々の運営を補助します。「AP(アシスタント・パートナー)」とも呼ばれます。

3 ご利用に際してのお願い

(1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録に際して保険への加入をお願いします。

名古屋市では、トワイライトルームを想定した保険を用意しております。詳しくは、各トワイライトルームにお問い合わせください。(年間400円程度)

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) トワイライトルームを初めて利用される際について

参加開始希望日の7日前までに、参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトルームの事務室まで提出をお願いします。

4月から延長時間帯を利用希望の方は、指定する日までに申請書等をご提出ください。

(3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。

Q & A

Q1 : トワイライトルームは、学校生活の延長と考えればいいですか？

A1 : 学校施設を活用して活動はしますが、学校生活の延長ではありません。お世話をいただく方々も学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域の方です。

Q2 : だれでも参加できるのですか？

A2 : その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。ただし、延長時間帯に参加するには、就労等で保護者が家庭にいない等の条件があります。

Q3 : 申し込むにはどうすればいいですか？有料ですか？

A3 : 「参加申込書」を事務室にご提出ください。基本時間帯は保険関係費(年間400円程度)のみで無料でご参加いただけます。ただし、延長時間帯は有料となります。

Q4 : 何時まで過ごすことができるのですか？

A4 : 学校の授業日は、授業終了後から17時までです。延長時間帯は18時までと19時までが選択できます。土曜日は朝9時から、夏休み等の長期休業日は朝8時からになります。

Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか？

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

Q6 : 申し込みをすると毎日参加をすることになるのですか？

A6 : お子様が興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合ってください。

Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか？

A7 : お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトルームごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で、地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトルームにお尋ねください。

Q8 : 延長時間帯の登録内容は変更できますか？

A8 : 延長時間帯の利用登録は月単位で変更をすることができます。変更したい場合は、その都度、変更したい月の前月25日までに事前の手続きを行えば、月ごとに利用する時間帯を変更したり、減免有無を変更することができます。

Q9 : 利用料の支払いはどうすればいいですか？

A9 : 選択事業登録をされた方は、便利な自動引き落としをぜひご利用ください。自動引き落としの利用については各トワイライトルームにお問い合わせください。自動引き落としをされない方については、金融機関等の窓口で納付書にて毎月お支払いいただくことになります。

Q10 : 転校することになった場合、どのような手続きを行えばよいですか？

A10 : 選択事業登録をされている方は、転校前の学校での登録を取り消してください。転校先でも延長時間帯の利用をしたい場合は、転校先で、新たに選択事業登録の申請を行ってください。

なお、保険関係費については、市内の学校へ転校した場合でも継続して有効です。

【問い合わせ先について】

○ 運営に関する問い合わせ

〇〇〇〇(運営主体)〇〇〇〇

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇

○ 制度に関する問い合わせ

名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進室

電話 : 972-3096

(宛先) 名古屋市教育委員会

次のとおり _____ 小学校トワイライトスクールへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<ふりがな>		年 月 日 生

保護者氏名 (申込者氏名)	<ふりがな>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順② 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —]

★ トワイライトスクールに申し込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 自宅付近の地図

--

--

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐身体障害者手帳を所持 ☐愛護手帳を所持 ☐精神障害者保健福祉手帳を所持
☐特別支援学級に在籍 ☐通級指導教室に通級 ☐医師の診断を受けている（発達障害等）

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面 (例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など)
② 性格・行動面 (例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など)
③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。 (例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など)
④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(宛先) 名古屋市長

次のとおり_____小学校トワイライトルームへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<ふりがな>		年 月 日 生

保護者氏名 (申込者氏名)	<ふりがな>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順② 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —]

★ トワイライトルームに申し込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 自宅付近の地図

--

--

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐身体障害者手帳を所持 ☐愛護手帳を所持 ☐精神障害者保健福祉手帳を所持
☐特別支援学級に在籍 ☐通級指導教室に通級 ☐医師の診断を受けている(発達障害等)

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面 (例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など)
② 性格・行動面 (例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など)
③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。 (例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など)
④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

◎ 選択事業・一時利用の登録をご希望の方は、この申込書とともに「トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)」等必要書類を提出してください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。
また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(別紙第1号様式)

お子さまの生活状況について（面談カード）

記入日 年 月 日

お子さまに応じた対応や支援を行う参考資料とするため、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

年・組（ 年 組） 名前（ ）

1 日ごろの活動や行動の様子

（1）活動（遊びなど）の様子（当てはまるものの番号に○をお付けください）

1. 他の子と一緒に活動できる
2. やり取りにはならないがそばで一緒に活動できる
3. 他の子の活動を見ているが参加は難しい
4. 一人で活動することが多い
5. 特定の活動にこだわりがある

（2）日ごろの行動で気になることがありますか。（有の場合は、当てはまるものの番号に○をお付け下さい）

（ 有 ・ 無 ）

1. 新しい環境に慣れるのに時間がかかる
2. 順番を待つことが苦手
3. 集中力がなく気が散りやすい
4. 急な予定変更に対応できない
5. 席を離れることがよくある
6. 日によって感情のむらがある。
7. よくかんしゃくを起こす。
8. その他、気になる行動があれば、下記にお書きください。

（3）普段の生活で、興味を持っていることや熱心に取り組む活動がありましたら、具体的にお書きください。

（4）普段の生活で、苦手なことや取り組みにくい活動がありましたら、具体的にお書きください。

→裏面もご記入ください。

名前（ ）

- 2 お子さまへの接し方について、ご家庭で工夫されていることがありましたら具体的にお書きください。

- 3 専門機関、医師から受けたアドバイスがあれば具体的にお書きください。

- 4 保育所、幼稚園等から受けたアドバイスがあれば具体的にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

学校コード

(別紙第 2 号様式)

個別面談記録表

1 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ()

2 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ()

3 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ()

学校名	小学校	年	組
	(年 : 年 組)		
	(年 : 年 組)		
ふりがな 児童氏名	☐ 通常の学級 ☐ 特別支援学級 (※種別) ☐ 通級指導教室 (※種別 通級先 小)		
保護者氏名	続柄	(※上記種別欄には、弱視、肢体、病弱、知的、自・情、発達、難聴、言語のいずれかを記載)	
① 手帳の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は手帳を確認)	(確認後、下記の該当する口にレ) ☐ 愛護手帳 (度) ☐ 身体障害者手帳 (第 種、 級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級)		
② 上記①の手帳に係るもの以外の 医師の診断の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は詳細を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 診断名 () ・ 診断時期 (年 月) ・ 診断機関・医師名等 ()		
③ 専門機関での相談歴の有無 あり ・ なし (「あり」の場合には経過等を尋ねる)	(相談歴等を確認後、下記に記載) ・ 相談機関名 () ・ 相談時期 (年 月)		
④ 器具等の使用の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は詳細を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 使用器具 () ・ 使用方法 ()		
⑤ 医師の診断内容等 上記の①、②、③のいずれかが「あり」の場合には詳細を尋ねて、その内容を記載する。 ※変更は追記 (年度記入)			

1 現在の状況

(1) 基本的生活習慣 ☐特記事項なし ☐特記事項あり(特記事項ありの場合は下欄に記載)

「身の回りの事柄について、何らかの配慮や支援が必要な場合はお知らせいただけますか。」などと尋ね、
介助等が必要な状況を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記 (年度記入)

ア 着 脱 1 介助等が必要() 2 全介助

イ 食 事 1 介助等が必要() 2 全介助

ウ 排 泄 1 介助等が必要() 2 全介助

エ 移 動 1 介助等が必要() 2 全介助

オ その他

※介助希望の場合：☐男女どちらでも ☐できれば女性 ☐できれば男性

(2) ことば ☐特記事項なし ☐特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)

「言葉を聞いたり話したりするときに何か気がかりなことや手助けするとよいことなどがありますか。」などと尋ね、特記事項を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記(年度記入)

ア 聞くことについて

--

イ 話すことについて

--

(3) 行動上の特性 ☐特記事項なし ☐特記事項あり

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記(年度記入)

《行為》 ☐①自傷行為がある ☐②他傷行為がある ☐③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある ☐④閉じこもったり、とび出したりする ☐⑤騒ぐ・暴言を吐く ☐⑥暴力を振るう ☐⑦集団を外れ、好き勝手なことをする	《思い当たる要因》 ☐ア 興奮しやすく気分が不安定になる ☐イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる ☐ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない ☐エ 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわったりする ☐オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある ☐カ 環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等)に対応できない ☐キ コミュニケーションがうまくとれない ☐ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある
《その他特記事項》	

2 その他の特記事項(疾病、アレルギー、言語、家族の状況、等)

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

--

3 参加日の予定(参加する予定の曜日・時間帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

--

4 分類(受け入れの分類について、該当の口にしを記入。Ⅳの場合はその事由を記載。

また、Ⅰ～Ⅲの場合でも、特別な対応や支援が必要な場合は、面談後の所見や留意事項として下記に記載) ※変更は追記(年度記入)

☐Ⅰ

☐Ⅱ

☐Ⅲ—1

☐Ⅲ—2

☐Ⅳ

--

トワイライトスクール・
トワイライトルームにおける
食物アレルギー対応指針

平成 26 年 11 月

子ども青少年局放課後事業推進室

は じ め に

食物アレルギーのある児童が近年増加し、学校において、食物アレルギーが原因で重篤な症状（アナフィラキシー等）が現れる事例が全国で報告されています。

本市教育委員会においては、昨年度、「食物アレルギー対応の手引き」を作成し、各学校において、食物アレルギーによる事故防止に向けた、適切な対応と体制の充実が図られることになりました。

一方、放課後に実施するトワイライトスクールにおいて、食物アレルギーのある児童に安心・安全な環境を提供することは、大きな課題でありました。

トワイライトスクールでは給食の提供はありませんが、長期休業期間中のお弁当など、食物に触れる機会があります。そのため、活動時間中に、生命に関わるような、緊急性の高いアレルギー症状を呈してしまう可能性もあり、運営に携わるスタッフの適切かつ迅速な対応が求められています。

特に、昨年度から実施し、今後拡充していくトワイライトルームにおいては、おやつを提供があるため、より一層、食物アレルギーに配慮した対応が求められています。

そこで、本市において、今年7月に、有識者で構成する「トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会」を立ち上げました。検討会においては、現運営体制の中で、大切な子どもの命を守るために、どう対応すべきかを第一に検討を進めていただき、「トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針」を作成するにあたっての、様々なご助言をいただきました。

この指針等を活用し、運営指導者を中心に運営スタッフ全員がアレルギーに関する知識を深めることで、食物アレルギーのある児童も安心・安全に豊かな放課後を過ごしてもらいたいと考えております。

最後に、検討会の座長を務めていただきました「あいち小児保健医療総合センター内科部長」の伊藤浩明先生をはじめ、委員の皆様方には、指針の作成にあたり多大な御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

平成26年11月

子ども青少年局長 佐藤 良喜

目 次

I 食物アレルギーのある児童への対応基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
II 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ	・ ・ ・ ・ ・ 2
III 日常の安全管理方法	・ ・ ・ ・ ・ 3
IV 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応	・ ・ ・ ・ ・ 5
V おやつ提供にかかる留意点	・ ・ ・ ・ ・ 10

資料（P.16～27）

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイライトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について（依頼）
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる
食物アレルギー調査票 兼 同意書（様式1）
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

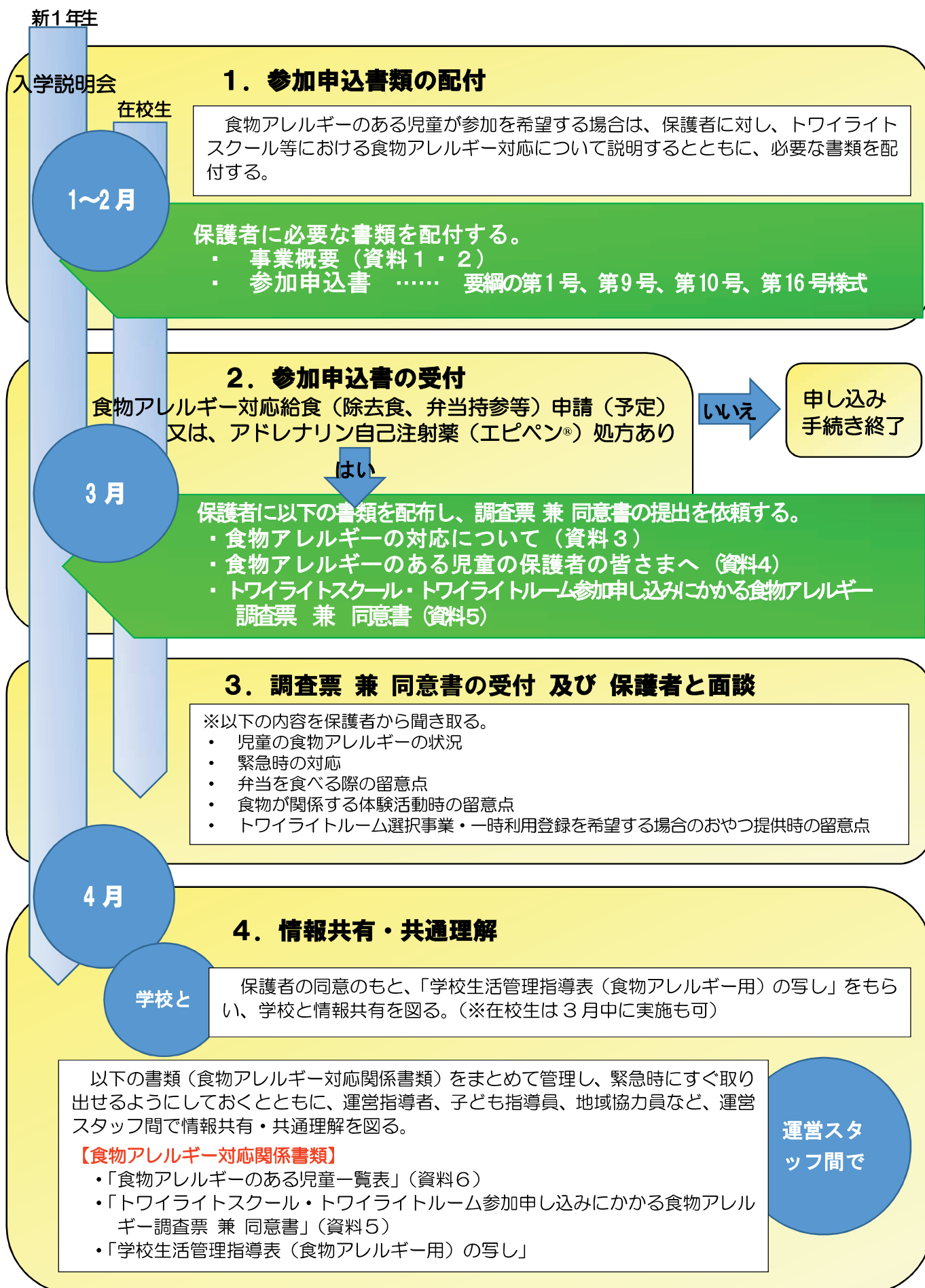
参考（P.28）

- 1 トワイライトスクール参加申込書（要綱第1号様式）
- 2 トワイライトルーム参加申込書（要綱第9号様式）
- 3 トワイライトルーム選択事業登録申請兼減免申請書（要綱第10号様式）
- 4 トワイライトルーム一時利用登録申請兼減免申請書（要綱第16号様式）
- 5 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

I 食物アレルギーのある児童への対応基本方針

- (1) 食物アレルギーのある児童が、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライトスクール等」という）に安心して参加できるよう、受け入れ体制を整える。
- (2) 食物アレルギーのある児童のアレルギーの状況を保護者・学校と連携して把握し、日頃から運営スタッフ間で情報共有を図り、共通認識を持つ。
- (3) 緊急時に迅速で適切な対応が図れるよう、運営スタッフ全員で共通理解を図り、日頃から緊急時の対応に備える。
- (4) トワイライトルームでのおやつ提供については、児童の食物アレルギーの状況を正確に把握した上で、当該児童については、原則、原因食物を含まないおやつを提供する。

Ⅱ 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ



Ⅲ 日常の安全管理方法

トワイライトスクール等では、アナフィラキシーショックを起こすような重度の食物アレルギー疾患から比較的軽度の疾患まで、様々な疾患の程度の児童が日々参加している。運営スタッフも参加する児童も毎日かわっていく中で、安全管理方法について日頃から、運営スタッフ間で共通認識を持っておく必要がある。

1. 活動内容別安全管理方法

(1) 弁当

- ・ 食物アレルギーのある児童の、当日の参加状況を確認し、運営スタッフ間で情報共有を図り、当該児童の顔と名前が一致するようにする。
- ・ 保護者との面談時に聞き取った留意点を踏まえ、食物アレルギーのある児童が弁当を食べる際の配席を考慮する。
- ・ 飲食中は、他の児童の弁当や飲み物を口にしたり手で触れたりすることのないよう、参加児童全員に指導する。
- ・ 食物アレルギーのある児童が、他の児童の衣服についた食物や食べこぼした食物に触れることのないよう注意する。
- ・ ごく少量の原因物質に触れたり、吸い込んだりするだけでもアレルギー症状を起こす場合は、「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」の学校生活上の留意点を参考に、保護者と十分な協議をして、別室で飲食するなど個別の対応をとる。

(2) 体験活動等

① お茶の体験活動講座

お茶菓子を出す場合は、参加申込書にその原材料等を記載するなどし、その原材料に対してアレルギー症状の出る児童は保護者とよく相談の上、別のお茶菓子で対応するなど、配慮する。

② 調理（おやつ作りなど）の体験活動講座

アレルゲンとなる食材を扱わないメニューを考慮し、参加申込書に調理する食材を記載する。万一その食材に対してアレルギー症状の出る児童がいる場合、保護者とよく相談の上、一部別の食材を用意するなど、参加の仕方を工夫する。

③ 牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作

牛乳アレルギー児が在籍している場合は、牛乳に触ることにより、アレルギー症状が出る場合があるため、牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作は実施しない。

④ 小麦を使った遊び

小麦アレルギー児が在籍している場合は、小麦粘土に触ることにより、アレルギー症状が出る場合があるので、使用しない。

⑤ その他

学校給食で使用していない、そば、落花生（ピーナッツ）、キウイフルーツを使った体験活動は、重症症状を呈しやすいため、原則、実施しない。（例：蕎麦打ち体験、節分の落花生による豆まき）

2. 緊急時への備え

(1) アレルギー緊急時対応マニュアル

本指針「Ⅳ 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応」（p.5～）を運営スタッフ全員がよく理解し、アレルギー緊急時対応マニュアル(別紙)を必要時にすぐ取り出して利用できるようにしておく。

(2) 緊急時薬やアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の管理方法

アレルギー症状が出た場合には、保護者に迎えを依頼し、重篤の場合は救急搬送をすることが原則であるが、保護者に連絡がつかない、あるいはアナフィラキシーショックを起こし、緊急対応が必要なケースも想定される。そのため、緊急時薬やエピペン®の日常的な管理について、確認しておく必要がある。

① 緊急時薬について

食物アレルギーのある児童が、緊急時に備えた処方薬を持って参加する場合は、薬の名前やその特徴を把握するとともに、薬の使用方法やタイミング、携帯場所などを保護者に確認しておく。

② アドレナリン自己注射薬（エピペン®）について

- ・ トワイライトスクール等において、保護者がエピペン®の使用を希望される場合は、必ずエピペン®を携帯の上、参加してもらうよう保護者に説明する。
- ・ 学校にエピペン®を預けている児童については、トワイライトスクール等は放課後の活動であり、預けているエピペン®は原則として使用できないことを保護者に説明し、自宅保管用のエピペン®を携帯し、参加してもらうようにする。
- ・ エピペン®の使用方法や使用のタイミング、どのような症状が出た場合に医療機関へ搬送するのか等について、保護者と共通理解を図っておく。
- ・ エピペン®の入ったカバンは、日光の当たらない場所に常温で保管する。
- ・ エピペン®の入ったカバンを置くロッカーをあらかじめ決めておき、緊急時にエピペン®がすぐに取り出せ、救急隊に渡したり、使用したりできるようにしておく。
- ・ エピペン®に関する研修に積極的に参加し、使い方を理解しておく。
- ・ 緊急時に運営指導者がエピペン®を使用する場合に備え、保護者からエピペン®トレーナーを借りるなどして、保護者から使い方について説明を受けるとともに、運営スタッフ間で情報共有を図ること。

Ⅳ 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応

1. 対象児童

緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応が必要となる可能性のある児童としては、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）児童やエピペン[®]が処方されている児童が主として考えられる。運営指導者は、保護者からの「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」に基づき、学校から当該児童の「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」の写しの提供を受け、記載された内容を踏まえ、緊急時の対応について、保護者と面談しアレルギーの症状等を確認する。

また、食物アレルギー対応給食を申請していない児童やエピペン[®]が処方されていない児童でも、アナフィラキシーを発症する可能性はあるので、対応を想定しておくことが必要である。

2. 児童の異変に気づいたら

食物アレルギーのある児童が何らかの違和感を訴えたり、児童の様子に変化（皮膚の赤み、くしゃみ、鼻水、咳、吐き気など）があった場合、アレルギー症状の可能性を第一に考える。児童から目を離さないようにし、人を集める。また、アレルギー緊急時対応マニュアル、食物アレルギー対応関係書類、本人が持参するエピペン[®]や緊急時薬を児童の傍までもってくる。

3. 適切な場所の確保

経過観察の際には、処置をスムーズに行うため、また、救急車を要請する場合には児童の様子を見ながら救急隊と連絡を取る必要があることから、児童を事務室に移動させることが望ましい。しかし、症状によっては、立ったり、歩いたり、おんぶをしたりすることで急激に血圧が低下し危険な場合もあるので、その場で対応する。

4. 緊急時の役割・やるべきこと

緊急時の役割とやるべきことは、次表のとおり3つに集約できる。トワイライトスクールでは、参加児童数や時間帯によって、運営指導者と地域協力員（AP）の2名体制の場合（トワイライトルームでは運営指導者と子ども指導員の2名体制の場合）もあるため、2名で協力をし、緊急時の対応を図る。

区 分	役割・やるべきこと
運営指導者 子ども指導員※ 地域協力員	① 状況を見る → 児童の症状の観察、緊急性の判断 ② 連絡する → 保護者へ連絡、必要な場合は救急車要請 ③ 準備する → アレルギー緊急時対応マニュアル・エピペン®・緊急時薬・食物アレルギー対応関係書類を準備

※ トワイライトルームのみ

5. 緊急時の観察と判断

症状を観察するときには、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)をもとに、まず、緊急性が高いアレルギー症状に該当するかどうかをみる。あてはまらなければ、順に軽い症状に向かって症状をチェックし、該当する対応をする。症状のチェックは5分ごとに行う。

食物アレルギーの症状はトワイライトスクール等のお弁当の時間に限らず、授業終了後のトワイライトスクール等の活動中に起こることもあるので、トワイライトスクール等で食べ物を摂取していないとしても、十分注意が必要である。

6. 緊急性が低いアレルギー症状への対応

保護者に連絡を取り、状況を報告するとともに、対応について相談する。保護者に連絡する場合は必ず児童の傍で行う。保護者と連絡が取れない場合、または、現場にいる運営スタッフだけでは対応が難しい場合には、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)の緊急性が中等の段階(B)においても、救急車を要請することを優先する。(運営指導者が危険性を感じたら、迷わず救急車を要請する。)エピペン®を処方されている児童の場合は、救急隊にエピペン®を渡す。

7. 緊急性が高いアレルギー症状への対応

「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)の緊急性が高い症状(次表参照)に一つでもあてはまれば、緊急性が高いと判断する。その場合は、一刻も早く救急車を要請する。救急車到着時に救急隊にエピペン®を渡し、判断を任せる。

ただし、救急車到着前に、救急隊との電話のやり取りの中で、救急隊から指示があった場合、または、緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン®を使用する。

< 緊急性が高いアレルギー症状の判断基準 >

区 分	基準となる症状
全身の症状	ぐったりしている※1、意識がもうろうとしている、尿や便をもらす、脈が触れにくい・不規則、意識がもうろうとしている、唇や爪が青白い※2
呼吸器の症状	のどや胸が締め付けられる、声がかすれる※3、犬が吠えるような咳※4、息がしにくい※5、持続する強い咳き込み、ゼーゼーする呼吸
消化器の症状	持続する強い（がまんできない）おなかの痛み、繰り返し吐き続ける

（日本小児アレルギー学会 2013.7）

※1 血圧低下のため歩けない状態

※2 チアノーゼ

※3 喉頭浮腫のため声がかすれる

※4 「ケンケン」という咳

※5 呼吸が苦しい、陥没呼吸、肩呼吸など呼吸困難

エピペン®の使用の有無にかかわらず、症状が急に進行して心肺停止状態に陥った場合は、心肺蘇生を行い、可能であればAEDを使用する。

8. 医療機関への搬送

救急車が到着したら、救急隊を誘導する。搬送する際には運営スタッフが付き添う。その際、食物アレルギー対応関係書類、緊急時薬、エピペン®（使用済みの場合は使用済みのもの）を持参する。

9. 本市への報告

児童がトワイライトスクール等参加中に、アレルギー症状が出て、医療機関を受診した場合や、救急車を要請した場合は、速やかに本市（子ども青少年局放課後事業推進室）に報告すること。

緊急時における対応の流れ

児童の様子に変化があったら

- ・皮膚の赤み ・くしゃみ、鼻水 ・咳
- ・じんましん ・目のかゆみ ・吐き気 など

* アレルギー症状
の可能性を考える

* 人の確保

* 場所の確保

- 発見者**
- ・目を離さない、一人にしない
 - ・助けを呼び、人を集める

- ・可能なら事務室へ
- ・症状が強ければその場で
対応する判断をする
(歩く・走るは危険)

役割・やるべきこと

① 状況を見る

- ・症状の観察
- ・緊急性の判断

② 連絡する

- ・保護者
- ・救急車

③ 準備する

- ・緊急時薬・エピペン®
- ・食物アレルギー対応関係書類※

観察と判断 <緊急時アレルギー症状チェック表で確認>

緊急性高い

救急車要請 (119 番) エピペン®使用

緊急性低い

5 分毎に症状チェック

保護者に連絡し対応を相談 緊急時薬使用
エピペン®準備 救急車考慮

危険を感じるようなら迷わず救急車要請

心肺停止状態に陥ったら心肺蘇生 (可能なら AED 使用)

搬 送

◎ 救急車要請で伝えること

- ・アナフィラキシーで救急要請であること
- ・学校名、住所、事務室の電話番号
- ・児童の名前、性別、年齢
- ・エピペン®有無、使用の有無
- ・通報者の名前、携帯電話

※ 「食物アレルギーのある児童一覧表」「トリイ付スクール・トリイ付ルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票兼同意書」「学校生活管理指導表 (写し)」を綴ったもの

緊急時アレルギー症状チェック表

緊急性が高いものから5分ごとに症状をチェックする

緊急性が高い

緊急性が低い

A

B

C

全身の 症状	1 ぐったり※ 2 意識もうろう 3 尿や便を漏らす 4 脈が触れにくい、または不規則 5 唇や爪が青白い※		
呼吸器 の症状	6 のどや胸が締め付けられる 7 声がかすれる※ 8 犬が吠えるようなかん高い咳※ 9 息がしにくい(呼吸困難)※ 10 持続する強い咳込み 11 ゼーゼーする呼吸	1 数回の軽い咳	
消化器 の症状	12 持続する強い(がまんできな い)おなかの痛み 13 繰り返し吐き続ける	2 中等度のおなかの痛み 3 1～2回のおう吐 4 1～2回の下痢	1 軽いおなかの痛み (がまんできる) 2 吐き気
目・口・ 鼻・顔面 の症状	上記の症状が 1つでもあてはまる場合	5 顔全体の腫れ※ 6 まぶたの腫れ※	3 目のかゆみ、充血 4 口の中の違和感、唇の腫れ 5 くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の 症状		7 強いかゆみ 8 全身に広がるじんま疹※ 9 全身が真っ赤	6 軽度のかゆみ 7 数個のじんま疹※ 8 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合

- ☐①救急車要請
☐②ショック体位(足を 15-30cm 高くして寝かせる)
☐③エピペン®使用
☐④心肺停止なら蘇生開始

- ☐①保護者に連絡し対応を相談
☐②事務室へ運ぶ(歩かせない)
☐③緊急時薬使用
☐④エピペン®準備
☐⑤医療機関へ(救急車考慮)

- ☐①保護者に連絡し対応を相談
☐②事務室で経過観察
☐③緊急時薬使用

危険を感じるようなら、迷わず救急車を要請する

※

- ・ A-1 血圧低下のため歩けない状態
- ・ A-5 チアノーゼ
- ・ A-7 喉頭浮腫のため声がかすれる
- ・ A-8 「ケンケン」という咳
- ・ A-9 呼吸が苦しい、陥没呼吸 肩呼吸など呼吸困難
- ・ B-5 形相が変わるほど顔全体が腫れる
- ・ B-6 目が開かないほどまぶたが腫れる
- ・ B-8 全身にじんま疹が広がり正常な皮膚がない状態
- ・ C-7 体の一部ないし数か所にじんま疹が出現

V おやつ提供にかかる留意点

- 1 運営指導者、子ども指導員及び地域協力員（AP）のトワイライトルームの運営スタッフ全員が、必要最低限の重要事項の情報を共有すること
- 2 運営指導者は、保護者はもとより、学校との情報共有においても中心となるため、必要に応じ、連絡調整の場に子ども指導員を同席させる等し、的確に情報を把握・集約し、適切な対応が図れるよう努めること
- 3 子ども指導員は、保護者との面談等にできる限り同席する等により、児童の健康把握に努め、特におやつに関しては責任者として安全なおやつ提供に努めること
- 4 原因食物を含まないおやつの手配等のため、食物アレルギーのある児童の参加確認を必ず7日前を目途に行うこと。あわせて、事前把握の徹底を保護者にも十分に理解していただくよう努めること
また、急な一時利用の申し込み等については、予定されているおやつを必ず保護者に確認させ、その他必要な対応をとること
- 5 食物アレルギーのある児童本人が、自発的に原因食物への対応が図れるよう、保護者と相談の上、側面的な支援や啓発を行うこと
- 6 「10 個別留意事項」を十分理解・整理したうえで、運営スタッフ全員が共通の認識を保てるよう努めること
- 7 「10 個別留意事項」を踏まえ、提供方法について必ず保護者に説明し、理解を得ること
- 8 保護者との面談に際し、発症時の対応として、過去の症状、保護者への連絡方法や救急車の要請の時期などを必ず確認し、対応可能な範囲について保護者に説明すること
- 9 当日のおやつ提供内容については、運営指導者や子ども指導員の代替職員にも、確実に承知できる方策（例：1週間分の参加の事前把握によるメニュー表の作成、誤配防止のためのおやつ時間の座席表など）を検討し、実施する方策を運営スタッフ全員に周知徹底すること

10 個別留意事項

(1) 食物アレルギー情報について

運営指導者は、食物アレルギーのある児童の食物アレルギーに関する重要事項（原因食物、エピペン[®]の処方の有無、発症時の対処の方法など）について、食物アレルギー対応関係書類等を定期的に確認するなど、食物アレルギーに関する自己点検を実施する。

(2) 原因食物の除去の方策について

【対応の原則】

① 「卵」「乳」「小麦」「えび」といった食物アレルギーについては、重症化の恐れが高いものがある。このため、保護者から原因食物の除去が必要と申告のあった場合は、当該児童のおやつについては、原因食物の完全除去を行う。

② 保護者から食物アレルギーの申告があった場合でも、その原因食物の含有量等の理由から、当該おやつを日常的に食している（食することが可能な）場合がある。

このため、あらかじめ、保護者に食べられるおやつかどうか、必ず確認（含有する場合は保護者の同意）を行う。

③ おやつには、学校給食でも使用していない次の3品目を含むものは、提供しないことを徹底する。

そば

落花生（ピーナッツ）

キウイフルーツ

また、成分の表示を十分確認し、含まれているものは提供しない。

④ 食物アレルギーの原因食物について、製造過程等による微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないことに留意し、保護者にも必ず説明する。

【基本的な対応策の選択】

子ども指導員は、食物アレルギーのある児童の登録・参加状況を考慮し、次の例を参照し、当該トワイライトルームの取り得る対応について運営指導者と相談したうえで、運営主体に協議し、方策を決定する。

例 1 現在提供しているおやつをリスト化し、そこに含まれるアレルギー物質についても明記した表により、保護者と協議し、食べられるもの（食べられないもの）を明確にし、おやつを決定する。

また、概ね 1 か月間のおやつについて、前月まで（発注まで）に、保護者に提示し、確認する。

◆ 現在提供しているおやつの一覧です。このなかから毎日何品かを組み合わせる等して、提供しています。

◆ 品名やそこに含まれるアレルギー物質（表示義務のある 7 品目）を確認し、食べられるものには「○」、食べられないものには「×」を付けてください。

※ そば、落花生（ピーナッツ）、キウイフルーツは、原則使用していません。

※ 表示義務のないアレルギー物質が含まれるおやつもありますので、品名（必要に応じ現物）によりご確認ください。

※ すべての食物アレルギー物質について、微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全には排除できませんのでご注意ください。

保護者氏名 _____
(児童氏名 _____)

	品名（おやつ名）	アレルギー物質	喫食の可否	備考
1	□□□□□□	乳	×	
2	□□□□□□	卵、小麦	○	
3	□□□□□□			
4	□□□□□□			
14	□□□□□□	（7 品目無し）	○	
15	□□□□□□	えび・かに	○	

例 2 保護者から、普段食べているおやつ（食べられるおやつ）の確認を行い、概ね 1 週間程度のローテーションを確認し、おやつを決定する。

原因食物を含むことが明らかな、食べられないおやつについても、品名等について可能な限り聞き取り、おやつのメニューを工夫したり、提供時に十分注意するなどの配慮を行う。



【例3】 原因食物として申告の多い「卵」「乳」「小麦」について、成分としての含有量によっては、日常的に食している（食することが可能な）おやつがあることから、保護者と協議し、食べられる範囲を確認しておく（蓄積しておく）ことで除去対応の参考とする。

児童氏名 原因食物	食べられる もの	食べてはいけない もの
<u>1年</u> ◇◇◇◇ 卵	ドーナツ、カステラ、バウムクーヘン	カスタードクリーム、プリン、シュークリーム、アイスクリーム
<u>2年</u> ◇◇◇◇ 乳	焼き菓子（クッキー）	ヨーグルト、乳酸菌飲料、カスタードクリーム、アイスクリーム
<u>3年</u> ◇◇◇◇ 小麦	ポテトチップス	ビスケット、パン、クッキー、めん

【発注】

おやつの原材料は、変更されている可能性があるため、定期的に原材料（成分表示）を確認したうえで発注する。

発注時において、あらかじめ成分を確認している場合でも、業者側に対し、該当原因食物の含有の有無等の確認など、安全に対する協力依頼を可能な限り実施する。

限られたおやつ（保護者の確認又は指定等）の場合、他の児童とのバランスも十分考慮して発注する。

（3）提供の仕方について

- ① 食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつの提供がある場合は、その日の運営スタッフに分かりやすく事務室内に明示するなど、情報の共有に努める。
- ② 個別対応でのおやつのお皿等については、色を変えたり、シールを貼るなどし、目で見て分かりやすい工夫を行う。
- ③ 運営スタッフがおやつの分配を行う場合は、必ず複数の運営スタッフで確認する。児童が交代で担当する場合は、必ず複数の運営スタッフが現認・監督しながら実施する。また、この場合で、食物アレルギーのある児童が担当となる場合は、原因食物への接触がないよう十分配慮する。

(4) 配膳について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童の配席には十分配慮する。

誤配が無いよう複数の運営スタッフにより確認する。

(5) 喫食中について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童がおやつの交換を行わないか注意深く見守る。

また、他の児童のおやつ（原因食物）の食べ残しやこぼれたものが、食物アレルギーのある児童に接触しないか注意する。

(6) 片付け・清掃について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、他の児童のおやつ（原因食物）の残滓が想定されるため、片付けや清掃の分担には注意する。

(7) おやつの時間の運営スタッフ体制について

おやつの提供を行うにあたり、運営指導者及び子ども指導員は、参加児童のアレルギーに関する情報の再確認を行い、あわせて、複数の運営スタッフを配置する。

おやつの提供は、主に子ども指導員が行うが、運営指導者については、複数配置の運営スタッフとして割り振られていない場合であっても、必ず分配・配膳・片付け等を現認するなど、現状把握に努める。

掲載資料

資料 (P.16～27)

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイタイトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について（依頼）
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイタイトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書 ※1
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

参考 (P.28)

- 1 トワイライトスクール参加申込書（要綱第1号様式）
- 2 トワイタイトルーム参加申込書（要綱第9号様式）
- 3 トワイタイトルーム選択事業登録申請兼減免申請書
（要綱第10号様式）
- 4 トワイタイトルーム一時利用登録申請兼減免申請書
（要綱第16号様式）
- 5 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

※1 指針の制定当時のものとは異なる最新のものを掲載しています。

※2 掲載を省略しています。
様式は、参考資料内「②放課後事業実施要綱」を参照してください。

トワイライトスクールの事業概要

1 事業趣旨

授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通じた異学年交流、地域の方々等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育てます。

2 対象者

参加を希望する1年生から6年生

3 活動日及び活動時間

- (1) 授業のある日 授業終了後 ～ 午後 6 時
- (2) 授業のない日 午前 9 時 ～ 午後 6 時

※ 授業のある日には、授業終了後、下校しないで学校から直接活動に参加します。

※ 日曜日・休日・年末年始等は、活動しません。

※ 希望する日だけに参加したり、午後6時以前に帰ったりすることもできます。

4 活動場所

トワイライトスクール プレイルーム

※ 学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

5 活動内容例

- (1) 遊び（室内や屋外での自由遊び、縄跳び、トランプ、ドッジビー、けんだま、オセロ、将棋等）
- (2) 学び（学びの講座、自習タイム、質問タイム、読書活動等）
- (3) 体験（伝統芸能、伝承遊び、茶道、華道、紙工作、英語遊び等）
- (4) 交流（地域活動・行事への参加、地域交流事業、親子参加型事業等）

6 運営スタッフ

- (1) 教育に識見を有する職員であり運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員（アシスタントパートナー）」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。
- (2) 体験活動等は、地域のボランティアの方々の協力を得て随時実施します。

7 保護者負担

- (1) 参加にあたり、保険関係費（年間400円程度）をご負担いただいています。
- (2) 体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

8 参加方法等

- (1) 授業のある日には授業終了後下校しないで、そのままトワイライトスクールに行き参加票を出します。参加票の記入・確認は、毎回保護者の方が行ってください。
- (2) 土曜日・長期休業中等の給食がない日に、昼食時間を含めて参加する場合は、弁当とお茶を持たせてください。
- (3) 「おやつ」はありません。ご家庭からも持参させないでください。（ただし、健康上特に必要な場合は、運営指導者にご相談ください。）
- (4) 遊び道具等はトワイライトスクールで用意します。ご家庭から持ち込まないようお願いします。（ただし、体験活動等で必要なものがある場合には、あらかじめ連絡します。）
- (5) 開設時間は、午後6時までです。お迎えは、開設時間内（午後6時まで）に完了してください。

9 活動の休止（基本的に学校の取り扱いに準じます）

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合
ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
 - (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合
 - ① 授業のある日
 - ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
 - ② 授業のない日（土曜日・長期休業中）
 - ア 午前7時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を休止します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に出了場合は、活動を休止します。
- ※ 台風の接近に伴い、トワイライトスクールの活動を休止する場合があります。
- ※ 大雨警報や洪水警報、震度5弱以下の地震等の場合は、原則として活動します。
ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが予想される場合、通学路の状況を把握し、学校等から情報を得て、活動を休止することがあります。

【お 願 い】

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

10 参加申し込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄（登録資料添付欄）に払込受領証をのり付けして提出します。
- (2) 参加開始希望日の7日前までに、トワイライトスクール事務室まで参加申込書を提出してください。
- (3) 参加申し込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申し込みが必要となります。
- (4) 参加申し込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎えの時刻を確認します。

11 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトスクールでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に努めています。「トワイライトスクールのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確認ください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトスクールの運営指導者まで連絡してください。
- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってくる必要があります。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたって配慮が必要な場合は、各トワイライトスクールの運営指導者にご相談ください。
- (6) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、各トワイライトスクールの運営指導者をお願いします。

トワイライトルームの事業概要

1 事業趣旨

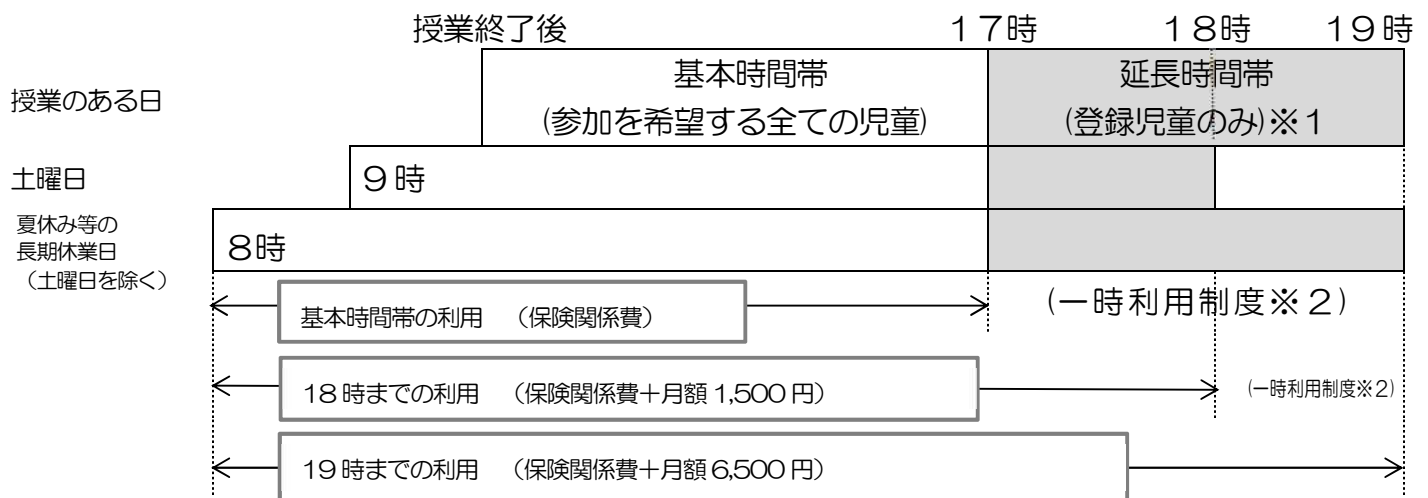
授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通じた異学年交流、地域の方等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育む役割と、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、子育て支援等としての役割を併せもつ事業を小学校施設において一体的に実施する事業です。

2 対象者

基本時間帯： 参加を希望する1年生から6年生

延長時間帯： 基本時間帯の登録者のうち、就労等で保護者が家庭にいないこと等により、子育てへの支援を希望する家庭の児童

3 開設時間及び利用料等



【活動日及び活動時間】

月曜日～土曜日（休日、12月29日～1月3日を除く）

	基本時間帯	延長時間帯
授業のある日	授業終了後～17時	17時～19時
土曜日	9時～17時	17時～18時
夏休み等の長期休業日（土曜日を除く）	8時～17時	17時～19時

【登録及び利用料等】

(1) 基本時間帯のみの利用の場合

参加にあたり、保険関係費（年間400円程度）をご負担いただいています。

また、体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

17時以降の利用をご希望の場合は、一時利用制度をご利用いただくこともできます（有料）。

(2) 延長時間帯を利用する場合（※1）

基本時間帯の参加申込とは別に、「選択事業登録」が必要です。

保護者が次の要件に該当する場合に、登録することができます。

就労、就学又は技能訓練、求職活動、病気・負傷・障害・看護・介護、妊娠・出産、災害、その他

18時までの利用	月額1,500円（おやつ代を含む）
19時までの利用（土曜日は18時まで）	月額6,500円（おやつ代を含む）

一時利用制度について（※2）

1日単位で延長時間帯を利用でき、利用料は1日（1回）1,000円です。

就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護・介護、冠婚葬祭等、やむを得ない理由がある場合に利用できます。利用に際しては、事前の登録が必要です。

※生活保護受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯(注)は、利用料が減免される場合があります。(減免の申請が必要です。)

注：選択事業登録児童の保護者がひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯が減免対象です。
児童の医療証だけでは減免対象とはなりません。

4 活動場所

トワイライトルーム プレイルーム

※学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

5 活動内容例

〔基本時間帯〕

- 「遊び」・「学び」・「体験」・「交流」を日々組み合わせて実施します。
- 「遊び」は室内や屋外での自由遊び、トランプ、将棋、縄跳び、ドッジビー等、「学び」は講座、自習、読書活動等、「体験」は伝承遊び、茶道、紙工作等、「交流」は地域行事への参加、親子参加型事業等を行います。

〔延長時間帯〕

- おやつ(菓子類、果物、乳製品等)を食べながら、子ども指導員を中心として1日を振り返ってのお話会を行う等、子どもたちとふれあい、くつろぎや安心感を持たせるような関わりをしていく時間帯です。
- お迎えにくる保護者に子どもの様子や変化を伝えたり、子育ての相談にのったりして、継続的な子育て支援を行います。

6 運営スタッフ

教育に識見を有する職員であり、運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの遊びや生活面でのサポートをする「子ども指導員」、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。また、体験活動等の際には、地域のボランティアの方々に協力をいただきます。

7 活動の休止 (基本的に学校の取り扱いに準じます)

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合
ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
 - (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合
 - ① 授業のある日
 - ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
 - ② 授業のない日(土曜日・長期休業中)
 - ア 土曜日は午前7時、長期休業中は午前6時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を休止します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
- ※ 台風の接近に伴い、トワイライトルームの活動を休止する場合があります。
- ※ 大雨警報や洪水警報等、震度5弱以下の地震の場合は、原則として活動します。
ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが見込まれる場合、通学路の状況を把握し、学校等から情報を得て、活動を休止することがあります。

【お 願 い】

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示(緊急)が発令された時は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

8 参加申し込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄（登録資料添付欄）に払込受領証をのり付けして提出します。
- (2) 参加開始希望日の 7 日前までに、トワイライトルーム事務室まで参加申込書を提出してください。延長時間帯を利用する場合は、利用を開始する月の前月の 25 日までに、参加申込書とあわせて(3)に示す選択事業登録の手続きに必要な書類を提出してください。
ただし、4 月から延長時間帯を利用したい方は、別で指定する日までに、必要書類をご提出ください。
- (3) 選択事業登録の手続きには、以下の書類が必要です。
 - ア 選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書
 - イ 選択事業登録を必要とする理由に応じた証明書類（保護者の人数分）※利用料の減免を希望する方は、必要に応じて確認書類を提出していただく場合があります。
- (4) 参加申し込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申し込みが必要となります。
- (5) 参加申し込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎えの時刻を確認します。

9 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の方の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトルームでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に努めています。「トワイライトルームのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確認いただき参加してください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトルームの運営指導者まで連絡してください。
- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってくるようになっていきます。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたっての配慮が必要な場合は、各トワイライトルームの運営指導者にご相談ください。
- (6) 延長時間帯では、おやつを提供します。そのため、お子様に食物アレルギーがあり、配慮が必要な場合は、登録申請の際に運営指導者まで必ずお申し出ください。
なお、選択事業登録や一時利用登録の申請書に、アレルギーの原因となる食物を記載する欄がございますので、ご確認の上、必ずご記入ください。
- (7) 利用料のお支払いは、口座振替・自動引落をご利用いただきますようご協力ください。なお、選択事業の利用料は利用月の 25 日に、一時利用の利用料は利用月の翌月の 25 日に引き落としとなります。ただし、初回は納付書でのお支払いとなります。
- (8) きめ細やかな配慮のもと、全てのお子様ที่充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。
- (9) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、各トワイライトルームの運営指導者をお願いします。

年 月 日

保護者の方へ

〇〇〇 小学校トワイライトスクール

食物アレルギーの対応について（依頼）

お子様の食物アレルギーに配慮し、トワイライトスクールに安心して参加していただくため、下記の書類の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

また、この書類をもとに、保護者の方に簡単にお話をお伺いいたしますので、書類が整いましたらトワイライトスクールまでご連絡の上、お越しくくださいますようお願いいたします。

記

1. 提出していただく書類

「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」（様式1）

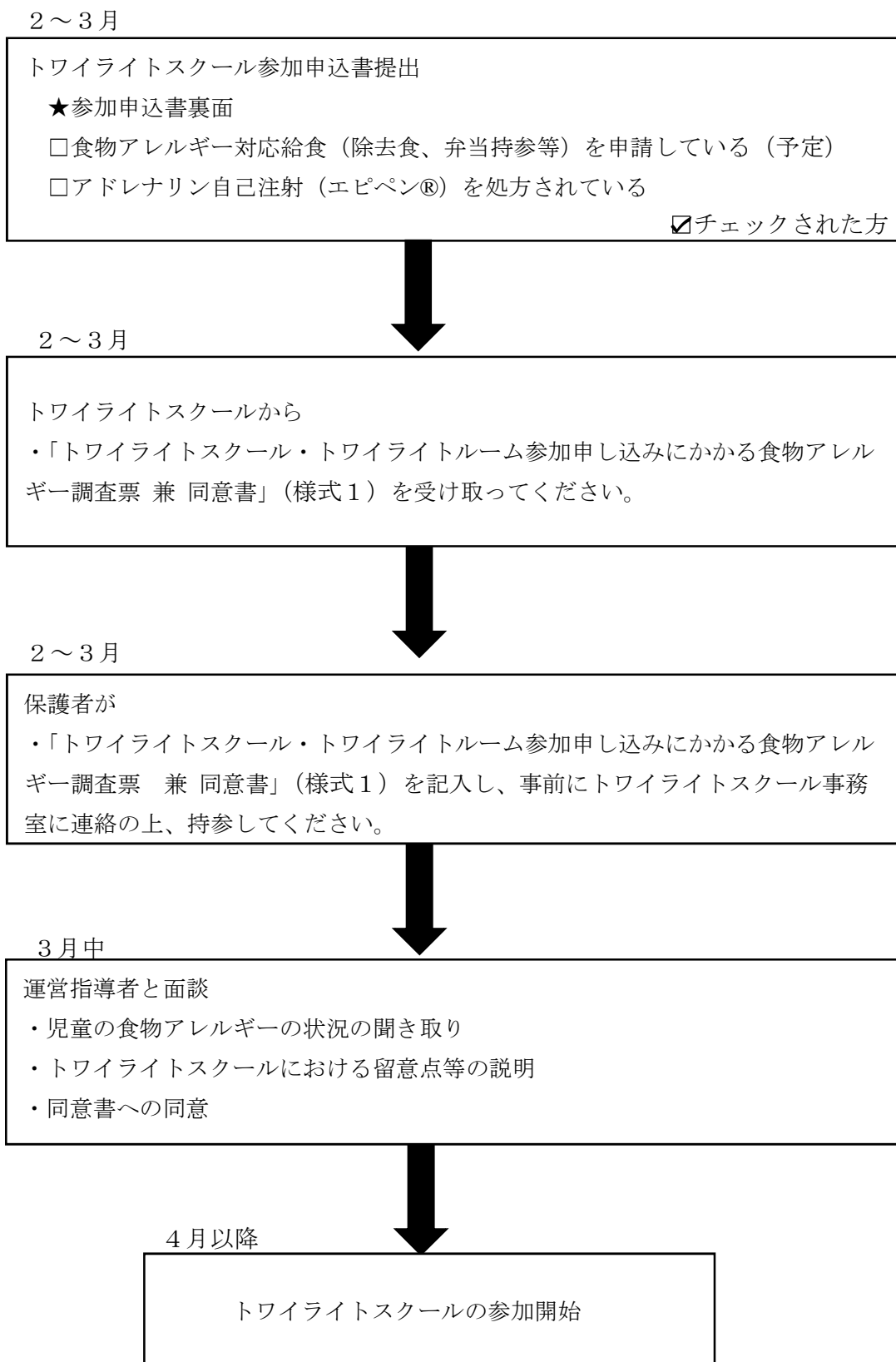
2. 留意点

- ・トワイライトスクール参加申込書において、「学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）」又は、「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている」に☒チェックされた方に依頼するものです。
- ・トワイライトスクールは学校とは別に実施する事業です。学校にアレルギーに関する書類をご提出いただいているところですが、トワイライトスクールにおいても、別添の調査票 兼 同意書をご提出いただく必要がありますので、ご協力ください。

〇〇小学校トワイライトスクール

電話：〇〇〇－△△△△

食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ



食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ

トワイライトスクールは、学校の教育活動とは別に実施する事業であり、運営を本市から民間事業者に委託しております。運営スタッフは学校の教職員ではなく、民間事業者から派遣された運営指導者と地域のボランティア（地域協力員）が、放課後の児童の安全を見守っております。

トワイライトスクールにおいて、アレルギー症状が出た場合、児童の安全確保のため、出来る限り適切かつ迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

そのために、次の点についてご了解いただき、児童の参加をお願いします。

- 1 児童のアレルギーの状況を把握するため、事前に「食物アレルギー調査票兼同意書」を提出してください。その調査票をもとに、運営指導者が面談をさせていただきます。
- 2 学校給食アレルギー対応のために、学校長に提出された「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」について、学校長からトワイライトスクールに写しの提供を受けることをご了承ください。
- 3 トワイライトスクールで取得した児童の食物アレルギーに関する個人情報について、児童の安全確保のため、運営に携わるスタッフで情報共有させていただきます。また、必要に応じて、児童にアレルギーがあることを、一緒に参加する児童にも伝えることをご了承ください。
- 4 トワイライトスクールにおいて、緊急時薬やエピペン[®]の使用を希望される場合は、児童に持参の上、トワイライトスクールに参加させてください。
学校に預けている緊急時薬やエピペン[®]をトワイライトスクールで使用することはできません。また、持参することは、学校の担任の先生にもお伝えください。

（裏面もあります）

- 5 トワイライトスクール参加中に、児童の様子に変化があった場合には、運営スタッフが保護者から、対応の指示をいただきますので、連絡がとれるようご協力ください。

保護者と連絡が取れない場合は、運営指導者の判断で緊急時薬の使用や救急車の要請をいたします。

児童の症状が重い場合は、できるだけ早く救急車を要請します。エピペン[®]をトワイライトスクールに持ってきている場合には、救急車到着時に救急隊に使用の判断を任せます。

- 6 救急車到着前に、救急隊からの指示、又は緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン[®]を使用する場合があります。その場合に備え、運営指導者が適切な対応をとれるよう、緊急時薬やエピペン[®]の使用のタイミングや使用方法等について、保護者が運営指導者に詳しく説明していただきますようお願いします。

- 7 トワイライトスクールは、運営指導者とボランティア（地域協力員）といった少人数の運営スタッフが、日々、参加児童が変わる中で、児童が安全に活動できるよう見守りを行っています。

アレルギーに関する専門知識を持つスタッフはおりませんので、アレルギーのある児童への対応につきましては、学校現場と同様の対応ができないなど、ご要望を全て受けることはできないことをご理解・ご了承ください。

記入年月日： 年 月 日

トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる
食物アレルギー調査票 兼 同意書

小学校	年	組	児童氏名	性別
			保護者氏名	
			緊急連絡先1 ()	—
			緊急連絡先2 ()	—

※トワイライト活動中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

食物アレルギーのために受診している医療機関

医療機関名 医師名

質問1 食物アレルギーのため、現在除去中の食物はありますか。

☐ いいえ☐ はい 食物名 ()

質問2 食物アレルギーの症状について、原因食物と、これまでに経験したことのある症状を記入してください。

食物名	具体的な症状

質問3 食物アレルギーの原因となる食物が皮膚についた、あるいは吸い込んだだけで症状が出たことがありますか。

☐ いいえ☐ はい 食物名 ()

質問4 食後に運動し、アレルギー症状が出たことがありますか。

☐ いいえ☐ はい 食物との関連 (☐あり ・ ☐なし)

質問5 アナフィラキシーを起こしたことがありますか。

☐ いいえ☐ はい (原因食物：)
(最終の発病年月日： 年 月 日)質問6 現在、緊急時に備えた処方薬がありますか。(☐あり ・ ☐なし)

「あり」の場合で、お子さんが処方薬を携帯して参加する場合は、具体的にお知らせください。

☐ 抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・気管支拡張薬 薬品名☐ アドレナリン自己注射薬 (エピペン®)☐ その他 ()

質問7 土曜日や長期休業中、給食のない日などで、お昼を挟んで参加する場合は、原則お弁当を持参して参加していただくことになっています。他の参加児童と一緒にお弁当を食べる際に気をつけてほしいことはありますか。「はい」の場合は具体的に記入してください。

☐ いいえ

☐ はい →

☆トワイライトスクールやトワイライトルームに参加するにあたり、食物アレルギーに関してその他に注意してほしい点などありましたら、ご記入ください。

【以下は、運営指導者との個別面談時にご記入下さい。】

【 同 意 書 】

別紙「食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ」について、内容を理解しましたので、以下にチェック☑した項目について同意いたします。

年 月 日

氏名 _____

- ☐ 児童のアレルギー対応について、必要に応じて運営指導者へ情報提供する必要があること。
- ☐ 「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を学校長に提出している場合は、学校長からトワイライトスクール・トワイライトルーム（以下「トワイライト」という。）に写しの提供を受けること。
- ☐ この調査票及びアレルギー対応に関する情報は、運営に携わるスタッフ全員に共有されること。また、必要に応じて一緒に参加する児童に、児童に食物アレルギーがあることを伝えること。
- ☐ 緊急時薬・エピペン®の使用を希望される場合は、児童に持参の上、参加させること。（学校に預けている緊急時薬・エピペン®をトワイライトで使用することはできないこと。）
- ☐ 児童の様子に変化があった場合には、万一保護者と連絡が取れなくても、緊急時薬の使用や救急車を要請する場合があること。
- ☐ 救急車を要請した場合には、緊急時薬・エピペン®を救急隊に渡したり、救急車到着前にエピペン®を使用する場合があること。
- ☐ 運営スタッフに食物アレルギーの専門知識を有する者がいないため、学校と同様の対応が難しいこと。

※ トワイライト記入欄

年 月 日

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

学年	クラス	児童氏名	原因食物	保護者氏名	緊急連絡先1	緊急連絡先2
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会

◎座長 (50音順・敬称略)

委 員 名	所 属	職・役職等
◎伊 藤 浩 明	あいち小児保健医療総合センター	内科部長
	NPO 法人アレルギー支援ネットワーク	副理事長
伊 東 さゆり	名古屋市立小中学校 PTA 協議会	副会長（母親理事代表(正)）
岡 本 理 恵	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課	地域看護係長
小 口 博 則	名古屋市立栄小学校	校 長
宍 戸 弘	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	専門員
野 村 孝 泰	名古屋市立大学大学院医学研究科	助 教
深 田 陽一郎	名古屋市教育委員会事務局学校保健課	指導主事

トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針

発 行：名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

TEL 052-972-3229

FAX 052-972-4119

E-mail：a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

発行年月：平成26年11月

⑩放課後事業の再参加について

1 趣旨

放課後事業の参加については、授業終了後、学校から直接参加することを原則としている。しかしながら、たくさんの友達や地域の大人と交流することのできる放課後事業への参加機会を出来るだけ広く認め、様々な家庭環境の子どもも幅広く参加できるようにすることが、子どもたちの放課後を豊かなものにするために有意義である。

そのため、土曜日・長期休業中について、児童の安全面などを考慮した一定のルールのもとに、一旦、自宅や留守家庭児童育成会（いわゆる学童保育所）など学校外に出てからの二度目の参加(再参加)を認めることとする。

2 土曜日・長期休業中の再参加

土曜日・長期休業中は、一旦学校外に出てから二度目の参加を認める。

(1) 参加方法

下記の太字部分（図の  部分）を認めることとする。

(2) 経路

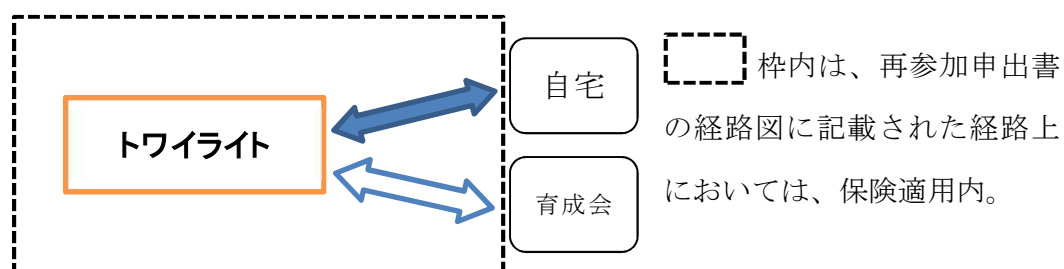
○ 自宅・留守家庭児童育成会 → トワイライト →

（自宅・留守家庭児童育成会※1） → トワイライト →

（自宅・留守家庭児童育成会） →  トワイライト（※2）

※1 トワイライトと自宅・留守家庭児童育成会以外の場所(習い事など)を直接行き来することは認めない（自宅・留守家庭児童育成会との往復途上のみ保険適用）。

※2 トワイライトとトワイライトの間に2回以上学校外を挟むことは、児童の参加把握が複雑となり、安全管理上問題があるため認めない。



3 授業のある日の再参加の特例

授業のある日については、下の例示の条件に示すように、児童の通学路の安全が確保できれば再参加を認めることとする。

また、留守家庭児童育成会からの参加については集団的参加と位置付ける。

《例》 個人的参加 条件：安全の確保（事前確認＋保護者等の送迎 など）

集団的参加 条件：安全の確保（事前確認＋指導員等の送迎 など）

○ 学校 → **（自宅・留守家庭児童育成会）** → トワイライト

○ 学校 → トワイライト → **（自宅・留守家庭児童育成会）** → トワイライト

4 保護者等の送迎

基本的には、現行の各トワイライトにおける送迎ルールに準ずる。

ただし、留守家庭児童育成会との往復途上については、複数児童での移動が見込まれるため、原則として指導員の送迎を条件とする。

（名古屋市子ども青少年局放課後事業推進室）

⑪放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(平成二十六年四月三十日)

(厚生労働省令第六十三号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 この府令は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(令元厚労令六一・令五厚労令四八・一部改正)

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上

させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）

を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令四厚労令一五九・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(令四厚労令一七五・追加)

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育

成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術

学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平二七厚労令一三三・平二八厚労令一二・平二九厚労令九四・平三〇厚労令一五・平三〇厚労令四六・平三一厚労令五〇・令二厚労令二一・一部改正)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない

ない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令四厚労令一五九・追加)

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(令四厚労令一五九・一部改正)

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則 （平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年九月二二日厚生労働省令第九四号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則 （平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第四六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年一〇月三日厚生労働省令第六一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月四日厚生労働省令第二一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年十一月三〇日厚生労働省令第一五九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六条の三（保育所に係るものを除く。）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第四十条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第三十七条の二（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）及び第七条の規定による改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則 （令和四年一二月二八日厚生労働省令第一七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

⑫「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

雇児育発 0530 第 1 号
平成 26 年 5 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長
(公 印 省 略)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

本日、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成 26 年 5 月 30 日雇児発 0530 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）が発出され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）の趣旨及び内容が示されたところであるが、基準第 10 条第 3 項第 9 号の取扱いについては、下記の事項に留意されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

基準第 10 条第 3 項第 9 号の「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、局長通知 3 の（3）のとおり、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。この者は、最終的には市区町村長の判断となるが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。

また、ここでの「継続的」とは、2 年以上従事し、かつ、総勤務時間が 2000 時間程度あることが一定の目安と考えられること。

⑬放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令について

30 子 事 第 2-2 号

平成 30 年 4 月 1 日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局長

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部を改正する省令について

みだしのことについて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（平成30年3月30日付子発0330第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）が別添のとおり通知されました。

本市では、省令基準を踏まえて、基準条例を策定しているため、本改正を受けて、放課後児童支援員の資格・要件について、変更がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

（1）放課後児童支援員の資格要件の拡大について

放課後児童支援員の基礎資格等について、基準省令第10 条第3 項に第10 号として、「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設する。

（2）基準省令第10 条第3 項第4 号の規定の明確化

基準省令第10 条第3 項第4 号で、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、基準省令第10 条第3 項第4 号について、「学校教育法の規定により・・・教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4 条に規定する免許状を有する者」に改正する。

2 改正年月日

平成 30 年 4 月 1 日

（放課後事業推進室 電話番号：972-3096）

⑭放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う 留意事項について

平成 30 年 4 月 1 日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局青少年家庭部
放課後事業推進室長

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部改正に伴う留意事項について

みだしのことについて、30子事第2-2号通知により、改正内容を通知しましたが、改正内容の取扱いについては、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 基準省令第10条第3項第10号について

- ・実務経験に含めることができる期間については、放課後児童健全育成事業に従事した期間であり、その他の児童福祉事業や放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した期間については、対象とならない。
- ・「市町村長が適当と認めたもの」には、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的に関わっている期間が5年以上あり、かつ総勤務時間が5,000時間程度あることを想定しているため、これらの要件に該当しない場合については、対象とならない。

2 基準省令第10条第3項第4号について

- ・改正前後で、教育職員として一定の資質を有する者を対象にしている点では、変更はないが、教員免許状の更新をしていない者、特別支援学校の教員免許のみを有する者、臨時免許状や特別免許状を有している者及び養護教諭免許を有する者についても、放課後児童支援員と認められる。

(放課後事業推進室 電話番号：972-3096)

⑮名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 10 月 8 日

条例第 60 号

改正 令和 2 年条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2 条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第 5 条第 2 項中「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり」と、省令第 6 条第 2 項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月 1 回は」と、省令第 10 条第 3 項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 3 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第 5 条 放課後児童健全育成事業者は、省令第 15 条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 27 年 4 月 1 日)

- 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であつて、省令第 9 条第 2 項及び省令第 10 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、適用しない。

附 則 (令和 2 年条例第 21 号)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員である者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。

⑯名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第21号

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「 1回は」と」の次に「、省令第10条第 3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。） 」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員であ

る者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。

⑰令和5年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

開催日	区 分 (会場)	名 称	講 師 (敬称略)	トワイライト スクール		トワイライト ルーム		
				運営 指導者	地域 協力員	運営 指導者	子ども 指導員	地域 協力員
5月23日	①放課後児童クラブ 指導員等初級研修 (高齢者就業支援セン ター)	発達障害について	ドロップス キャラバン隊in 名古屋				○	
6月13日	②食物アレルギー研修 (鯉城ホール)	食物アレルギー研修	聖霊病院小児科部長小児科医 谷田寿志 小児アレルギー エドューケー ター看護師 柏原一水	○		○	○	
9月26日	③指導者・指導員研修Ⅰ (鯉城ホール)	子どもたちに伝えたい タブレットのマナー	東海学園大学 准教授 武市 久美	○		○	○	
11月16日	④地域協力員 (AP) 研修 (鶴舞中央図書館第一集 会室)	読み聞かせ研修	鶴舞中央図書館 司書		○			○
12月12日	⑤地域協力員 (AP) 研修 (鯉城ホール)	働きやすい職場について考 える	人材育成研修家 奥田御帆 (みほ)		○			○
12月19日	⑥指導者・指導員研修Ⅱ (東スポーツセンター)	放課後の楽しい運動・ス ポーツ	名古屋障がい者スポーツ協会 荒賀博志 日本福祉大学スポーツ科学部 准教授 児玉友	○		○	○	
2月6日	⑦発達障害研修 (鯉城ホール)	発達障害の理解と支援	前名古屋市発達障害者支援セ ンター長 浅井朋子	○		○	○	

※ 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。

令和5年度は、県主催の子育て支援員研修、キャリアアップ研修、コーディネーター研修、指導者等研修、放課後児童支援員認定資格研修等の情報提供を行っている。

⑰令和4年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

開催日	区 分 (会場)	名 称	講 師 (敬称略)	トワイライト スクール		トワイライト ルーム		
				運営 指導者	地域 協力員	運営 指導者	子ども 指導員	地域 協力員
5月24日	放課後児童クラブ 指導員等初級研修 (高齢者就業支援セン ター)	発達障害について	ドロップス キャラバン隊in 名古屋				○	
6月30日	指導員研修 (鯉城ホール)	SDG s って実は身近なこと ですよ	なごや環境大学実行委員 愛知教育大学教授 大鹿聖 公	○		○	○	
9月13日	食物アレルギー研修 (鯉城ホール)	食物アレルギー対応研修	聖霊病院小児科部長小児科 医 谷田寿志 小児アレルギー エドゥケーター看護師 柏原一水	○		○	○	
10月18日	A P 研修会 (高齢者就業支援セン ター)	子どもの話を聴く大切さ	人材育成研修家 奥田御帆		○			○
11月17日	A P 研修会 (鶴舞中央図書館 第一集会室)	読み聞かせ研修	鶴舞中央図書館 奉仕第一係 司書		○			○
12月13日	放課後児童クラブ 指導員等中級研修 (鯉城ホール)	感染症防止について	株式会社メディカル・コン シェルジュ名古屋支社感染 管理認定看護師 渡邊 恵奈				○	
2月14日	発達障害研修 (鯉城ホール)	発達障害の理解と支援	小児科医 前名古屋市発達障害者支援 センター長 浅井朋子	○		○	○	

※ 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。

令和4年度は、県主催の子育て支援員、キャリアアップ研修、コーディネーター等研修、指導者等研修、放課後児童支援員認定資格研修等の情報提供を行っている。

⑱愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要項（抜粋）及び研修科目一覧 （写）

愛知県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

認定資格研修は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

2. 実施主体

認定資格研修の実施主体は愛知県とし、事業の一部を委託して行う。

3. 実施内容

（1）研修対象者

基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

（2）定員

認定資格研修の定員は1回あたり100名程度とする。ただし、感染症拡大防止等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

（3）研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、科目及び研修時間数等は別紙のとおりとする。

（4）研修の教材

「放課後児童クラブ運営指針解説書」を使用することとする。

（5）科目の一部免除

研修対象者が、既に資格等を取得しており、受講申込書等により確認を行った場合には、以下のとおり、研修科目の一部を免除する。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2－④子どもの発達理解」、「2－⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2－⑥障害のある子どもの理解」、「2－⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2－⑥障害のある子どもの理解」、「2－⑦特に配慮を必要とする子

どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

（6）既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなす。この場合において、愛知県知事（以下、「知事」という。）は、放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書（様式第1号-①）による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

（7）修了の認定・修了証の交付

知事は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第2号-①）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第2号-②）を交付する。

4. 実施手続

（1）受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は、受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、別に定める様式による受講申込書及び基準第10条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類（以下「受講申込書等」という。）を委託業者に提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を委託業者に提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当するかについて、確実にその確認を行うこととする。

5. 認定等事務

（1）認定者名簿の作成

知事は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号を記載した「愛知県放課後児童支援員認定者資格名簿」を作成する。

(2) 修了証の再交付等

知事は、認定を受けた者から、「放課後児童支援員認定資格研修修了証 書換交付・再交付申請書」(様式第3号)により、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更を生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したこと等の申し出があった際は、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(3) 認定の取消

知事は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6. 研修参加費用

研修参加費用のうち、テキスト等資料に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び研修中の宿泊費については、受講者が負担するものとする。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、委託業者と県が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

放課後児童支援員に係る愛知県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間 90分×3】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安心・安全への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の順守

合計24時間（16科目）

⑭令和5年度土曜学習プログラムの実施状況

区	東	北			西				中村	
実施校	砂田橋	楠	清水	川中	なごや	山田	中小田井	枇杷島	岩塚	牧野
第1回	6月3日	6月17日	5月20日	6月17日	6月24日	5月20日	6月24日	5月20日	5月20日	5月20日
第2回	9月16日	10月7日	10月28日	9月16日	10月7日	6月24日	9月16日	6月17日	6月10日	9月16日
第3回	10月14日	12月2日	12月16日	10月7日	11月25日	10月28日	10月14日	6月24日	9月30日	12月16日
第4回	12月2日	2月3日	1月13日	12月9日	2月10日	12月2日	12月2日		10月28日	
第5回	2月17日	2月10日	2月17日	1月13日		2月17日	1月20日		12月9日	

※ 応募する学校が生涯学習開放未実施の場合、コンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）中、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放」は「名古屋市放課後事業」に読み替えて作成してください。

②⑩名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体の応募申請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応募申請にあたっての提出書類）

第2条 コンソーシアムとして応募申請を行うにあたっては、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体募集要項に定める応募書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）次の事項を記載した届出書（第1号様式）

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

（2）コンソーシアムの申請書の提出及び契約締結の権限についての委任状（第2号様式）

（3）コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

2 市長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 第1項第3号の協定書は、別に定めるコンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）に従って作成するものとする。

（責任分担割合）

第3条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

（調査助言）

第4条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附 則

この要領は平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

第 1 号様式

コンソーシアム（共同事業体）応募申請参加届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

フリガナ コンソーシアム の 名 称		
代 表 者	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注）構成員が 2 者又は 4 者以上の場合は、適宜その他の構成員欄を削除又は追加すること。

第 2 号様式

委 任 状

年 月 日

名古屋市長

委任者

所在地

名 称

代表者

⑨

私は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募申請のコンソーシアムの参加に際しては、下記のものを代理人と定め、申請書の提出及び契約の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地

名 称

代表者

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第1条 当コンソーシアム（共同事業体）は、運営主体として、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアム（共同事業体）は〇〇コンソーシアム（この協定書において「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約における履行期間が終了し、当コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

2 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の運営主体を受託することができなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、名古屋市と他の法人等との間で名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 代表者は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

(1) 名古屋市と折衝すること。

- (2) 応募申請に関する事。
- (3) 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約締結に関する事。
- (4) 委託料の請求及び受領に関する事。
- (6) 他との関係団体との調整に関する事。
- (7) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関する事。

(構成員の責任分担の割合)

第8条 当コンソーシアムの構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇	〇〇%
〇〇〇〇〇	〇〇%

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の実施に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇〇とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約の履行期間終了後、決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(トワイライトルームへの移行の取扱い)

第15条 委託契約の履行期間中に、トワイライトスクールがトワイライトルームへ移行することとなった場合は、名古屋市から変更契約協議の内容について

て、構成員の間で協議し、合意に至った場合は、当コンソーシアムが共同連帯してトワイライトルームを営むものとする。

（委託契約期間中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、名古屋市及び構成員全員の承認を得なければ、当コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

- 2 構成員のうち委託契約期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が、連帯して事業委託を完了する。
- 3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任分担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条 当コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、事業の契約期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、名古屋市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

（事業委託契約期間中における構成員の破産又は解散に関する措置）

第18条 構成員のうちいずれかが、事業委託契約期間中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第4項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、名古屋市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

（解散後の瑕疵の担保責任）

第20条 当コンソーシアムが解散した後においても、当該事業委託契約期間中につき瑕疵があったものについては、各構成員は、連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇ほか〇〇団体は、上記のとおり〇〇コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇月〇日

名 称
代表者名

印

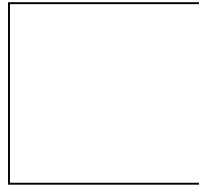
名 称
代表者名

印

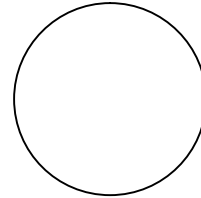
応募申請、契約の締結、委託料請求・受領等使用印

代表者

団体印

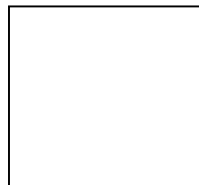


代表者印

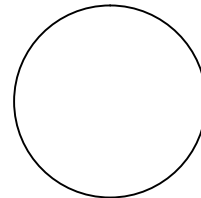


その他の構成員

団体印

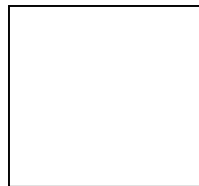


代表者印

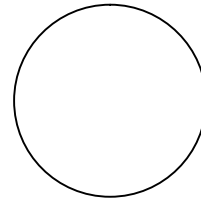


その他の構成員

団体印



代表者印



注) 構成員が2者又は4者以上の場合、適宜その他構成員欄を削除又は追加すること。

②1 名古屋市指名停止要綱

名古屋市指名停止要綱

15 財 用 第 5 号
平成15年 3月 5日

改正 平成17年 3月30日 16財用第28号、平成18年 3月30日 17財監第75号、平成19年 1月30日 18財監第66号、平成19年 3月28日 18財監第92号、平成20年 2月27日 19財契第 118号、平成23年 3月24日 22財契第57号、平成27年 3月26日 26財契第85号、平成29年 3月17日 28財契第66号、平成29年 9月20日 29財契第34号、令和元年 8月 5日 31財契第25号、令和 2年 3月25日 31財契第81号、令和 3年 3月29日 2財契第 109号、令和 4年 1月25日 3財契第75号、令和 5年 3月 7日 4財契第88号、令和 5年 9月 1日 5財契第36号、令和 6年 3月15日 5財契第82号

(趣旨)

第 1 この要綱は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「規則」という。）第 3条第 4項及び第16条第 2項の規定に基づき、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 規則第 3条の 3第 1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）が一定の事由に該当する場合において、これを本市との契約（以下「本市契約」という。）から一定期間排除することをいう。
- (2) 市長等 市長又は名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）により契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者をいう。
- (3) 局区等の長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第 1条に規定する局及び室、区役所、会計室、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに消防局の長をいう。
- (4) 資格審査部会 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年達第 2号）第 5条第 1項に規定する資格審査部会をいう。

(指名停止)

第 3 有資格者が別表第 1及び別表第 2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者

について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止が行われたときは、市長等は当該指名停止に係る有資格者を一般競争入札及び指名競争入札に参加させてはならない。この場合、当該有資格者について、現に競争入札参加資格有と通知し又は指名しているときは、当該通知又は指名を取り消すものとする。

3 第 7 の規定により資格審査部会の議を経て指名停止を行う場合の始期は、別表各号の規定にかかわらず資格審査部会の議を経た日とする。

また、指名停止の期間中の有資格者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

(下請負人に関する指名停止)

第 4 第 3 第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、当該下請負人について、情状酌量すべき事由があるときは、当該指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮することができるものとする。

(共同企業体の構成員に関する指名停止)

第 5 共同企業体が別表各号に掲げる措置要件（当該共同企業体の有資格者でないことを理由として措置要件に該当しない場合は、当該共同企業体の有資格者であるとした場合に該当する措置要件）のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の有資格者である構成員については、当該指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮することができるものとする。

2 第 3 第 1 項、第 4 第 1 項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体（有資格者に限る。）について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 6 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の 2 倍の期間とする。ただし、当該指名停止の期間は 3 年を超えることができない。
- (1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第 2 第 1 号又は第 2 号から第 4 号まで若しくは第 8 号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 2 第 1 号又は第 2 号から第 4 号まで若しくは第 8 号の措置要件に該当することとなったとき。
- (3) 談合情報が寄せられた場合等で、談合を行っていないとの誓約書を本市に提出したにもかかわらず、当該事案で談合を行っていたとして、別表第 2 第 2 号 (1)、第 3 号 (1) 又は第 8 号の措置要件に該当することとなったとき。
- 3 前項に定める場合を除くほか、有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため必要なときは、別表各号及び第 1 項の規定による指名停止の期間を 2 倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は 3 年を超えることができない。
- 4 別表第 2 第 2 号の措置要件に該当することとなった有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、別表第 2 第 2 号に定める期間の 2 分の 1 とする。
- 5 前項に定める場合を除くほか、有資格者について情状酌量すべき事由があるときは、別表各号並びに第 1 項及び第 2 項の規定による指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 6 別表第 2 第 2 号 (2)、第 3 号 (2)、第 2 号 (2) 若しくは第 3 号 (2) 又は第 8 号に該当するとして指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の原因となった事案について新たな事実が明らかとなり、それぞれ別表第 2 第 2 号 (1)、第 3 号 (1)、第 8 号又は第 2 号 (1)（逮捕又は告発の場合に限る。）若しくは第 3 号 (1) の措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間を当該措置要件に規定する期間に変更する。この場合において、当初措置した指名停止の期間が満了しているときは、変更後の指名停止の期間から既に措置した

指名停止の期間を控除した期間をもって再度の指名停止を行う。

- 7 前項の規定に基づき、指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行う場合において、第2項から第5項までの規定に基づき指名停止の延長又は短縮を行う必要があるときは、前項の規定による指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行った後、第2項から第5項までの規定を適用する。
- 8 第6項に定める場合を除くほか、指名停止の期間中の有資格者について、悪質な事由又は情状酌量すべき事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を2倍又は2分の1まで変更することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 9 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。
- 10 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要があるときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。

(資格審査部会)

第7 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査部会の議を経なければならない。第6第8項の規定により指名停止の期間を変更するときも、また同様とする。

- (1) 第4第1項ただし書き又は第5第1項ただし書きの規定を適用するとき。
- (2) 第6第3項又は第5項の規定を適用するとき。
- (3) 措置要件が別表第1第9号又は別表第2第5号若しくは第9号に該当するとき。

(指名停止の通知)

第8 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第6第6項若しくは第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6第9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、指名停止通知書(第1号様式)、指名停止変更通知書(第2号様式)又は指名停止解除通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。なお、指名停止を行うときは、通知においてその理由を明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第 9 市長等は、指名停止の期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

(下請負等の不承認)

第10 市長等は、指名停止の期間中の有資格者がその所管に係る契約について下請負し、又は受任することを承認しないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

(苦情申立て)

第11 第 3 第 1 項、第 4 第 1 項又は第 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による指名停止を受けた者は、当該指名停止の期間内に、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申立てることができる。

2 市長は、苦情の申立てがあつたときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 10 日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に定める休日を含まない。）に書面により回答するものとする。この場合、次条に定める再苦情の申立てができる旨を教示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

4 市長は、第 1 項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

第12 第11第 2項の回答に不服がある者は、当該指名停止の期間内（第11第 2項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が 2週間を下回る場合にあつては、第11第 2項の回答の翌日から起算して 2週間以内）に、市長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 市長は、前項の再苦情申立てがあつたときは、名古屋市入札監視等委員会に諮問する。

3 第 1項の再苦情の処理手続については、財政局担当局長（契約監理）が別に定めるものとする。

(指名停止の効力)

第13 第11及び第12における苦情及び再苦情の申立ては、指名停止の効力を妨げないものとする。

(報告等)

第14 局区等の長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、直ちに、指名停止事件報告書（第 4号様式）により財政局担当局長（契約監理）に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者から事実の概要を記載した届出書を提出させるものとする。ただし、届出書の提出について困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

2 名古屋市契約事務委任規則により契約事務の委任を受けた者は、その委任を受けた事項に関して有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、前項の規定を準用し、財政局担当局長（契約監理）に報告しなければならない。

3 財政局担当局長（契約監理）は、第 3第 1項、第 4第 1項又は第 5第 1項若しくは第 2項の規定により指名停止を行い、第 6第 6項若しくは第 8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 6第 9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者の商号又は名称、指名停止期間、適用条項及び指名停止理由について、局区等の長に通知するものとする。

(指名停止等の公表)

第15 第 3第 1項、第 4第 1項又は第 5第 1項若しくは第 2項の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称等について公表するものとする。第 6第 6項及び第 8項から第10項までの規定により、指名停止について期間を変更し又は解除したときも、また同様とする。

2 第11第 2項の規定により、苦情申立てに対する回答をしたときは、申立書面及び同項の書面の写しを公表するものとする。第12第 1項の規定による再苦情申立てに対し、別に定めるところによりその結果の通知をしたときは、申立書面及び通知の写しを公表するものとする。

(その他)

第16 指名停止に関する事務は、財政局契約部契約監理課において処理する。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局担当局長（契約監理）が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年 1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行以前に、この要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による警告等を受けている有資格者の当該警告等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載 本市契約に係る文書等に虚偽の記載又は記録をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
2 過失による粗雑履行 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
3 契約違反 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
4 公衆損害事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき。 (2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月 1か月
5 契約関係者事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を出したとき。 (2) 負傷者を出したとき。	当該事実又は行為を知った日から 1か月 2週間
6 落札決定後の契約辞退 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
7 賃金又は下請代金等の未払い 本市契約に係る賃金又は下請代金等の未払いについて、支払うことを内容とする判決等が確定し、なおそれに従わないとき。	当該事実又は行為を知った日から 支払いの完了が確認できるまで
8 本市契約以外の業務（以下「一般業務」という。）における事故 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 1か月
9 その他 本市契約において、前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 前各号に準じて定める期間

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 贈賄 (1) 本市職員に対する贈賄 有資格者である個人若しくは法人又は有資格者である法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人（以下「有資格者等」という。）が、本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄 有資格者等が、本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア イ以外の有資格者等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 2 4 か月 逮捕又は公訴を知った日から 4 か月 3 か月
2 独占禁止法違反行為 有資格者等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで告発されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1) 以外のもの	当該事実を知った日から ()内は逮捕又は告発の場合 1 0 か月 (1 2 か月) 6 か月 (8 か月)
3 談合 有資格者等が、刑法（談合又は公契約関係競売等妨害）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1) 以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 1 2 か月 8 か月
4 あっせん利得処罰法違反行為 有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1) 以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 1 2 か月 3 か月

措 置 要 件	期 間
5 市会の告発 次の（１）又は（２）に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （１）有資格者等が本市の市会から告発されたとき。 （２）（１）に該当する場合において、告発に係る事件に関して公訴を提起されたとき。	告発から 公訴の提起がされるまで。ただし、12 か月を超える場合は12 か月 公訴の提起から 12 か月以内
6 建設業法その他業務関連法令違反行為 （１）有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの（別表第1第8号に該当する場合を除く） （２）建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 8 か月 2 か月 行政処分を知った日から 4 か月 1 か月
7 その他の業務に係る違法行為 有資格者等が、業務に関し、刑法違反（公文書偽造、私文書偽造、詐欺、背任、偽計業務妨害）、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 8 か月 2 か月
8 談合等不正行為の確認 有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本市公正入札調査委員会が確認したとき。	当該事実を確認した日から 10 か月
9 不正又は不誠実な行為 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 前各号に準じて定める期間

指 名 停 止 通 知 書

財 契 第 号
年 月 日

様

名 古 屋 市 長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

名古屋市指名停止要綱、名古屋市上下水道局指名停止要綱及び名古屋市交通局指名停止要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、下記の通り、貴社に指名停止を行いましたので、通知します。

記

- 1 指名停止の期間
年 月 日 から 年 月 日 まで
- 2 該当条項等
要綱 及び別表
- 3 指名停止の理由

＊ この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間」の期間内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。

（問い合わせ先）

財政局契約部契約監理課 TEL：9 7 2-〇〇〇〇（直通）

指 名 停 止 変 更 通 知 書

財 契 第 号
年 月 日

様

名 古 屋 市 長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っているところ
ですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 停止期間の変更

変更前
変更後

2 変更の理由

＊ この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間（変更後）」の期間内に、名古屋市
長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てること
ができます。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL: 9 7 2-〇〇〇〇 (直通)

指 名 停 止 解 除 通 知 書

財 契 第 号
年 月 日

様

名 古 屋 市 長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っているところ
ですが、この度、当該指名停止を解除しましたので通知します。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL: 9 7 2-〇〇〇〇 (直通)

第 4号様式

年 月 日	
指 名 停 止 事 件 報 告 書	
(宛先) 財政局担当局長 (契約監理)	
局長 (室・区長)	
所在地 (住所) 名 称 (氏名)	
事件の概要	
名古屋市指名停止要綱 当 別表 第 号 該	
担当者情報 (所属・氏名・連絡先)	

②名古屋市生涯学習開放実施要綱

名古屋市生涯学習開放実施要綱

平成21年 3 月27日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号。以下「規則」という。）第2条第3号に規定する生涯学習開放（以下「開放」という）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営連絡会の設置)

第2条 地域の意見を踏まえた効率的、効果的な開放の推進を図るため、教育委員会（以下「委員会」という。）は、開放を実施する学校（以下「実施校」という。）に運営連絡会を設置することができるものとする。

(保護者)

第3条 規則第3条に規定する保護者は、次に掲げる者とする。

- (1) 親権者又は未成年後見人
- (2) 前号の者の委任を受けた者で法律上行為能力を有する者
- (3) その他委員会が特に認める者

(開放月日等)

第4条 規則別表第2 生涯学習開放（図書室及びプールに限る。）の表に基づく図書室の開放は週3日以内とし、開放時間は1日3時間以内とする。ただし、委員会が認めるときは、開放時間を1日4時間以内とすることができる。

2 規則別表第2 生涯学習開放（図書室及びプールに限る。）の表に基づくプールの開放は年20日以内とし、開放時間は1日3時間以内とする。

(開放の休止)

第5条 規則第4条第1項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、開放を休止する。

- (1) 学校教育活動等に支障があると実施校の学校長が認める場合
- (2) 実施校が公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙の実施による投票所となる場合で当該選挙の投票、投票所開設準備等での開放に支障がある場合
- (3) 非常災害時等の場合（学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱（平成21年3月27日教育長決裁）による）
- (4) 実施校の状況により委員会が特に認める場合

(図書室利用登録)

第6条 規則第3条第6項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 学校名等
- (4) 電話番号
- (5) その他委員会が特に必要と認める事項

(プール利用登録)

第7条 規則第3条第7項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 氏名

- (2) 住所
- (3) 学校名等
- (4) 年齢
- (5) 電話番号（緊急連絡先を含む。）
- (6) 利用者の保護者の署名
- (7) その他委員会が特に必要と認める事項
（登録証の提示）

第8条 図書室又はプールを利用しようとする者は、第6条又は第7条に規定する登録時に実施校毎に発行する登録を証する書類(以下「登録証」という)を提示するものとする。

（団体登録）

第9条 規則第3条第10項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次の事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体責任者の氏名
- (3) 団体責任者の住所
- (4) 団体責任者の電話番号
- (5) 団体の主な活動施設
- (6) 団体の使用目的(活動内容)
- (7) 団体の構成及び人員
- (8) その他委員会が特に必要と認める事項
（使用申込）

第10条 規則第5条第4項に規定する委員会が特別の事由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

- (1) 市又は市の機関がその主催する事業のために使用する場合
- (2) 学校関係団体が実施する事業のために使用する場合
- (3) 学区連絡協議会、学区青少年育成協議会等の地域の公共的団体が行う地域事業、又は地域行事のために使用する場合
- (4) 運営連絡会その他これに準ずる団体が主催又は共催する事業のために使用する場合
- (5) 学区連絡協議会その他これに準ずる学区の組織(以下「学区連協等」という)の構成団体がその目的を遂行するために行う事業のために使用する場合
- (6) 学区連協等が、学区の地域社会と密接な関連を有する公共的団体がその目的を遂行するために使用する事業と認める場合
- (7) 使用日の属する月の1月前の初日が開放日でない場合
- (8) 利用調整のため抽選を行う場合
- (9) 実施校の状況により委員会が特に認める場合

2 前項第1号から第6号までの規定に該当する場合には、使用しようとする日の10日前まで、随時受理することができる。

3 第1項第7号から第9号までの規定に該当する場合には、使用日の属する月の前々月の10日以降で、あらかじめ実施校が指定する日から使用日の10日前まで受理することができる。

（使用料）

第11条 規則第6条第1項ただし書の規定により無償とすることができるのは、前条第

- 1 項第1号から第6号までの規定に該当する場合とする。
- 2 使用料は納入通知書により徴収する。
- 3 第5条の規定により開放を休止した場合は、当該既納の使用料を還付する。
(委任)

第12条 この要綱の運用に関する事項は、生涯学習部生涯学習課長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この要綱による改正後の名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

②学習開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

平成 21 年 3 月 27 日教育長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、
学習開放及び生涯学習開放事業における非常災害時等に事業を休止する場合の基
準を規定する。

第 2 条 削除

(学習開放)

第 3 条 次の各号に規定する場合は、学習開放を休止する。

(1) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 4 非常配備基
準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、日曜日においては午前 11 時の時点で、事由が消滅している場合には午後
1 時から事業を実施する。また土曜日においては、午後 3 時 30 分の時点で、事由が
消滅している場合には午後 5 時 30 分から事業を実施する。

(2) 名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 3 非常配備に相当する事由が発生し、か
つ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると名古屋市教
育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合

(3) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている
場合及びその時点以後事業開始までに発令された場合

(4) その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会
が認める場合

(生涯学習開放)

第 4 条 次の各号に規定する場合は、生涯学習開放を休止する。

(1) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 4 非常配備基

準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、事由が消滅している場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、事由が消滅しているときは、午後 6 時から事業を実施する。

(2) 名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 3 非常配備に相当する事由が発生し、かつ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会が認める場合

(3) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合及びその時点以後に発令された場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、警報が解除されている場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、警報が解除されているときは、午後 6 時から事業を実施する。

(4) その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会
が認める場合

(使用料の還付)

第 5 条 第 3 条及び第 4 条の規定により使用を取り消した場合は、当該既納の使用料を
還付する。

(休止の協議)

第 6 条 第 4 条において、委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらかじめ学校及び当該事業を本市から委託を受け実施する団体の長と協議するものとする。

2 第 3 条において委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらかじめ学校
長と協議するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は生涯学習課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施により非常災害時における名東高校学習開放事業の運営要綱（平成16年11月1日教育長決裁）を廃止する。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から実施する。

②④生涯学習開放（プール開放）管理運営業務委託にかかる取扱基準

生涯学習開放（プール開放）管理運営業務委託にかかる取扱基準

（目的）

第1

この基準は、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託仕様書」及び「名古屋市生涯学習開放実施委託特記仕様書」に基づき、運営主体が行う生涯学習開放業務のうち、プール開放の管理運営業務を実施するために必要な取扱について定めるものである。

（関係法令等の遵守）

第2

- (1) プール開放の管理運営を実施するにあたっては愛知県プール条例（昭和 36 年愛知県条例第 1 号）、同条例施行規則（昭和 36 年愛知県規則第 11 号）、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）その他関係法令等（愛知県発行「プール管理の手引き」を含む）について精通し、これらを遵守して業務を行うこと。
- (2) 警備業法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務を営むことについて、同法に規定する必要な手続き等を行うこと。
- (3) 本市が作成する新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト等に従って適切な感染対策を講じたうえで業務を行うこと。

（業務従事者）

第3

プールを開放する学校（以下「実施校」という。）ごとに下記に定める者を配置すること。

(1) プール開放管理運営業務責任者

ア プール開放の管理運営業務に関する責任者として、プール開放管理運営業務責任者（以下「業務責任者」という。）を、プール開放時間中に常時 1 人配置すること。業務責任者はこの基準に係る業務全般にかかる責任を負い、業務内容を的確に把握し、他の業務従事者を指揮指導し、施設等に適用される関係法令等を遵守して、常に安全良好な業務を行うこと。

イ 業務責任者は、プール監視等プールの管理運営業務に十分な知識経験があり責任者としての資質を有する者であること。

ウ 業務責任者はプール管理にかかる機械設備の運転及び維持管理業務を行うことができる者であること。

エ 業務責任者は、日本赤十字社の「水上安全法救助員・救急法救急員」、（公財）日本体育施設協会の「水泳指導管理士」、（公財）日本スポーツ協会の「水泳コーチ 1 ～ 4 ・水泳上級教師・水泳教師」又は（公財）日本水泳連盟の「基礎水泳指導員」のうちいずれかの有資格者で、一定以上の泳力を有した者とする。

(2) プール開放監視等業務従事者

ア プール開放の管理運営業務を行うものとして、プール開放監視等業務従事者（以下「業務従事者」という。）を必要数配置すること。

イ 業務従事者は、プールの監視及び救急業務（以下「監視業務等」という。）の従事に適した

健康な者であること。

- ウ 業務従事者は、(1)エの資格を有した者か、本市の主催する普通救命講習（自動体外式除細動器（AED）を業務等で使用することを想定した「普通救命講習 2」（AED認定コース）が望ましい）又は上級救命講習（これと同等以上の、他の機関が主催する救命講習でも可）を受講した者で、一定以上の泳力を有した者とする。

（研修・講習等）

第4

- (1) 運営主体は、業務責任者及び業務従事者（以下「業務従事者等」という。）に対し、救急法及び救急処置法に関する講習会等に参加させ、併せて救急法及び救急処置法についての訓練等を実施するものとする。
- (2) プールサイドには、救急薬品などを常備しておくほか、携帯電話、緊急時の連絡先一覧表を備え、事故発生時の対処方法についての訓練を実施しておくこと。
- (3) 運営主体は、業務従事者等に対し、警備業務を適正に実施させるため、警備業法に基づき、必要とされる教育を実施するものとする。

（業務報告等）

第5

プールの開放期間中は、毎日、所定の様式によるプール管理日誌に、必要事項を記載し、保管すること。

定期業務にあつては、業務完了後すみやかに業務完了報告書を作成し提出すること。その他本市が必要とする場合には、本市の要請に基づき書類を作成し、提出するものとする。

（業務従事者等の配置等）

第6

(1) 監視業務等

プールの開放時間中は常に業務従事者等を下記のポスト数配置し、利用者の安全確保を最優先とした監視業務等を遂行させること。またプール利用者に、関係法令及び注意事項を遵守させるとともに、利用者が安全で快適に遊泳できるよう、プールの管理運営に努めること。

ア 吹上小・八熊小・明治小については常時2ポスト以上

イ 高見小・旭丘小・道徳小（別槽低学年用プールあり）、常安小（同一水槽内低学年用コースあり）については常時3ポスト以上

ウ ア又はイに関わらず、本市が指示する日や、同一水槽内の低学年用フロア（高見小・八熊小・明治小）に利用がある場合は、通常よりも監視箇所を増やし、監視業務等の強化にあたること。また、この基準に定める業務内容、プールの施設・設備の状況及び入場者数の推移等を勘案したうえで、必要な人数を配置し、安全に十分配慮すること。

エ 監視業務等に従事するものを交替する時は、次の従事者が指定の位置についてから交替すること。また、交替時の連絡を密にし、業務に支障を来たさないよう留意すること。

(2) プール開放の管理業務

プール開放の管理運営を円滑に遂行するため、プール開放の管理業務要員として、上記の監視業務等の必要配置数とは別に、業務従事者等を1ポスト以上配置するこ

と。なお、緊急時等には、監視業務等に従事する業務従事者等と連携を図り速やかに対応すること。

(3) 業務従事者等の服装等

- ア 利用者との対応は、安心感、信頼感、満足感を与えることができるよう努め、不快感を与えないよう言葉遣い等には十分留意すること。
- イ 業務従事者等の服装は、当該従事者であることが第三者から容易に識別できるものとする。また、監視業務等に従事するものの服装は、事故等が発生した場合に備え、緊急時に即座に入水できる服装とし、人工呼吸用携帯マスクを常時携帯すること。

(プール開放の休止)

第7

名古屋市生涯学習開放実施要綱（平成21年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第5条に規定する場合は、プール開放を休止とするが、その他下記の事情が発生した場合には、プール開放の実施の可否を本市と速やかに協議すること。なお、プール開放中に下記の事情が発生した場合は、開放を一時中止のうえ本市と協議すること。なお、プール開放を休止する場合も、プール開放を予定していた時間中については、来場者の対応その他プールの管理上必要な人員を配置しておくこと。

- (1) 気温が水温より低い場合及び水温が22℃を下回る場合
- (2) 天候が悪い場合（雷を感知した場合は、即刻遊泳を中止させ、利用者等を安全な場所に避難させること。）
- (3) 水中心検等により異常を発見し、改善が困難な場合
- (4) プールに起因する感染症発生時
- (5) 上記のほか、現場の状況から、プール開放を実施することにより利用者の安全・衛生管理上支障があると認められる場合

(監視業務等に係る注意事項)

第8

(1) プール利用上の注意事項

- ア 入水に先立ち必ずシャワーを使用させること。
- イ 遊泳の際他の人に危害が及ぶ恐れのある物品（ゴムボート、シュノーケル、足ヒレ、浮きマット、ガラス製品（水中眼鏡含む）等）の持ち込みは禁ずること。
また、大型の浮輪等は混雑が予想される場合、持ち込みを制限・禁止すること。
なお、浮輪、ビート板、ヘルパー、ビーチボール、プラスチック製の競泳用ゴーグルは使用できるものとする。
- ウ 眼鏡を使用しての入水をさせないこと。
ただし、利用者の状態を判断し、幼児の保護等でやむを得ない場合には、脱落防止等の対策を講じた後入水させてもよいものとするが、眼鏡を直接水に入れさせないこと。
- エ ヘアピン、時計、指輪、ネックレス等遊泳中に危害が及ぶ恐れのある物品の使用を禁ずること。
- オ 入水時は水泳帽を着用させることとし、水着以外の着衣での入水をさせないこ

と。

カ 体調不良などの様子が見られる利用者には、利用者の状況を確認し、利用を控えさせる等適切な助言をすること。

キ 実施校の敷地内はすべて禁煙とすること。また、飲食についても禁ずること。

ク 飛込み、潜水、プールサイドの走行など、事故の恐れとなる行為を禁ずること。

ケ 風紀上好ましくない行為、場内での粗暴な行為等他人に迷惑や危害が及ぶ恐れのある行為は禁ずること。

コ 上記のほか、プールの安全・衛生管理上支障のある行為を禁ずること。

(2) 事故が発生した時の措置等

事故等の発生に備え救急法、応急処置法等につき日頃から訓練等を行い、万一急病や負傷等の事故が発生した場合は次の事項を遵守すること。

ア 直ちに救助に当たるとともに、患者の状況を正確に把握し、適切な措置を行うこと。

イ AED（自動体外式除細動器）を必要とする場合は、知識のある者が対応すること。

ウ 他の利用者の整理にあたること。

エ 発生した事故の状況、負傷者の状況の経過等について、速やかに本市に報告すること。

(業務内容)

第 9

(1) プール開放の管理業務

プール開放期間中の毎日、プール開放の管理業務として下記の業務を実施すること。

ア プール開放の受付業務。なお、利用当日の登録証の利用者の保護者の署名を確認のうえ、当該登録者及びその者に同行する保護者（実施要綱に規定する保護者。以下同じ。）をプールに入場させること。ただし、次の事項に該当する者は入場させないこと。

(ア) 保護者の同行しない 15 歳未満の者（小学校の第 3 学年以上の学年に在籍する者その他これに準ずる者を除く。）

(イ) 酒気を帯びた者及び伝染性疾患者

(ウ) 体調不十分と認められる者

(エ) ペット等の動物を伴う者

(オ) 他人に危害を及ぼす物及びプールを汚染させる恐れのある物を持つ者

(カ) 上記のほか、利用者の安全・衛生管理上支障があると認められる場合

イ 入場者数の集計を行うこと。

ウ 更衣室への案内及び誘導を行うこと。

エ 更衣室、便所等の巡回を適宜実施し、盗難・事故等の防止に努めること。

オ ロッカーの使用状況を定期的に確認すること。

カ 遺失物の整理、問い合わせ等の業務を行うこと。なお、閉場時にプール水槽内、プールサイド、更衣室、ロッカー内等の遺失物の有無の確認を行い、遺失物が確認されたときは、本市の指示により適正に処理すること。また、出入り口等の施錠確認を確実にすること。

キ プール開放の管理上トラブルが発生した時には迅速かつ適切に対応し、原則として運営主体の責任により処理すること。また、本市にも当該状況を速やかに報

告すること。

ク 上記のほか、プール開放の管理上必要な業務を行うこと。

(2) 監視業務等

プール開放期間中の毎日、プール開放の監視業務等として下記の業務を実施すること。

ア 監視業務等に係る注意事項等を遵守のうえ、プール水槽及びプールサイド等の監視業務等を行うこと。また、プール利用上の注意事項についてはプールサイドなどの利用者の見やすい位置に掲示するとともに、利用者に対して必要な指示、注意を行うこと。

イ 開場前に場内の安全・衛生を確認するとともに、プール及び付属施設、設備、備品等の保全には常に留意すること。また「プール熱」等感染症の予防に努めること。

ウ 開場後は毎時、安全確認のため5分間程度遊泳を中止させ、遊泳者をプールサイドにあげ、遊泳者及びプール水槽内の安全・衛生を目視及び水中点検し、確認すること。

エ 開場前、開場後の毎時及び閉場時に排水口等の蓋の二重設置及びボルト等の固定状況について潜水確認にて点検を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、プール開放を一時中止のうえ、直ちに本市に報告すること。また、高見小、八熊小、明治小については、低学年用のプールの台座についても、開場前、開場後の毎時及び閉場時に設置状況を確認、点検のうえ、利用者の安全上適切な対応を図ること。

オ プール入場時及びウの後、再度遊泳者を入水させる前には、ラジオ体操、ストレッチ等の準備運動の指導を行った後に入水させること。

(3) 清掃業務等

ア 日常清掃

(ア) モルタル床面

掃除機等で丁寧に集塵し、その他の汚れは固く絞った水モップ等で拭き取る
こと。

(イ) ガラス、鏡面

更衣室等のガラス（低所）及び洗面所等の鏡面は拭き掃除をし、ムラや曇り
のないよう磨くこと。

(ウ) 手摺、ノブ、窓枠等

塵埃を除去した後、乾いた布で乾拭きし、特に汚れの著しい場所は洗剤等を
使用し洗浄すること。

(エ) プール水槽

浮遊物及び水底沈殿物を除去すること。

(オ) プールサイド、シャワー、足洗い場

遊泳時間終了後、水洗いしブラッシングの後水きりを行うこと。

また、特に汚れの著しい場所は洗剤等を使用しデッキブラシ等で汚れを除去
し水洗いすること。

(カ) 更衣室

開場時間内においては、適時見回りし、抜け毛等を除去すること。

また、利用者が退場したことを確認した後、水洗いし、ブラッシングの後水
きりを行い、スノコ等も水洗いにより下部の塵埃等の除去を行い、特に汚れの
著しい場所は洗剤等を使用しデッキブラシ等で汚れを除去し水洗いすること。

(キ) コインロッカー

更衣室のコインロッカーの内部及び外部を、利用状況により適宜水拭き等適

切な方法で清潔に保つこと。また、適宜消毒をすること。

(ク) 椅子、ベンチ等

プールサイドに設置してある椅子、ベンチ等は、水拭き等により清潔に保つこと。

(ケ) 便所

便所の床面は水洗いし、ブラッシングの後水きりを行い清潔に保つこと。

衛生陶器については、洗剤、柄付きたわし等で内側をよく洗い、周囲及び金属部分は雑巾等で水拭きすること。また、適宜消毒をすること。

さらに、洗面台は周辺部を含め水拭きし、常に清潔に保つこと。また、適宜消毒をすること。防臭剤、トイレットペーパーは随時取替え補充すること。

(コ) 通路等

業務従事者等及びプール開放の利用者の動線となる通路等については、毎日1回以上掃き掃除を行い、ゴミ、紙屑等を除去すること。

(サ) 側溝・集水枥等

適宜、プールサイドの側溝・集水枥に滞留した砂・泥・ゴミ等を取り除き、排水口のゴミ等を取り除くこと。

(シ) ゴミの集積、処理

ゴミ屑入れ及び清掃箇所から収集したゴミは、運営主体において適切に処分すること。

イ 特別清掃

実施校の学校長（以下「学校長」という。）と調整のうえ、夏季休業日に、原則として1回、プール水槽の水を落とし、タイル目地を傷めないよう留意して、水槽内壁、底部をブラシ等で洗浄し、塩素剤を塗布し再度洗浄すること。また、プール水を全換水した際は、プール本体の給水施設や排水口、ろ過機の循環水の取水口の金具が固定されたネジ、ボルト等に破損がないか確認を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、直ちに本市に報告すること。特に、排水口等の蓋については必ず二重設置及びボルト等による固定状況の確認を行うこと。

なお、業務の遂行にあたっては、業務従事者等の安全に万全の措置を講ずるものとし、脚立等の器材は運営主体の負担で用意すること。

(4) 機械設備運転管理及び水質保持・検査業務

業務を遂行するにあたり、学校長及び本市と業務連絡を緊密にし、機械設備等の取扱方法を熟知し、適正な運転、確実な点検及び保守を行ない、事故による損害を未然に防ぐとともに、故障箇所の早期の発見に努め、プールの管理運営に支障のないようにすること。

ア 機械設備の点検、保守は毎日実施すること。

イ 運営主体は水質測定器を準備し、プール開放の開場前及び開場後の毎時に水質検査等（残留塩素、水素イオン濃度、水温、気温）を実施すること。プール水は、残留塩素 0.4mg/L 以上、水素イオン濃度（pH 値） 5.8 以上 8.6 以下とし、足洗いは、残留塩素 50mg/L～100mg/L を保つものとし、浄化・消毒設備に成分規格を確認したうえで、適正に薬品を注入するなどにより、愛知県プール条例等の関係法令等に定める水質の維持管理に努めること。

ウ 1週間に1度、ヘアーキャッチャーの清掃を行うこと。

エ 機械設備の日常運転の際には、付属計器等を定期的に監視し異常の有無に注意をはらうこと。

オ 故障、異常が発生した場合は、直ちに本市に連絡するとともに、適切な措置を講じること。

カ 上記のほか、プール開放の管理運営上必要な業務を行うこと。

(5) コインロッカーの設置

プール開放期間中は各実施校の更衣室に、10戸口の100円リターン式コインロッカー（W840×D455×H1790程度）を、転倒防止処置を行ったうえで、2本設置すること。また、プール開放期間中の学校教育活動等に支障が生ずることのないよう、搬入・搬出の日時や設置位置は学校長の指示に従うこと。

(6) AED（自動体外式除細動器）の設置

プール開放期間中は各実施校のプールサイドにAED（自動体外式除細動器）を1台設置し、業務従事者等に機構、機能、取扱方法等の説明及び適切な指導を実施すること。

(7) 低学年用のプールの台座の設置

高見小、八熊小、明治小については、学校長と調整のうえ、学校が保管する低学年用のプールの台座をプール開放の開始前の期間にプール水槽に適正に設置し、プール開放期間終了後には学校長の指示する場所に収納すること。なお、台座の設置に際しては、利用者に危険のないよう安全面に充分配慮すること。

(8) 閉場作業

プール開放期間終了後は、期日等について学校長と調整のうえ、プール開放を実施するために用意した備品の撤去等の閉場作業を行うこと。

（その他）

第10

(1) 損害賠償責任等

ア 運営主体並びに運営主体に雇用等及び業務委託されたものの故意又は過失により、本市又はプール開放利用者等の第三者に損害を与えた場合、原則として運営主体が損害賠償責任を負うものとする。

イ アにより発生した損害について、本市が第三者に対し賠償を負った場合は、本市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を運営主体に対して求償できるものとする。

ウ 運営主体はア及びイに定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で賠償保険に加入し、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じること。

(2) 使用物品等

業務を遂行するために必要な消耗品等（トイレトペーパー、清掃業務等に要する用品、水質維持に要する薬品等含む。）は、運営主体が準備すること。なお、学校長の許可を得た場合に限り、机、椅子等の物品をプール開放用に学校から借用し使用することができるものとする。